

4月定例教育委員会 付議案件表

◎教育長報告

◎議案

番号	案件名	課名
議案第1号	直方市保育の必要性の認定基準及び保育所利用に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示について	こども育成課

協議事項

案件名	課名
-	-

報告事項

案件名	課名
直方第一中学校 第3学年生徒の保健体育科「武道」について	学校教育課
令和6年度直方市立小中学校管理職等人事について	学校教育課
直方市学校規模適正化基本指針検討委員会について	学校教育課
直方市保育体制強化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について	こども育成課
健康診断等における児童生徒の着衣について	教育総務課

その他

- ・ 5月行事について(学校教育課 当日配布)
- ・ 教育委員会連絡先メールアドレス変更について
- ・ 会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和6年3月20日～令和6年4月9日

3月	20	水	
	21	木	アントレプレナーシップカリキュラムに関する会議
	22	金	
	23	土	
	24	日	
	25	月	教育長会及び第2回北九州教育事務所管内不祥事防止対策推進委員会 市長表敬訪問（全日本スノーボード選手権2種目で準優勝）
	26	火	
	27	水	
	28	木	令和5年度第4回DX推進本部会議
	29	金	退職者辞令交付式 臨時校長会議 退職教職員辞令交付式 新任管理職等辞令交付式（北九州教育事務所） 転入・新任管理職等服務宣誓式
	30	土	
31	日		
4月	1	月	新規採用教職員辞令交付式（北九州教育事務所） 直方市新規職員辞令交付式 臨時校長会議 教職員辞令交付・服務宣誓式
	2	火	4月定例校長会議
	3	水	市長表敬訪問（直方スイミングスクール野上）
	4	木	
	5	金	
	6	土	
	7	日	
	8	月	
	9	火	定例教育委員会

教育委員会行事予定

令和6年4月10日～令和6年5月14日

4月	10	水	
	11	木	
	12	金	
	13	土	
	14	日	
	15	月	福岡県市町村教育委員会教育長会議（県庁） 福岡県市町村教育委員会連絡協議会総会（県庁）
	16	火	教育長会（北九州教育事務所）
	17	水	
	18	木	
	19	金	
	20	土	
	21	日	直方文化連盟定例総会
	22	月	
	23	火	
	24	水	教育研究所1年次研究員辞令交付式 第1回研究会
	25	木	
	26	金	第1回第5地区教科用図書採択協議会（宮若リコリス）
	27	土	
	28	日	
	5月	29	月
30		火	
1		水	
2		木	
3		金	
4		土	
5		日	
6		月	
7		火	
8		水	令和6年度九州都市教育長協議会定期総会・研究大会
9		木	令和6年度全国都市教育長協議会定期総会・研究大会
10		金	”
11		土	
12		日	
13	月		
14	火	定例教育委員会 DX推進本部会議	

議案第1号

直方市保育の必要性の認定基準及び保育所利用に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示について

直方市保育の必要性の認定基準及び保育所利用に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示について、別紙のとおり提案する。

令和6年4月9日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第2条第2号の規定により提案するものである。

直方市保育の必要性の認定基準及び保育所利用に関する事務取扱要綱を改正する
改め文

第10条第2号ただし書を削る。

直方市保育の必要性の認定基準及び保育所利用に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
<p>(広域入所)</p> <p>第10条 教育長は、市内保育所等に入所の余裕があり、次の各号のいずれかの条件を満たした場合に限り、市外の乳幼児に対して市内の保育所の利用を認めるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 市内保育所等に在園中に市外へ転出し、引き続き保育所への入所を教育・保育給付認定保護者が希望する場合で、かつ、教育長と転出先の市町村と協議が整っていること。 _____</p> <p>_____</p>	<p>(広域入所)</p> <p>第10条 教育長は、市内保育所等に入所の余裕があり、次の各号のいずれかの条件を満たした場合に限り、市外の乳幼児に対して市内の保育所の利用を認めるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 市内保育所等に在園中に市外へ転出し、引き続き保育所への入所を教育・保育給付認定保護者が希望する場合で、かつ、教育長と転出先の市町村と協議が整っていること。<u>ただし、当該入所は、当該年度内に限る。</u></p>

令和6年度直方市立小中学校管理職等人事

1 管理職人事

※ 教務主任

	校 長	教 頭	主幹教諭(教務担当)
直方南小学校	今川 恵子(留)	島 三千代(動)	※川原 敏浩(留)
直方北小学校	下元 操(動)	藤村 恭子(新)	※斎藤 祐太(新)
直方西小学校	山野 直樹(留)	広瀬 京子(留)	※河内 祐子(留)
新入小学校	塩田 昌伸(留)	木崎 智巳(留)	稲光 清美(留)
感田小学校	村上 善道(新)	池田 歌織(新)	※高上 まみ(動)
上頓野小学校	石丸 直哉(留)	樫山 文香(留)	佐藤 友弥(留)
下境小学校	塩田 朋久(留)	富原 真弓美(留)	榎本 美江(留)
福地小学校	戸田 哲児(留)	池森 寿実枝(留)	小池 純子(留)
中泉小学校	吉村 秀夫(新)	村上 真弓(新)	野田 藍子(留)
植木小学校	藤瀬 正朋(動)	堀 衣世(留)	福川 桜子(留)
直方東小学校	吉松 久仁(留)	古賀 浩孝(留)	佐藤 奈緒子(留)
直方第一中学校	林 教司(新)	堀 憲文(留)	新里 亮一(新)
直方第二中学校	川原 国章(留)	村井 政文(留)	奥 恒政(留)
直方第三中学校	坂田 幸則(留)	山下 浩昭(留)	田中 智(留)
植木中学校	大塚 泰信(動)	矢野佳代子(留)	荻原 幸一(動)

2 市外・行政への管理職等転出

北九州教育事務所	主幹指導主事	一木 正展	植木小学校より
猪熊小学校	校長	氏本 射須身	中泉小学校より
県私学振興・青少年育成局	教諭	木下 真帆	直方三中より
教育委員会	指導主事	大田 雄一(新)	植木中学校より

3 市外・行政からの管理職等転入

直方第一中学校	校長	林 教司(新)	直方市教委 管理主事より
直方南小学校	教頭	島 三千代	岡垣町立戸切小学校より

4 市教委事務局人事

学校教育課長	石松 敏幸(留)	留 任
管理主事	井手上 大輔(新)	新任(市教委主任指導主事より)
主任指導主事	中島 晋作(新)	新任(市教委指導主事より)
指導主事	大田 雄一(新)	新任(植木中学校より)

5 行政機関、附属学校等人事

国立夜須高原青少年自然の家 所長	松井 和彦(留)	留 任
福岡教育大学附属小倉中学校 校長	濱田 敦子(新)	福岡教育センター主任指導主事より
北九州教育事務所社会教育主事	矢野 利隆(留)	下境小学校(籍)
北九州教育事務所社会教育主事	野田 祐希(留)	留 任
福岡県教育センター長期研修	田中 拓郎(新)	感田小学校(籍)
少年自然の家「玄海の家」	毛利 幸彦(留)	留 任
国立諫早青少年自然の家	小野 栄策	退 職

6 一般人事について

○ 同一校在籍6年以上、新採3年以上を対象としたが、学校の状況、中学校の教科等で対象者全員の異動はできなかった。

	小学校	中学校	計
6年以上の異動者	10	2	12
6年未満の異動者	6	2	8
新採3年目途	8	9	17
		計	37

7 退職者について(管理職を含む・再任用後の退職者含まない)

	男	女	計
小学校	5	6	11
中学校	1	1	2
計	6	7	13

定年(0)、早期(6)、普通(7)

8 市外との転出入(管理職は含まない)

<市外へ転出>

	男	女	計
小学校	4	2	6
中学校	0	1	1

<市外から転入>

	男	女	計
小学校	0	4	4
中学校	2	1	3

9 年度別新規採用者数 ※()は教諭以外の採用数(内数)

採用年度	H.30	R.1	R.2	R.3	R.4	R.5	R.6
新採教職員数	30(3)	12(2)	27(2)	23(1)	20	23	16(1)
	養・事	養・事	養	養		栄	養

10 学級数について【+数は特別支援学級】

	R.5	R.6		R.5	R.6		R.5	R.6
直南小	6+1	6+1	下境小	9+4	9+3	直一中	7+2	6+3
直北小	12+3	12+3	福地小	6+2	6+3	直二中	18+5	18+4
直西小	6+2	6+2	中泉小	6+2	5+2	直三中	10+3	11+5
新入小	12+5	12+5	植木小	12+4	11+4	植木中	6+2	6+2
感田小	18+7	18+9	直東小	9+5	8+5			
上頓小	18+5	17+5	小学計	154	152	中学計	53	55

11 異動件数(管理職を含む。退職者は除く。)

年度	H.30	R.1	R.2	R.3	R.4	R.5	R.6
異動件数	59	58	52	58	50	51	42

12 教職員平均年齢(講師を除く)

	男(R.5)	男(R.6)	女(R.5)	女(R.6)
小学校	41.5	40.1	36.4	36.3
中学校	42.3	43.5	40.8	41.0

教職員数(講師を除く)

	男(R.5)	男(R.6)	女(R.5)	女(R.6)	計(R.5)	計(R.6)
小学校	87	83	163	165	250	248
中学校	52	54	50	54	102	108
合計	139	137	213	219	352	356

令和6年3月29日

直方市教育委員会
教育長 山本 栄司 様

直方市学校規模適正化基本指針検討委員会
委員長 日高 和美

答申書

令和5年12月26日付け直教学第688号にて諮問のありました件につき、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

- (1) 市立学校の規模適正化に関する基本的な指針に関すること。

直方市学校規模適正化基本指針の決定にあたっては、

「多様な価値観が存在する社会をたくましく生き抜くために、児童生徒の可能性を最大限に引き出し、主体的に学び続ける力を育む学校教育」

を「直方市の目指す学校教育」と設定し、基本指針の決定をすべきです。

- (2) 市立学校の適正な学校規模に関すること。

直方市における学校規模の分類は、次のとおりとし、過小規模、小規模の学校においてはそれぞれの規模における課題に対する方策を検討すべきです。

規模の分類	学級数 (通常学級)	分類の説明
過小規模	1～5 学級	小学校では複式学級が存在する規模 中学校では複式学級又はクラス替えができない学年が存在する規模
小規模	6～11 学級	小学校ではクラス替えができない学年が存在する規模
標準規模	12～18 学級	学校教育法施行規則上、標準とされる規模
大規模	19～24 学級	
過大規模	25 学級以上	

- ・過小規模：複式学級は一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等、過小規模の課題を解消する対策を速やかに実施すべきです。

中学校でクラス替えができない規模は、教育上の課題を整理した上で、学校統合等により過小規模の課題を解消する対策を速やかに検討すべきです。

- ・小規模：学校全体及び各学年の児童生徒数並びに将来的な児童生徒数予測を勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合等、必要な措置を検討しつつ、小規模校のメリットを生かす対策やデメリットを緩和する対策を実施すべきです。

直方市学校規模適正化基本指針検討委員会
報告書

令和6年3月

直方市学校規模適正化基本指針検討委員会

目 次

はじめに（学校規模適正化の検討が必要となる背景）

第1章 直方市の状況について（児童生徒数学級数）

1. 直方市（全体）の人口推移
2. 児童生徒数学級数の推移
3. 児童生徒数の将来推計

第2章 直方市立学校の規模適正化に関する基本指針に関すること

1. 基本的な考え方
2. 当検討委員会における基本指針の検討の範囲
3. 直方市の目指す学校教育

第3章 直方市立学校の学校規模に関すること

1. 学校規模によるメリット・デメリット
2. 学校規模の分類

第4章 学校規模ごとの課題に対する方策について

おわりに

参考資料

資料1 諮問書

資料2 直方市学校規模適正化基本指針検討委員会 委員名簿

資料3 直方市学校規模適正化基本指針検討委員会 開催経過・内容

資料4 直方市 教育大綱

資料5 学校の適正規模・適正配置 関係法令（抜粋）

資料6 学校規模によるメリット・デメリット

資料7 直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（教職員）

資料8 直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（保護者、児童生徒）

はじめに（学校規模適正化の検討が必要となる背景）

直方市には、直方市立小学校 11 校、直方市立中学校 4 校が設置されています。直方市立小中学校に在籍する児童生徒の数は、4,507 人（小学校 2,990 人・中学校 1,517 人）（2023 年 5 月 1 日時点）です。

1993 年 5 月 1 日時点の児童生徒数は、7,214 人（小学校 4,664 人・中学校 2,550 人）でした。この 30 年の間、児童生徒の数は大きく変化していますが、市立小中学校の設置数は変わっていません。また現在、学校により児童生徒の数に差が生じていること等により、今後の学校教育や学校運営に支障をきたす事態が予測される状況となっています。

文部科学省は、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（平成 27 年 1 月 27 日文部科学省）」において、学校規模適正化が課題となる背景として、次のように記載しています。

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。

日本は現在、人口減少社会への道を緩やかに歩み出したところです。今後は加速度的な人口減少と世界に類を見ない高齢化という事態に直面していきます。

地方教育行政を取り巻く社会状況に目を向けると、人工知能（生成 AI 等）、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society 5.0 時代が到来しつつあります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会に甚大な影響を与えるなど、社会の在り方そのものがこれまでとは非連続と言えるほど劇的に変わる状況を経験しました。さらに、学校には、従来の役割に加え、社会の変化により生じたニーズへの対応（特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒、不登校児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒等に対して適切な支援等）を行うことが求められています。GIGA スクール構想による一人一台端末環境が実現した中、教育デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、デジタル技術とデータを活用した知見の共有が目指されるとともに新たな教育価値の創出が不可欠となっています。また、こどもを取り巻く環境全体を見渡すと、児童虐待、ヤングケアラー、貧困を抱える児童生徒への対応が求められるなど、こどもが直面する課題は、多様化・複雑化しています。

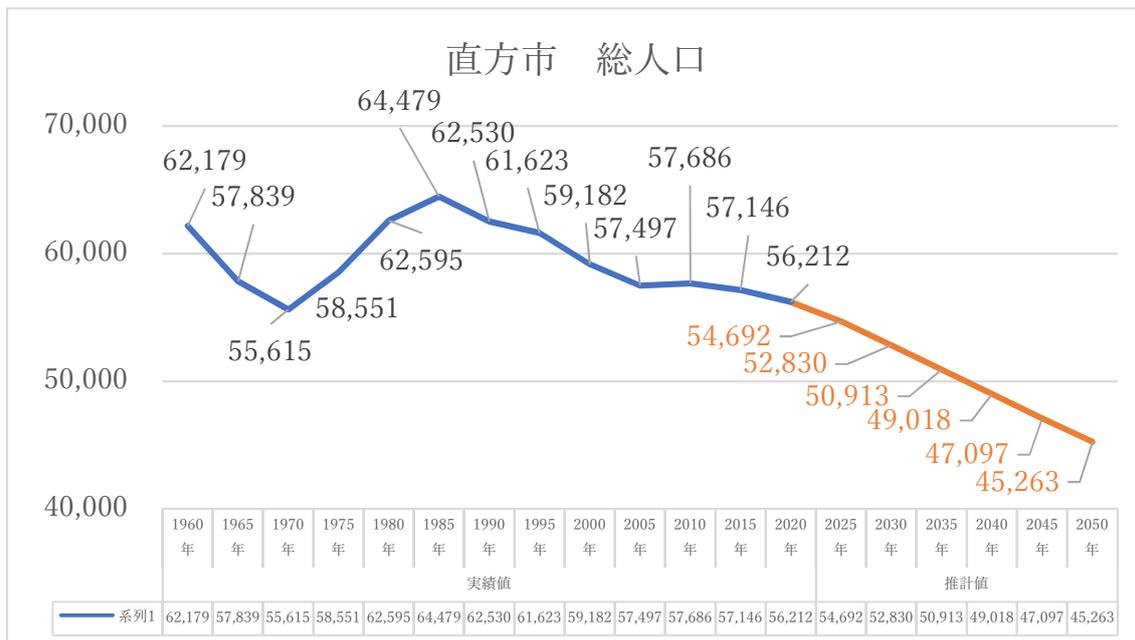
直方市においても、人口、児童生徒数の減少が見込まれます。直方市のこどもを取り巻く状況も大きな変化が予測されます。「これまでと同じ」では、解決の難しい課題が発生することが考えられます。

直方市教育委員会は、上記の動向を踏まえ直方市のこどもにとって望ましい学校教育環境を検討する必要があると考え、直方市の学校規模適正化に取り組んでいます。直方市の学校規模適正化とは、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善することです。直方市の実態にあわせて検討を進めるため、直方市学校規模適正化基本指針検討委員会（以下「当検討委員会」という。）に対し、諮問がなされました（資料1）。以来、当検討委員会において計4回の会議で慎重に議論を重ねてきました。

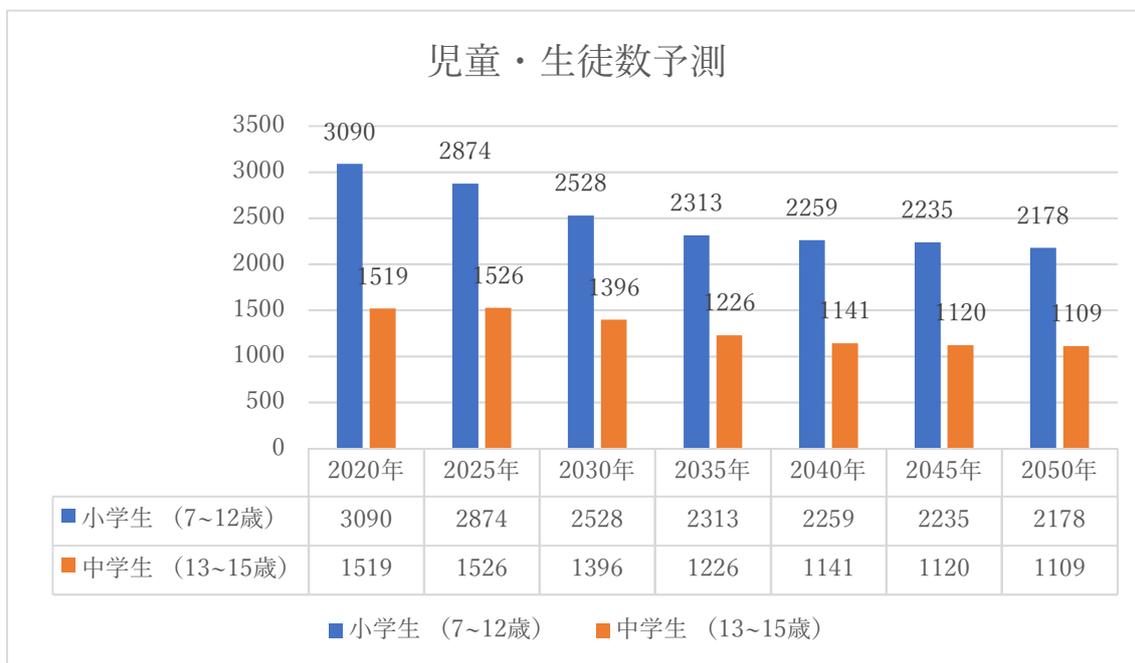
このたび、この諮問に対して、当検討委員会の意見等を取りまとめましたので、答申を行い、その考え方を報告します。

第1章 直方市の状況について（児童生徒数・学級数）

（直方市全体の人口推移・予測）



※1960年から2020年：国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

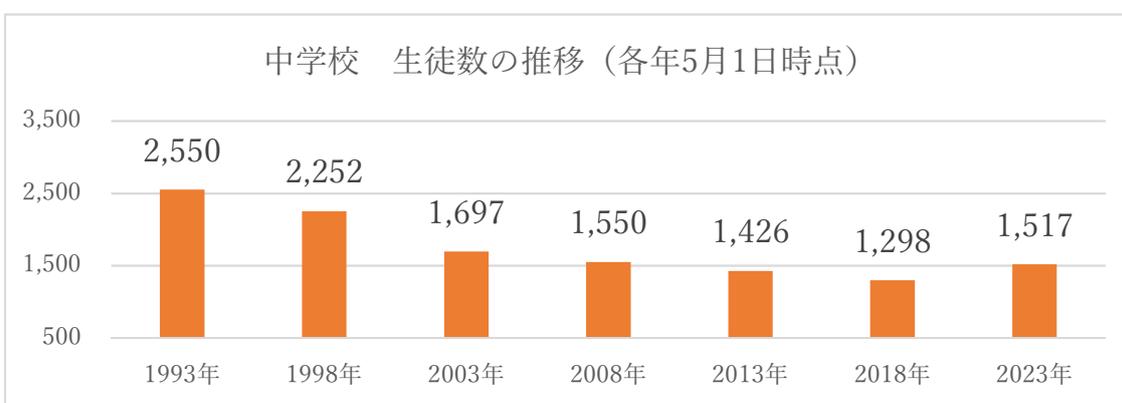


※2020年：国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

(児童生徒数の推移 学校毎)

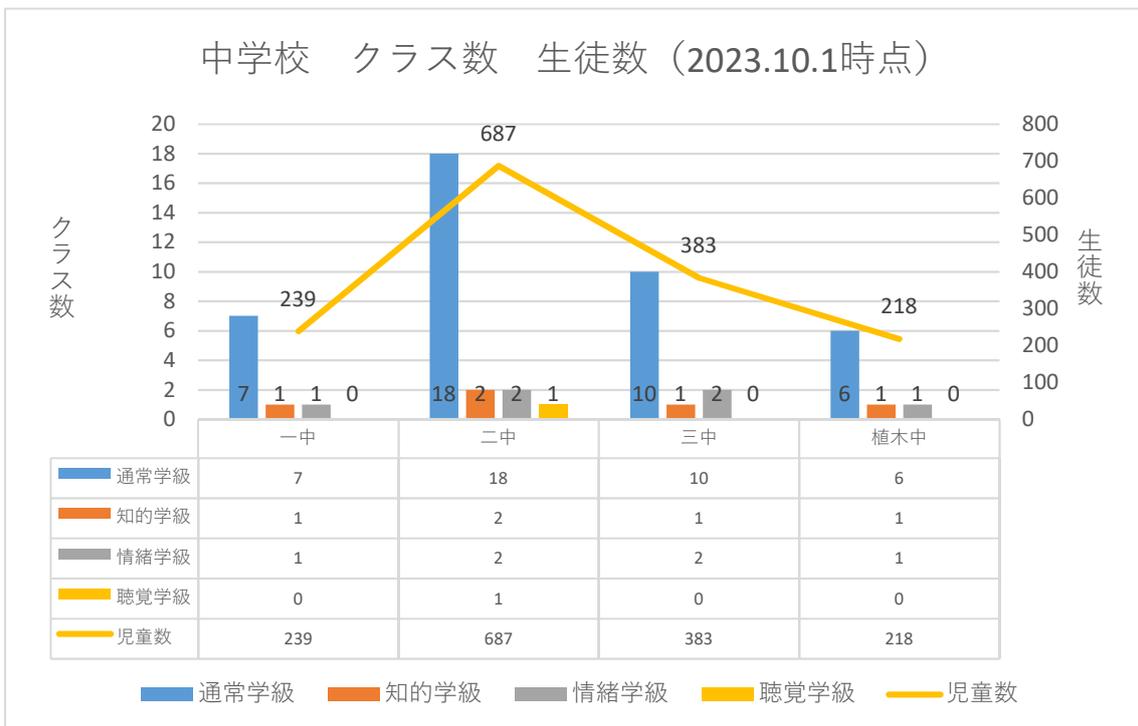
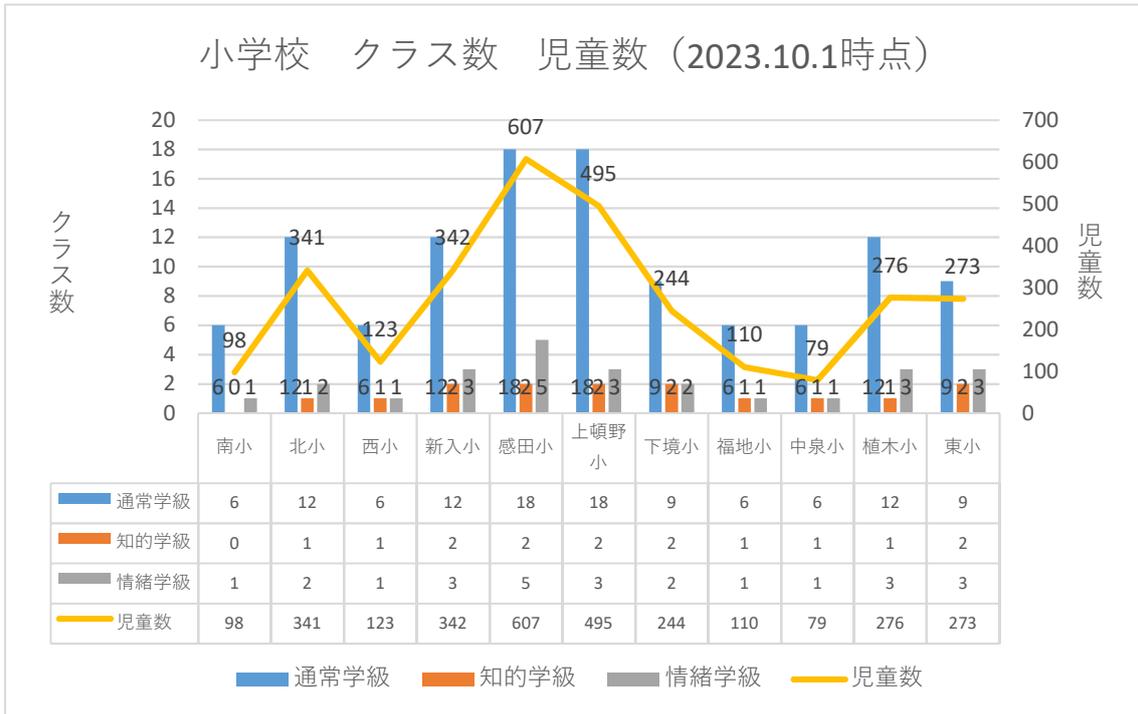


	1993年 平成5年	1998年 平成10年	2003年 平成15年	2008年 平成20年	2013年 平成25年	2018年 平成30年	2023年 令和5年
南小	194	152	118	92	102	103	97
北小	442	304	271	258	262	337	340
西小	250	178	175	151	154	151	125
新入小	551	438	369	340	329	343	344
感田小	712	612	486	482	600	654	609
上頓野小	478	414	348	360	350	433	495
下境小	455	371	284	237	242	263	245
福地小	199	156	142	142	112	112	110
中泉小	291	201	176	135	121	109	79
植木小	403	288	243	227	238	259	275
東小	689	582	562	527	395	385	271



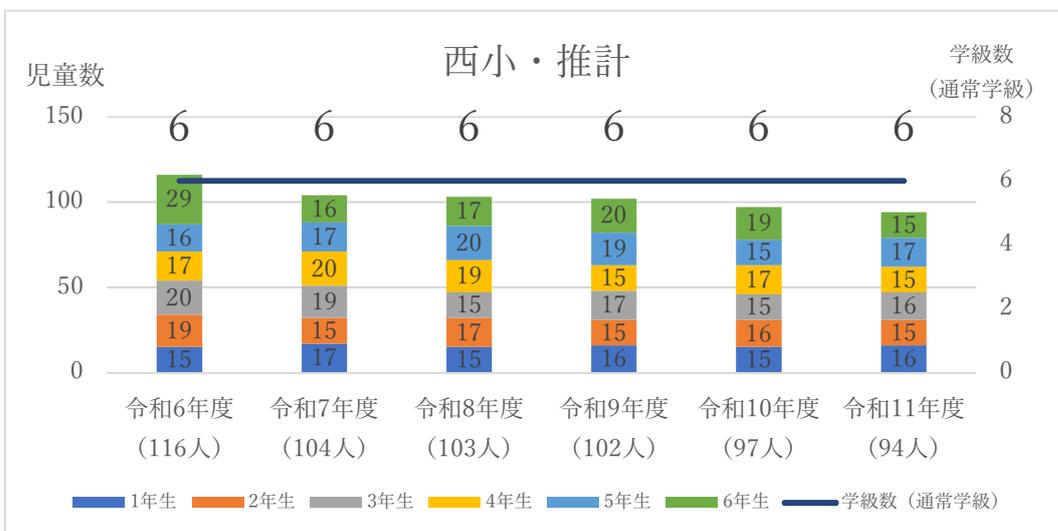
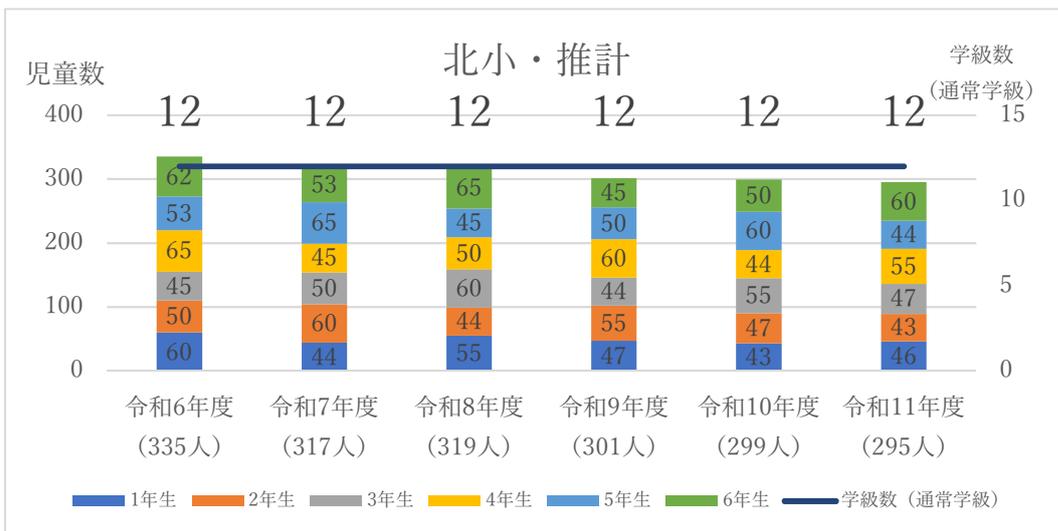
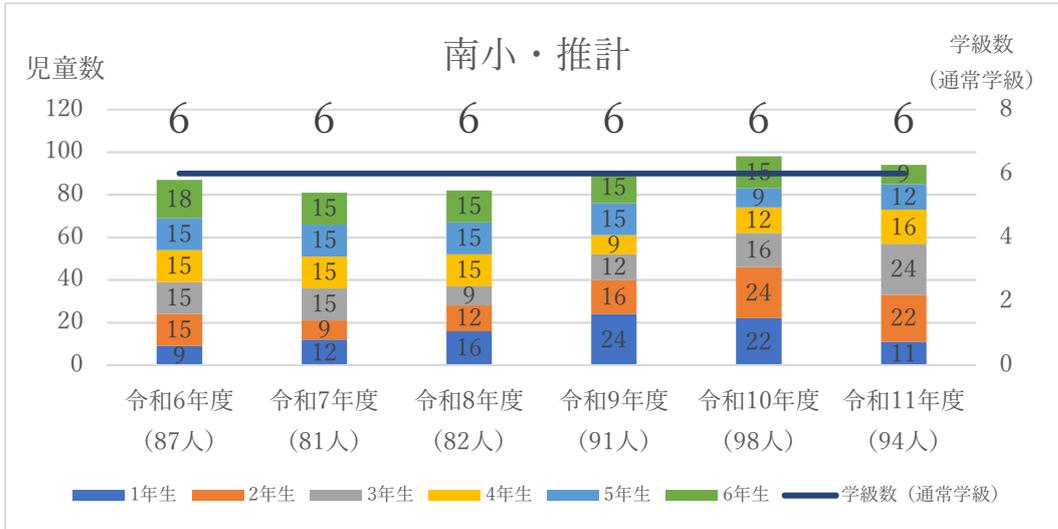
	1993年 平成5年	1998年 平成10年	2003年 平成15年	2008年 平成20年	2013年 平成25年	2018年 平成30年	2023年 令和5年
一中	473	498	340	305	246	206	232
二中	1,293	910	776	704	645	581	687
三中	540	575	409	353	336	301	379
植木中	244	269	172	188	199	210	219

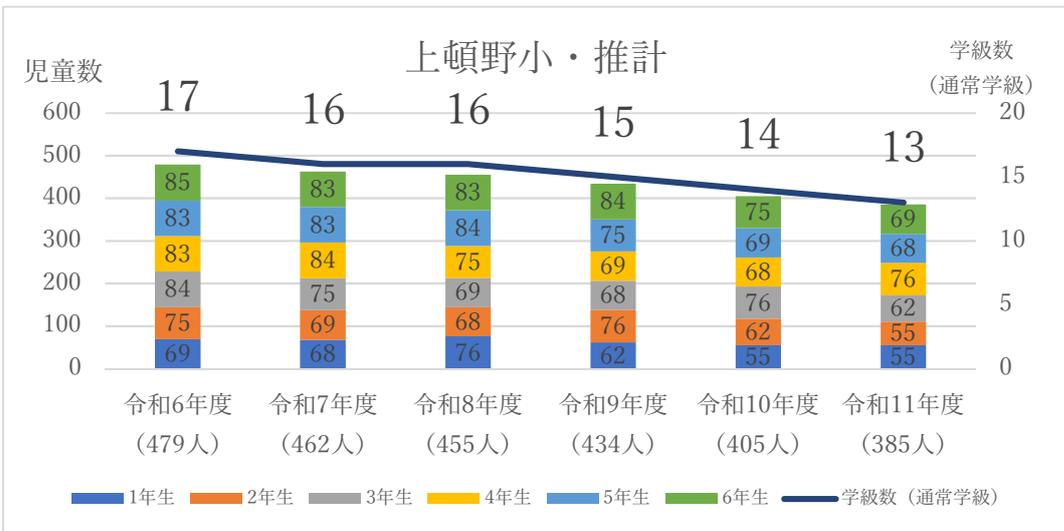
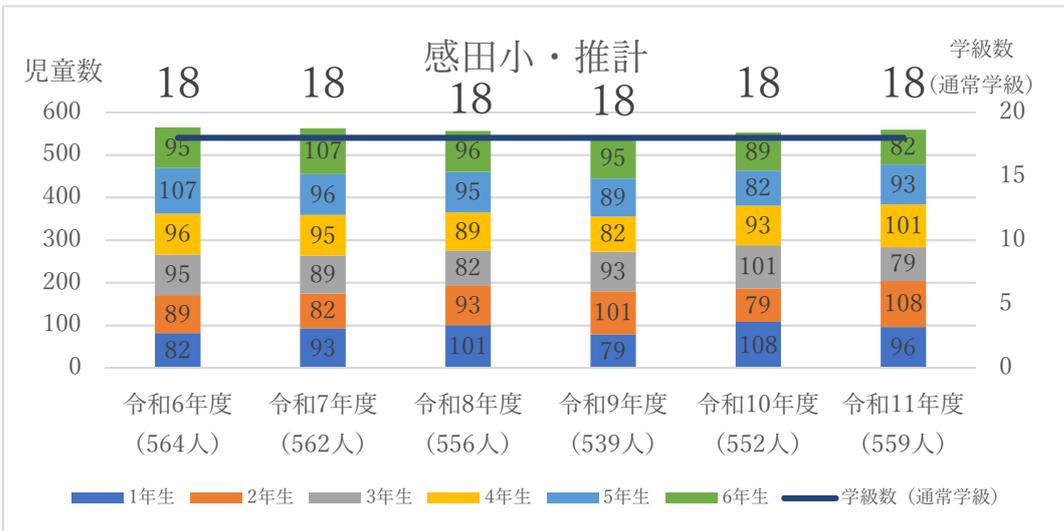
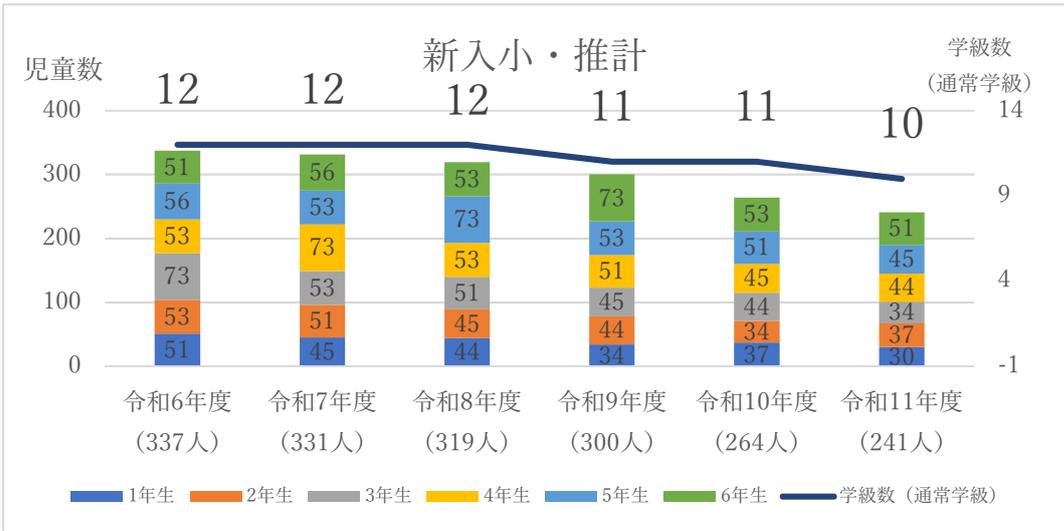
(児童生徒数の現状)

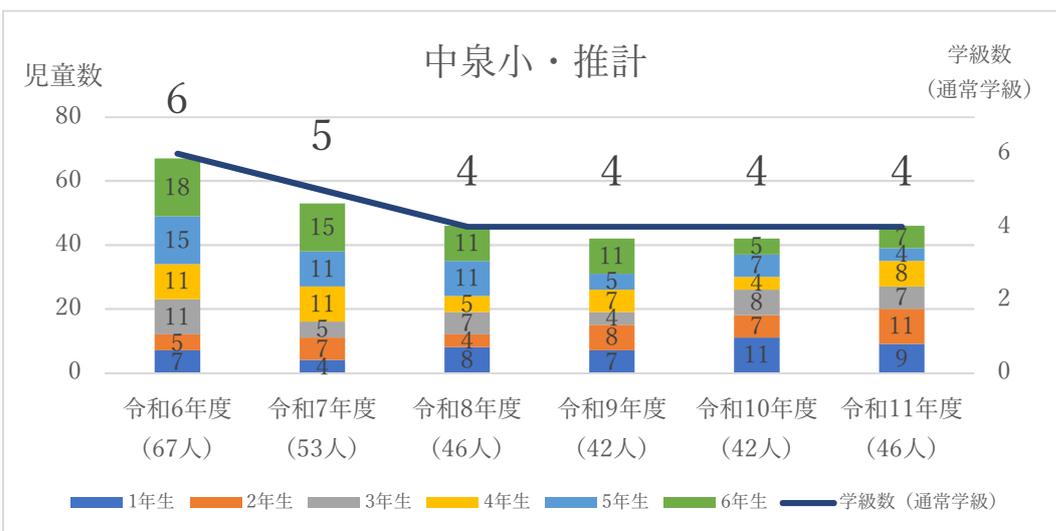
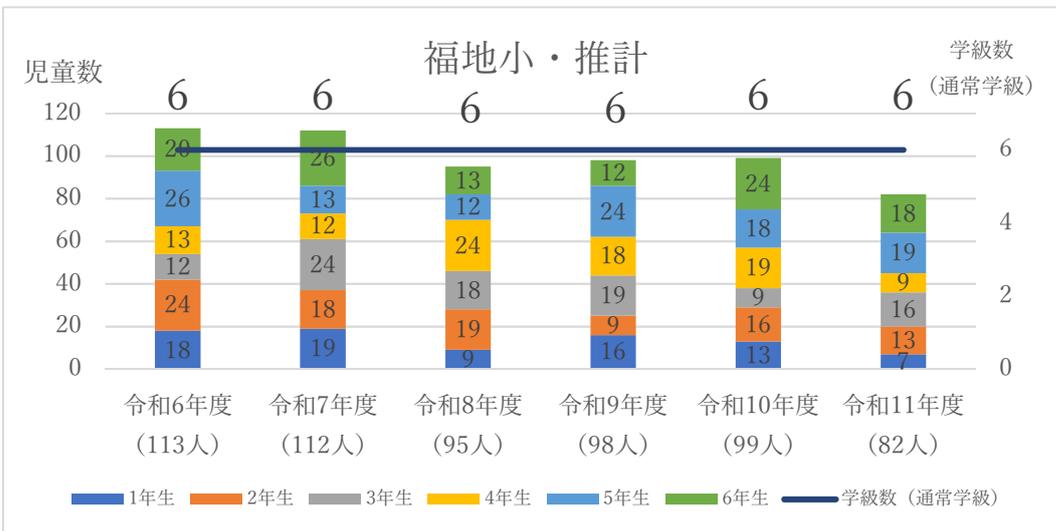
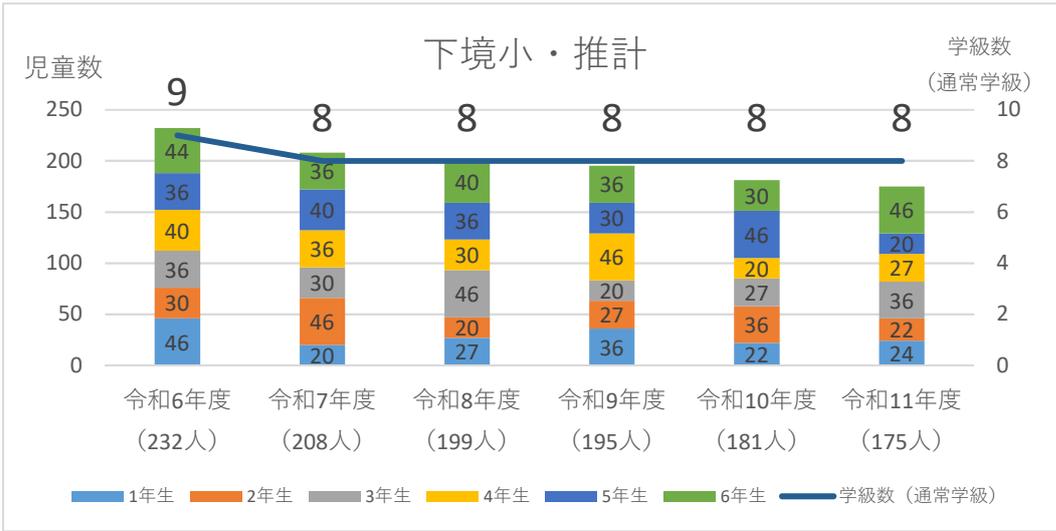


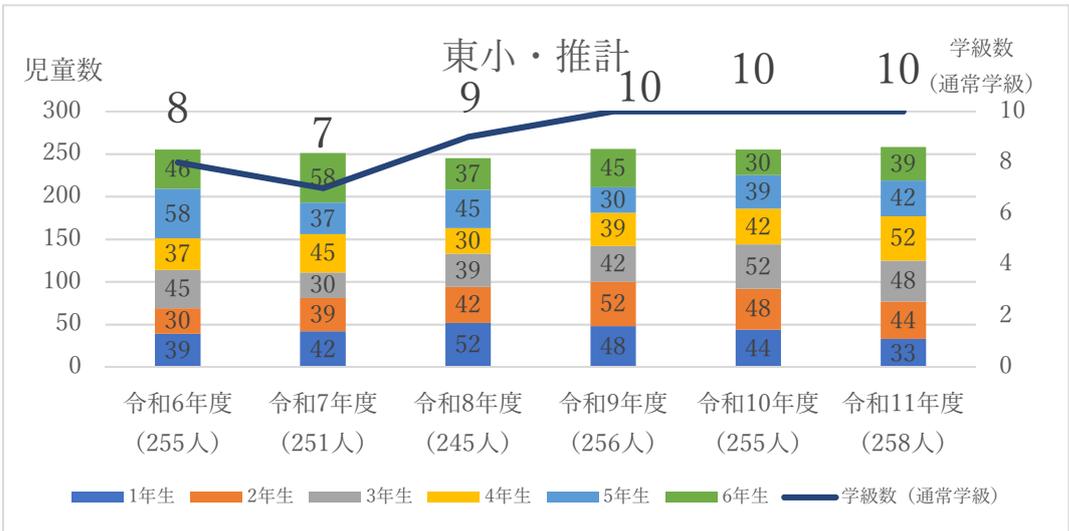
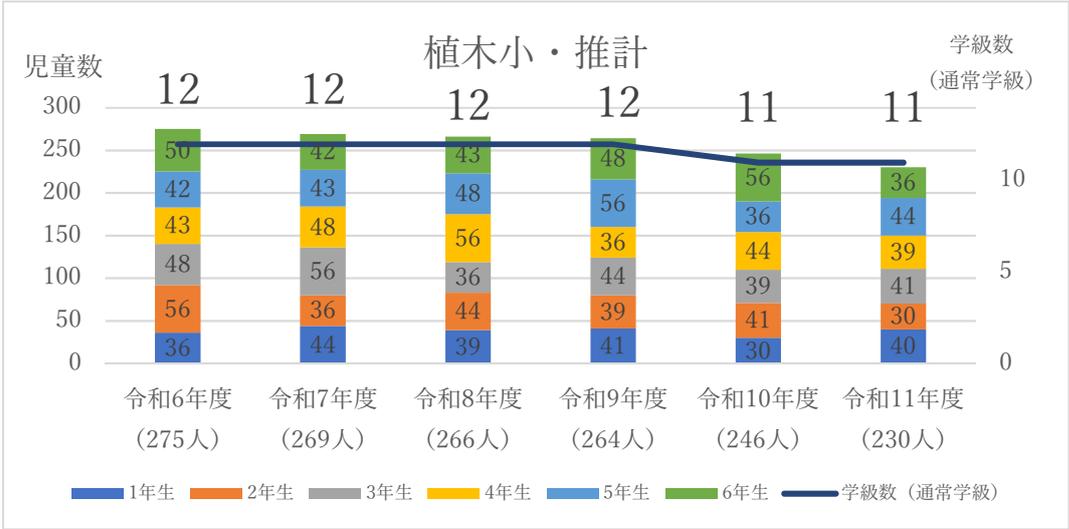
(児童生徒数の予測) ※小学校

2024年2月10時点推計、及び2023年4月1日時点の住民基本台帳登録者数より、推計



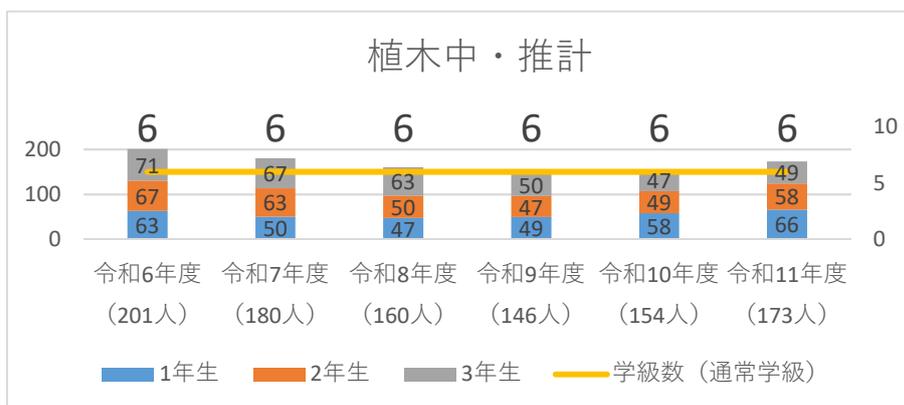
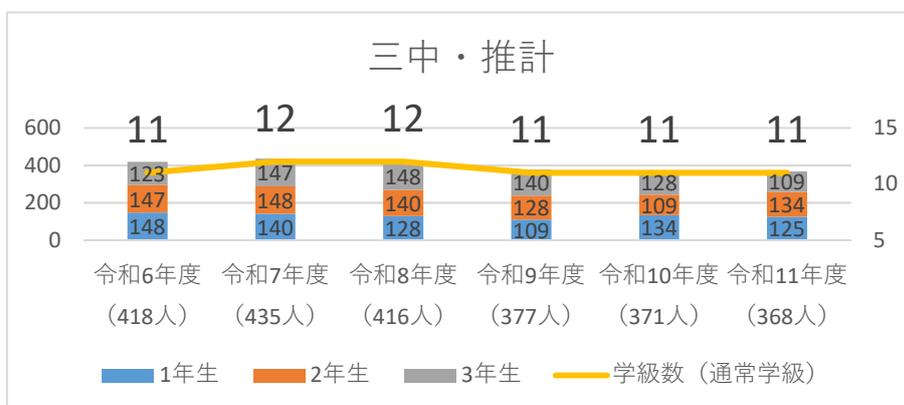
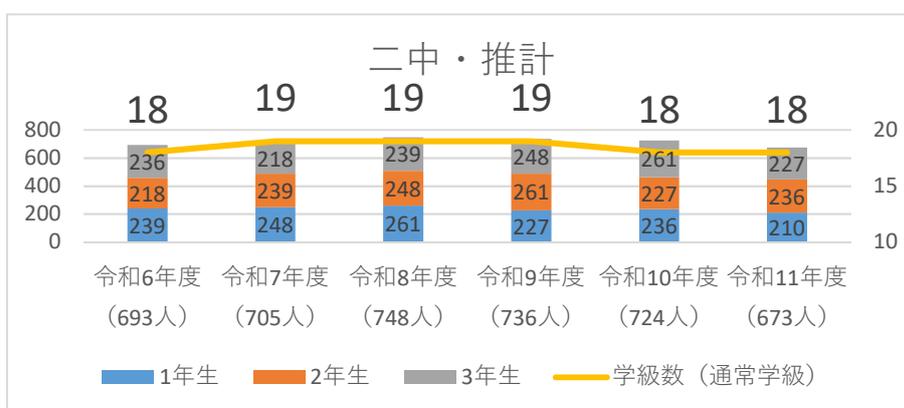
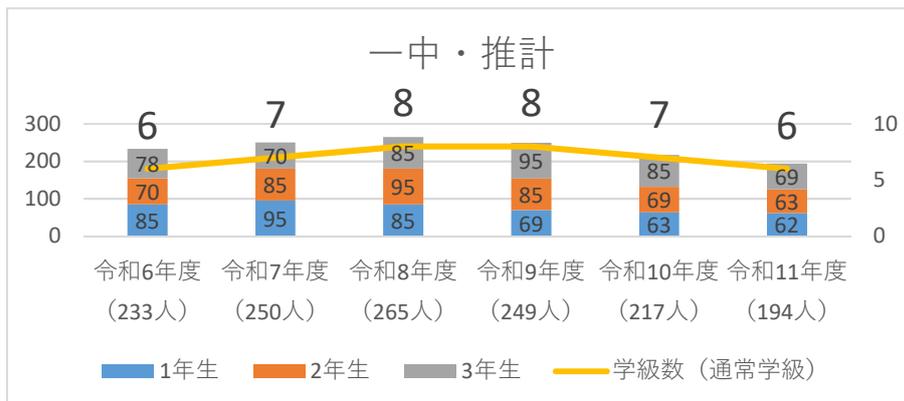






(児童生徒数の予測) ※中学校

2024年2月10時点推計、及び2023年4月1日時点の住民基本台帳登録者数より、推計



第2章 直方市立学校の規模適正化に関する基本指針に関すること

1. 前提となる考え方

当検討委員会では、直方市立小・中学校の規模や課題対策についての議論を進めるにあたり、以下の考えを前提とすることを確認しました。

- ・直方市の「学校規模適正化」とは、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善すること。
- ・「こどものために」学校規模適正化に取り組むこと。
- ・学校規模適正化≠学校統廃合であること、前提条件は一切ないこと

直方市における学校規模適正化の検討は、二段階を踏むことを想定しています。

第一段階として、

「直方市の目指す学校教育」「その目指す学校教育を実現するための学校規模の検討」

第二段階として、

「直方市の適正校数」「適正な学校の配置」を検討します。

2. 基本的な考え方（当検討委員会における基本指針の検討の範囲）

学校規模適正化に取り組むにあたり、直方市の状況や文部科学省によって示されている施策等を検討した結果、当検討委員会における「基本的な考え方」を、以下のようにすることとしました。

【教育的な観点】

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に着けることが重要となります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

【地域コミュニティの核としての性格の配慮】

小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。

学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するため

に行うべきものです。

上記のような基本的な考えの下、当検討委員会において検討する基本指針の範囲としては、【教育的な観点】を主に検討することとしました。

3. 直方市の目指す学校教育

直方市の目指す学校教育は、令和2年に策定された直方市教育大綱の【目指す市民像】【基本方針】を実現するための学校教育とすることを確認しました。

その上で、特に次の点に着目し、意識することを確認し、答申書に記載をすることとしました。

【目指す市民像】の「主体的に学び続け」という部分

【基本方針】の「可能性を引き出し」という部分

答申書への記載にあたり、主に次のような意見がありました。

- ・児童生徒の「可能性を引き出す」ことが特に重要
- ・学力向上も大事だが、様々な問題が起きている現在において、精神面の強さ、折れない心を育むことも大事
- ・教育大綱の言葉を上手く活用すべき
- ・多様な価値観を持つ個の存在を大切にした上で、個と個の関わり合いが重要

以上のような議論の結果、当検討委員会からの答申として、次のように表現をすることとしました。

直方市学校規模適正化基本指針の決定にあたっては、

「多様な価値観が存在する社会をたくましく生き抜くために、児童生徒の可能性を最大限に引き出し、主体的に学び続ける力を育む学校教育」

を「直方市の目指す学校教育」と設定し基本方針の決定をすべきです。

第3章 直方市立学校の学校規模に関すること

学校規模（学級数）に関する法規を見ると、学校教育法施行規則第41条において「小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。」と規定されています。また、中学校についても同規則第79条において小学校の規定を準用するとされています。しかし同時に、「ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とも規定されており、小・中学校の学級数（＝学校の規模）は、各市町村において、地域の実態や実情等を考慮して上で検討することが必要となります。

このため、当検討委員会では学校規模を検討する際には、「学級数に関する視点」と「学級の児童生徒数及び学校全体の児童生徒数に関する視点」を合わせて確認する必要があることを確認しました。

1. 学校規模によるメリット・デメリット

学校規模による課題やメリット・デメリットは、様々考えられます。

学校規模適正化の検討にあたり、学校規模によるメリット・デメリットを整理し、資料5「学校規模によるメリット・デメリット」の内容を共有いたしました。

2. 学校規模の分類

当検討委員会では、学校規模適正化の検討を今後進めていくにあたり、言葉の定義として、学校規模の分類をしておくことが重要だと考えました。今後「直方市における小規模な学校」といえば、「学級数が〇〇の学校のこと」という共通の認識として持った上で、検討をすることが必要との考えからです。

教育委員会からの諮問にあわせて「適正規模」という言葉の定義をすることも検討しましたが、当検討委員会においては【教育的な観点】を主に検討しており、もう1つの基本的な考え方である【地域コミュニティの核としての性格の配慮】や、第二段階での検討が予定されている「直方市の適正校数」「適正な学校の配置」の議論を尽くせていないことから、この段階での「適正規模」との定義は困難と考えました。

国の定める「標準」や学校規模によるメリット・デメリットを踏まえた議論を重ねた結果、直方市における学校規模の分類を次のとおりとすることを当検討委員会として答申します。

規模の分類	学級数 (通常学級)	分類の説明
過小規模	1～5 学級	小学校では複式学級が存在する規模 中学校では複式学級又はクラス替えができない学年が存在する規模
小規模	6～11 学級	小学校ではクラス替えができない学年が存在する規模
標準規模	12～18 学級	学校教育法施行規則上、標準とされる規模
大規模	19～24 学級	
過大規模	25 学級以上	

第4章 学校規模ごとの課題に対する方策について

学校規模の違いにより、生じる課題には差異があります。学校規模適正化の観点からも、規模ごとに生じる課題への対策は、その内容に応じたものである必要があると考えます。

現在直方市では、小規模な学校が存在しており、今後、過小規模の学校の発生が見込まれます。こうした状況を踏まえ、各分類に対しての対策について当検討委員会で検討を行いました。特に、文部科学省の手引きにおいても「一般に教育上の課題が極めて大きい」とされている複式学級については、当検討委員会において重ねて審議をいたしました。また、「大規模」「過大規模」の学校は、現時点で直方市に存在せず将来的にも発生の可能性は低いこと、「標準規模」の学校は、適正化の検討が現時点では不要であると考えられることから、分類ごとの対策の答申は、「過小規模」と「小規模」に限定して行うこととしました。

答申書への記載内容を議論する中で、主に次のような意見が出ました。

- ・対策の検討には、将来的な児童生徒数の予測も踏まえて考える必要がある。
- ・大きな規模の学校の適正化の検討にあっては通学区域の変更もあるように思うが、過小規模の学校への対策として通学区域の変更というのはあまり効果がないように思う。
- ・学校全体の児童数は同程度なのに、クラス数が異なる学校が存在する。対策検討にあっては、クラス数だけでなく児童生徒数への着目も必要である。
- ・学校のクラス数による教員の配置等のことも考えて検討すべきである。
- ・複式学級は課題が極めて大きいとはいえ、すぐに統廃合というのではなく、他の対策で解消が難しい場合に統廃合の実施という過程も重要という考えもあるが、教員の加配等、学校統合ではない別の措置で一時的に複式学級が解消されたらそれで良い、ということではない。基本的な考えとして当検討委員会で確認したことは「一定の規模の児童生徒集団が確保されていること」「バランスのとれた教職員集団が配置されていること」が望ましく、一定の学校規模を確保することが重要であるということである。また、複式学級は教職員の負担の面からも課題は大きい。「児童生徒の可能性を最大限に引き出す」ことを考えると、出来る限り複式学級は避けたい。本来複式学級となる人数の学年を教員の加配等で複式学級を避ける措置をとることは、基本的な考え方とは違うのではないか。

協議の結果、「過小規模」「小規模」の学校への対策として、次のとおり答申いたします。

(過小規模)

複式学級は一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等、過小規模の課題を解消する対策を速やかに実施すべきです。

中学校でクラス替えができない規模は、教育上の課題を整理した上で、学校統合等により過小規模の課題を解消する対策を速やかに検討すべきです。

(小規模)

学校全体及び各学年の児童生徒数並びに将来的な児童生徒数予測を勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合等、必要な措置を検討しつつ、小規模校のメリットを生かす対策やデメリットを緩和する対策を実施すべきです。

おわりに

直方市教育委員会から当検討委員会への諮問は、直方市の学校規模適正化の取り組みのうち第一段階にあたる部分に係るものでありました。

また、当検討委員会においては、学校規模適正化の検討に取り組むにあたっての基本的な考え方である【教育的な観点】【地域コミュニティの核としての性格の配慮】のうち、【教育的な観点】を主な審議内容といたしました。

加えて当検討委員会では、検討プロセスにおいて学校教育の当事者である保護者の皆様、教職員の皆様のご協力の下、アンケート調査を通して意見の把握に努めて参りました。そして、間接的ではありますが、教育を受ける権利の主体であるこどもの意見も集約しました。昨年施行された「こども基本法」の制定以降、こどもの権利を大切にする取り組みを行う自治体が増えつつあります。直方市においても、今後当事者や権利の主体であるこどもの意見を聞く機会（こどもにとっては自分の意見を表明する機会）を拡大していくことを願います。

今回実施したアンケート結果は、当検討委員会の貴重かつ重要な基礎資料として活用いたしました。当該データは、今後具体的な検討を進めていく際においても重要な基礎資料となると思っております。アンケート結果において、小学生の保護者・中学生の保護者・小学生・中学生とで、また小学校に対してと中学校に対してで、意見の違いが見られる点がありました。同じ市立の学校とはいえ、児童生徒やそれぞれの保護者の考え方、学校教育の観点から、また地域との関わり合い等、小学校と中学校とでは、当然に異なる点があります。今後の検討にあたっては、その違いにも着目する必要があると思われまます。

基本指針の決定を経て、学校規模適正化の検討は、第二段階に進んでいきます。第二段階においては、より具体的に「直方市の学校の適正校数」「学校の配置」の検討が行われることと思えます。今後の検討にあたっては、【教育的な観点】に加えて、【地域コミュニティの核としての性格の配慮】も含めて検討を進めていただきたいと思えます。

人口減少等、社会の変化が加速度を増し、社会状況は複雑で予測困難となっています。

こうした状況において、今後の教育の方向性として「令和の日本型学校教育」の実現が求められています。「令和の日本型学校教育」とは、従来日本の学校教育の良さを受け継ぎつつ、今日的課題である「学校の働き方改革」や GIGA スクール構想を進め、学習指導要領に示す、誰一人取り残すことのない持続可能な社会の創り手の育成をめざし、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」を目指す学校教育の姿であるとされています。

今後、全国的に人口減少が予測されているのと同様に、直方市の人口も減少することが見込まれます。児童生徒を取り巻く環境も大きく変化することと思われまます。「令和の日本型学校教育」の実現のために、学校施設のことも課題となるでしょう。

学校規模適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題です。しかし、今後の検討にあたっては、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標

をより良く実現するために行うべきものと考えます。

直方市においては、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校規模適正化の具体的施策を検討されることを願うものです。

令和6年3月

直方市学校規模適正化基本指針検討委員会

直 教 学 第 688 号
令和 5 年 12 月 26 日

直方市学校規模適正化基本指針検討委員会 様

直方市教育委員会

諮 問 書

下記のことにつきまして、諮問いたしますので、調査及び審議下さいますようよろしくお願い申し上げます。

記

- (1) 市立学校の規模適正化に関する基本的な指針に関すること。
- (2) 市立学校の適正な学校規模に関すること。

直方市学校規模適正化基本指針検討委員会委員名簿

任期： 任命の日から令和6年3月31日まで

氏 名	所 属	選出区分
日高 和美	福岡教育大学	学識経験を有する者
塩田 昌伸	小学校校長会	直方市立小学校の校長
川原 国章	中学校校長会	直方市立中学校の校長
日南川 宣明	直方市保育協会	幼児教育に関して識見を有する者
大和 貴彦	直方市私立幼稚園協会	幼児教育に関して識見を有する者
神谷 潤	北九州教育事務所	教育委員会が必要と認める者

直方市学校規模適正化基本指針検討委員会 開催経過・内容

	開催日	内容
第1回	令和5年12月26日（火）	委嘱状交付 会長及び副会長の選出 議事 (1) 諮問 (2) 事務局説明 (3) 協議
第2回	令和6年1月31日（水）	議事 (1) 基本指針の範囲の確認 (2) 「直方市の目指す教育」について (3) 「直方市の目指す教育」を実現させるために必要な適正規模について ①「学校規模を検討する際に必要な視点」の確認 ②「直方市における学校規模の分類」
第3回	令和6年2月26日（月）	議事 (1) 答申について (2) 「直方市の目指す学校教育」について (3) 「直方市における学校規模の分類」について (4) 学校規模ごとの課題に対する方策について
第4回	令和6年3月21日（木）	議事 (1) 答申について
	令和6年3月29日（金）	答申

直方市 教育大綱

未来を拓く

～新しい時代をたくましく生き抜く人づくり～

教育を取巻く状況

世界は今、グローバル化や人工知能、情報通信技術などの加速度的な進展により、これまでの固定観念は根底から覆され、今後の社会の変化は予想することも困難なものとなっています。今後の社会は、これまでの社会の延長線上にはないものと認識する必要があります。

また我が国においては、人口減少や少子・高齢化、労働力の確保や地域経済の衰退など多くの社会的課題が重なり、閉塞感が漂っています。本市も例外ではありません。これらの課題への対応や解決はこれまでの考え方や手法では不可能です。これからの地方自治体には、慣習や常識にとらわれない、新たなビジョンや戦略が求められます。

その重要な戦略の柱の一つが、「人づくり」だと考えます。未来を見据え、自らの人生を切り拓き、よりよく自己実現を果たす力を持つ人づくりが、直方市の未来を切り拓いていく力となるものと確信します。そこで、これまでの手法や慣習にとらわれない教育の改革、そのための投資が必要になります。

21世紀の社会をたくましく生き抜く子どもを育てるための教育環境、そして子育て環境の充実、また個人がよりよく自己実現を果たすための生涯学習社会の構築など、本市の発展に向けた様々な施策を推進する必要があると考えています。

何もかも新しいことを目指すということではありません。研ぎ澄まされた感覚で時代の変化を敏感に察知し、変わるべきものと、どのように時代が変わろうとも変わらないものを見極めることも重要です。

そこで、これからの本市の教育の方向性と方針を指し示す「直方市 教育大綱」を定めました。

まず、全体を貫く大きなテーマは「未来を拓く」です。これから大きく変化し続けていく新しい時代にあって、たくましく生き抜く力を持つ人づくりを進め、直方市民と直方市の未来を切り拓いていきたいと考えています。

このテーマのもと、「めざす市民像」そして「基本方針」を定めています。

そして、この教育大綱が今後実際に取り組む「直方市教育施策」へと繋がっていきます。

めざす市民像

- 主体的に学び続け、創造的な発想で未来を拓く市民
- 多様な価値観を尊重し、異なる文化に生きる人たちと協働して未来を拓く市民
- 自立した人間として、自身の可能性を信じ、未来を拓く市民

基本方針

1. 時代の変化を見据えた教育への変革と推進

正解のない問いや自ら設定した課題に挑戦すること、さらには、学問分野を超えて、知識をさまざまな状況の中で創造的に活用できる力を育成する教育を目指します。

2. 可能性を引き出し、才能を伸ばす教育の推進

確かな学力、豊かな人間性、健康な体と体力を育むとともに、個人の可能性を最大限ひきだす教育を目指します。

3. 文化を尊重し、国際性と豊かなコミュニケーション力を育む教育の推進

郷土の歴史と文化に対して誇りと愛着を持つとともに、異なる文化を尊重する市民を育成します。

4. すべての人の幸せをかなえる教育の推進

自分の可能性を信じ、夢に向かって一生懸命努力する市民を、温かく応援する教育を目指します。

5. よりよい自己実現をめざし、生涯学び続ける力を育む教育の推進

だれもが、いつでも、どこでも学びつづけることができる環境づくりを進めます。

令和2年2月12日 策定

直方市長 大塚進弘

学校の適正規模・適正配置 関係法令（抜粋）**学校教育法（昭和二十二年文部省令第二十六号）**

第 38 条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこれに代えることができる。

※中学校については、第 49 条において準用

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第 41 条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※中学校については、第 79 条において準用

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）

第 3 条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

四 公立の小学校及び中学校を**適正な規模**にするため統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）

第 4 条 法第三条第一項第四号の**適正な規模の条件**は、次に掲げるものとする。

- 一 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。
- 2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

学校規模によるメリット・デメリット（例）

	小規模化		大規模化	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
	<ul style="list-style-type: none"> 学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 児童・生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
		<ul style="list-style-type: none"> 部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。 	
生活面	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 異学年間の縦の交流が生まれやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
学校運営面・財政面	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 学校が一体となって活動しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 校務分掌を組織的に行いやすい。 出張、研修等に参加しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員相互の連絡調整が図りづらい。
	<ul style="list-style-type: none"> 施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域社会との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

※文部科学省が都道府県・市町村の計画等を参考に作成し、中央教育審議会の初等中等教育分科会の

小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会（第8回：H20.12.2）で配布した資料を基に作成

直方市学校規模適正化基本指針
検討に係るアンケート

(教職員)

◎アンケートの概要

アンケートの主な目的

直方市学校規模適正化基本指針の検討のために基礎資料として使用する。

直方市の子どものために、直方市にとってちょうど良い学校規模を検討するために、学校現場の教職員の方の教育環境に関する意識や考え方を把握する。

学校規模やクラス規模の、勤務経験や担任経験によって、意見に差異が生じるか、またどのような差異が生じるか、分析を行う。

教職員向けアンケート調査

- (1) 実施時期 令和5年10月23日から令和5年11月10日
- (2) 対象 市立小中学校の教職員
- (3) 回答数 294名

このアンケートにおける言葉の定義

「小規模校」＝11学級以下（通常学級）

「標準規模校もしくは大規模校」＝12学級以上（通常学級）

「小規模クラス」＝20人以下

「標準規模以上クラス」＝21人以上

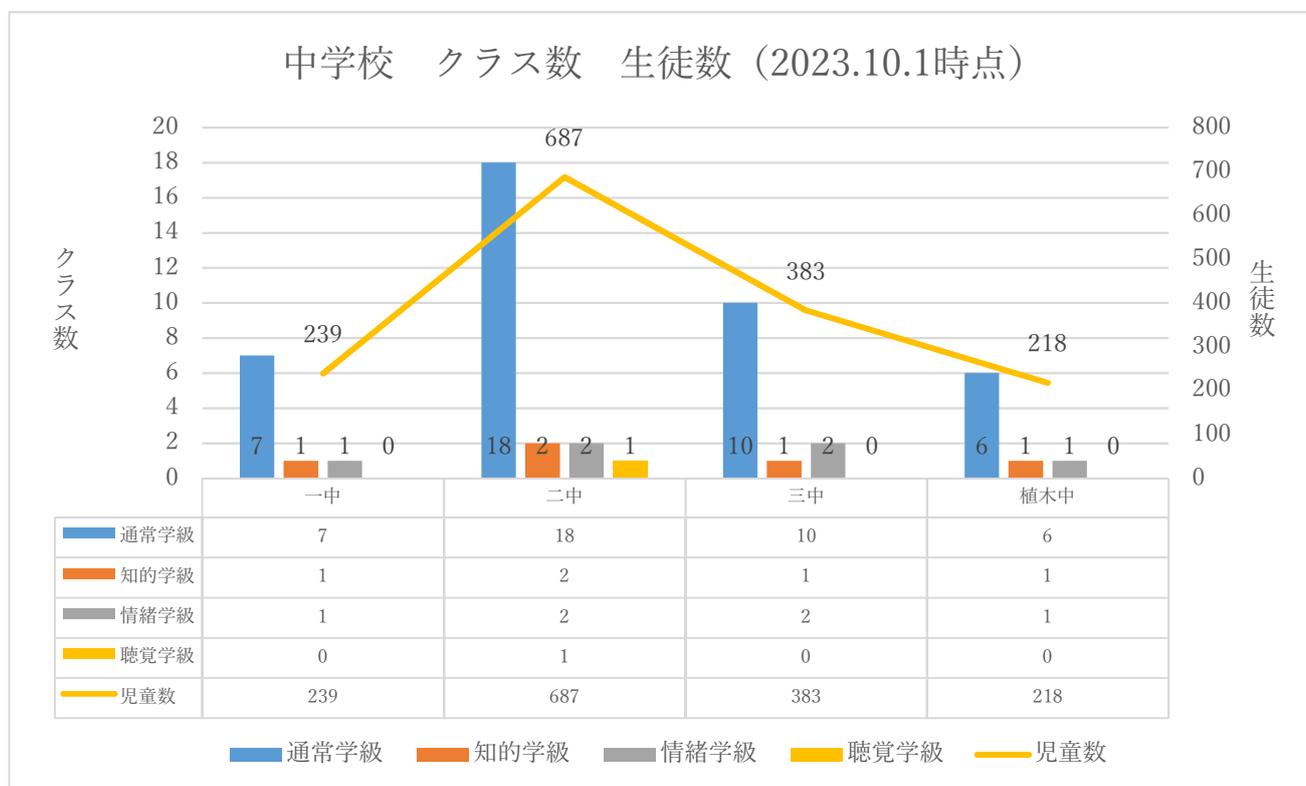
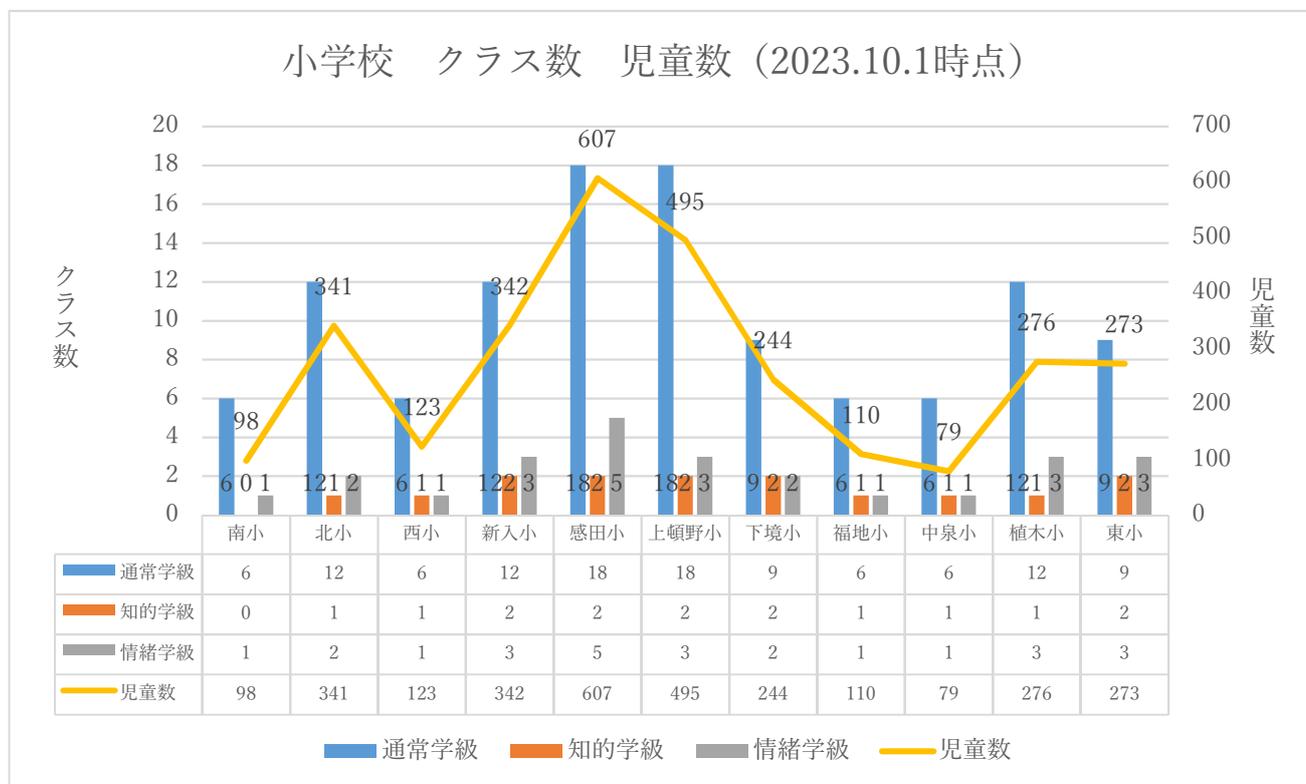
直方市立小・中学校の「小規模校」

南小、西小、下境小、福地小、中泉小、東小
一中、三中、植木中

直方市立小・中学校の「標準規模校もしくは大規模校」

北小、新入小、感田小、上頓野小、植木小
二中

現在の学校別学級数（令和5年10月1日時点）



直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（教職員）

問1～問3：【回答者の属性】

■勤務している学校

(小学校)

南 小学校	北 小学校	西 小学校	新入 小学校	感田 小学校	上頓野 小学校	下境 小学校	福地 小学校	中泉 小学校	植木 小学校	東 小学校	合計
7	22	5	22	26	26	23	7	14	17	18	187

(中学校)

第一 中学校	第二 中学校	第三 中学校	植木 中学校	合計
22	41	25	19	107

■年齢

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	総計
83	70	43	74	24	294

■勤務経験

(学校規模)

「小規模校」でのみ	「標準規模校 もしくは大規模校」でのみ	両方での勤務経験がある	総計
50	80	164	294

(担任経験)

「小規模クラス」 でのみ	「標準規模以上クラス」 でのみ	担任の経験はない	両方での担任経験がある	総計
15	138	37	104	294

現在の勤務学校のこと

問4：現在勤務している学校の規模について、どう感じていますか。

クラス数についての感じ方をお答えください。

(小学校・中学校)

	小さいと感じる	大きいと感じる	適正だと感じる	総計
現在勤務している学校の規模について	56	77	161	294

(小学校)

	小さいと感じる	大きいと感じる	適正だと感じる	総計
現在勤務している学校の規模について	35	39	113	187

学校規模（クラス数）についての感じ方ー現在の勤務校との関係



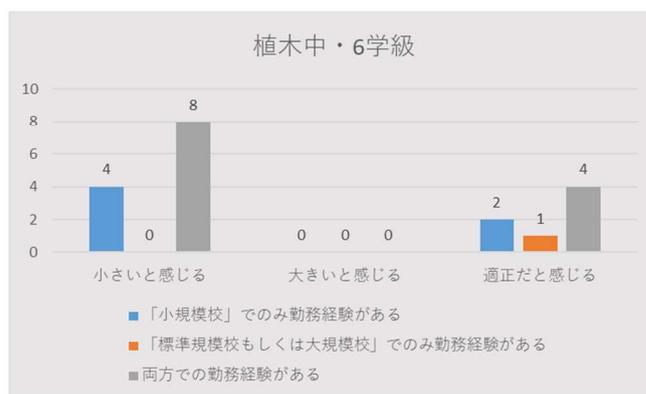
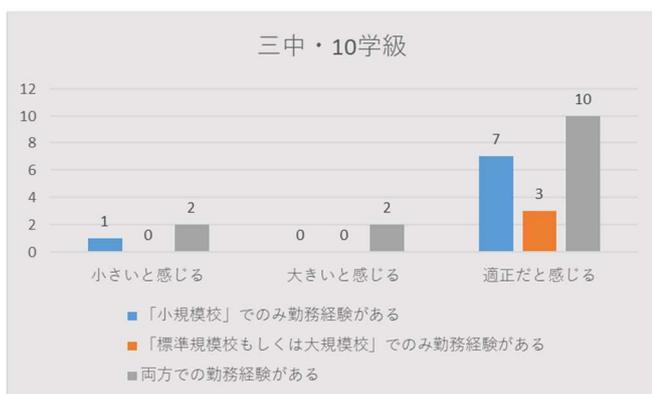
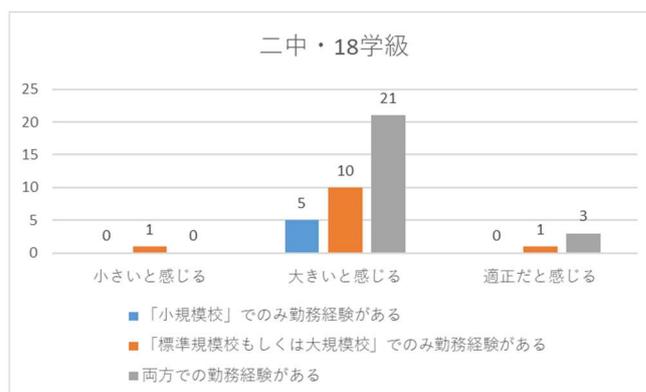
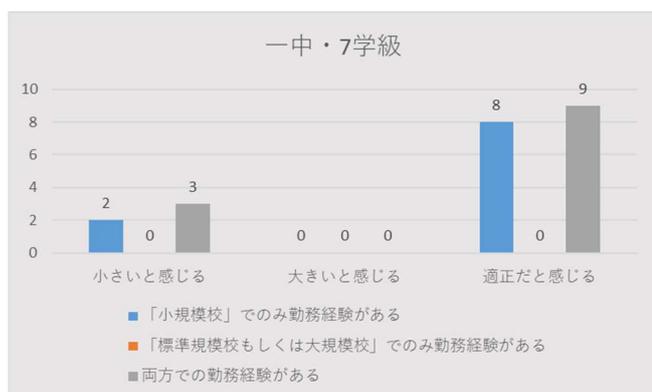
●同じ「小規模校（11 学級以下）」勤務の教職員でも、学校毎に感じ方の違いがあります。

直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（教職員）

(中学校)

	小さいと感じる	大きいと感じる	適正だと感じる	総計
勤務している学校の規模について	21	38	48	107

学校規模（クラス数）についての感じ方ー現在の勤務校との関係



- 同じ「小規模校（11 学級以下）」の一中・三中・植木中について、
一中と三中の教職員の感じ方は共通しており、植木中の教職員の感じ方は異なります。

問5：クラス規模のこと

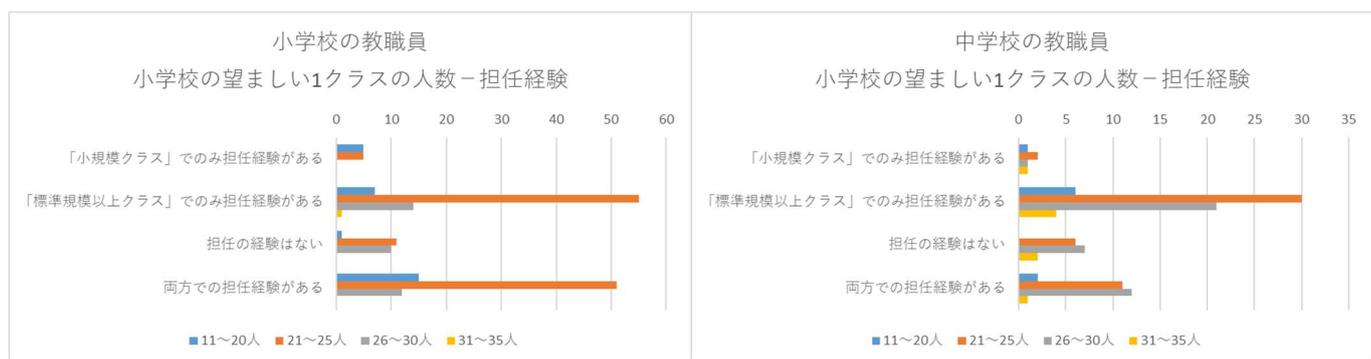
小学校の1クラスの人数はどの程度が望ましいと思いますか。

	11～20人	21～25人	26～30人	31～35人	総計
小学校の望ましい1クラスの人数	37	171	77	9	294



小学校の望ましい1クラスの人数（小学校の教職員の回答）	11～20人	21～25人	26～30人	31～35人	総計
「小規模クラス」でのみ担任経験がある	5	5			10
「標準規模以上クラス」でのみ担任経験がある	7	55	14	1	77
担任の経験はない	1	11	10		22
両方での担任経験がある	15	51	12		78
総計	28	122	36	1	187

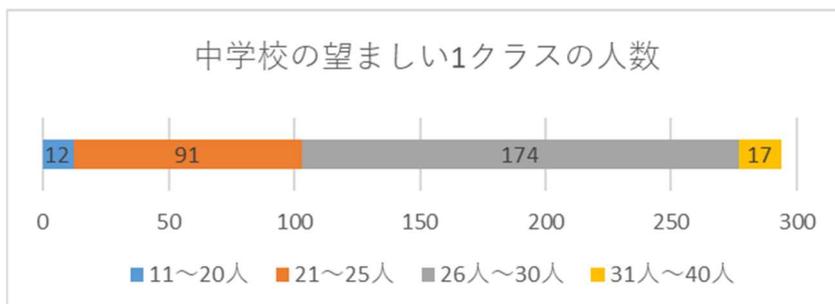
小学校の望ましい1クラスの人数（中学校の教職員の回答）	11～20人	21～25人	26～30人	31～35人	総計
「小規模クラス」でのみ担任経験がある	1	2	1		5
「標準規模以上クラス」でのみ担任経験がある	6	30	21	4	61
担任の経験はない		6	7	2	15
両方での担任経験がある	2	11	12	1	26
総計	9	49	41	8	107



●小学校の教職員が思う「小学校の望ましい1クラスの人数」は、21～25人が圧倒的に多いのに対し、中学校の教職員が思う「小学校の望ましい1クラスの人数」は、21～25人・26～30人が同数程度となっており、小学校の教職員と中学校の教職員の間に違いがあります。

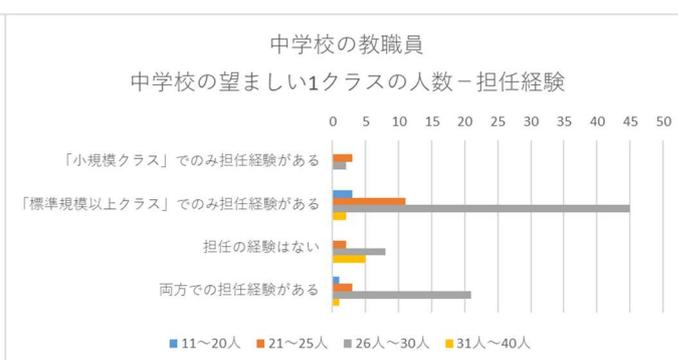
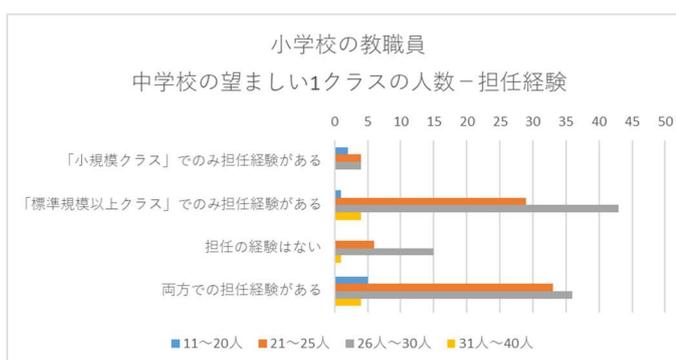
中学校の1クラスの人数はどの程度が望ましいと思いますか。

	11～20人	21～25人	26人～30人	31人～40人	総計
中学校の望ましい1クラスの人数	12	91	174	17	294



中学校の望ましい1クラスの人数（小学校の教職員の回答）	11～20人	21～25人	26人～30人	31人～40人	総計
「小規模クラス」でのみ担任経験がある	2	4	4		10
「標準規模以上クラス」でのみ担任経験がある	1	29	43	4	77
担任の経験はない		6	15		22
両方での担任経験がある	5	33	36	4	78
総計	8	72	98	9	187

中学校の望ましい1クラスの人数（中学校の教職員の回答）	11～20人	21～25人	26人～30人	31人～40人	総計
「小規模クラス」でのみ担任経験がある		3	2		5
「標準規模以上クラス」でのみ担任経験がある	3	11	45	2	61
担任の経験はない		2	8	5	15
両方での担任経験がある	1	3	21	1	26
総計	4	19	76	8	107



●小学校の教職員が思う「中学校の望ましい1クラスの人数」は、21～25人・26～30人が共に多いのに対し、中学校の教職員が思う「中学校の望ましい1クラスの人数」は、26～30人が圧倒的に多くなっており、小学校の教職員と中学校の教職員の間に違いがあります。

問6：小規模クラス（20人以下）の教育活動について
（あなたの考えに近いもの1つを選択）

	そう屈わない	あまり屈わない	どちらでもない	少し屈う	そのとおりと屈う	総計
一人一人の状況を把握しやすく、 きめ細かな指導を受けやすい	7 2.4%	6 2.0%	10 3.4%	70 23.8%	201 68.4%	294 100.0%
意見や感想を発表できる機会が 多くなる	4 1.4%	7 2.4%	23 7.8%	90 30.6%	170 57.8%	294 100.0%
運動場や体育館、特別教室などが 余裕をもって使える	6 2.0%	11 3.7%	30 10.2%	75 25.5%	172 58.5%	294 100.0%
異年齢での学習活動を 組みやすい	9 3.1%	19 6.5%	54 18.4%	104 35.4%	108 36.7%	294 100.0%
体験的な学習や校外学習を機動的に 行うことができる	6 2.0%	6 2.0%	44 15.0%	115 39.1%	123 41.8%	294 100.0%
地域の協力が得やすく、地域の教育資源を 生かした教育活動がしやすい	10 3.4%	13 4.4%	90 30.6%	97 33.0%	84 28.6%	294 100.0%
クラブ活動や部活動の種類が 限定される	19 6.5%	33 11.2%	57 19.4%	118 40.1%	67 22.8%	294 100.0%
運動会・学習発表会等の集団活動・行事の 教育効果が下がる	75 25.5%	81 27.6%	67 22.8%	56 19.0%	15 5.1%	294 100.0%
体育科の球技や音楽科の合唱・合奏等の集団活動の 実施に制約が生じる	38 12.9%	60 20.4%	49 16.7%	120 40.8%	27 9.2%	294 100.0%
クラスでの班活動やグループ分けに 制約が生じる	60 20.4%	62 21.1%	58 19.7%	85 28.9%	29 9.9%	294 100.0%
児童生徒の問題行動にクラス全体が 影響を受けやすい	56 19.0%	49 16.7%	93 31.6%	67 22.8%	29 9.9%	294 100.0%

●一般的に、「小規模クラスのデメリット」と言われているものですが、考え方に違いがあります。

問7：小学校の学級数

小学校の1学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。 ※普通学級

国の定める法令上、小学校の学級数は「1学年あたり2～3学級（1学校あたり12～18学級）を標準とする」となっています。

	1学級	2～3学級	4学級以上	総計
小学校の1学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。	7	273	14	294
	2.4%	92.9%	4.8%	100.0%

1学級が望ましいと思う一番大きな理由

	一人一人の状況を把握しやすく、きめ細かな指導を受けやすい	意見や感想を发表できる機会が多くなる	運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える	異年齢の学習活動を組みやすい	体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる	異学年間の交流機会が多くなりやすい	地域の協力が得やすく、地域の教育資源を生かした教育活動がしやすい	家庭や地域の環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携しやすい	その他	総計
1学級が望ましいと思う一番大きな理由をお答えください。	5	1	0	0	0	0	0	1	0	7

2～3学級が望ましいと思う一番大きな理由

	児童生徒や教員との人間関係に配慮した学級編成ができる	クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけられる	クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる	学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる	児童生徒の学級を分けることできめ細かな指導ができる	その他	総計
2～3学級が望ましいと思う一番大きな理由をお答えください。	128	72	21	23	26	3	273

（その他）の理由

- 異なる視点から教育活動を考えることは必須であると考え複数学級が望ましいと考えます。4学級以上もかまわないと思いますが、学年の人数が150程度になるような調整が望ましいのではないかと個人的には思います。
- 若い先生が増えているので、一学級だと何をどうしていいのか、分からない事があると思う。経験した人と一緒にする方が、楽かなと思う。しかし、嫌な同学年は、困るけど??
- 同学年で授業進度や学習形態など、相互に確認しながら進めることができる。

4学級以上が望ましいと思う一番大きな理由

	児童生徒や教員との人間関係に配慮した学級編成ができる	クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけられる	クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる	学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる	児童生徒の学級を分けることできめ細かな指導ができる	その他	総計
4学級以上が望ましいと思う一番大きな理由をお答えください。	3	5	2	2	2	0	14

問8：中学校の学級数

中学校の1学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。 ※普通学級

国の定める法令上、中学校の学級数は「1学年あたり4～6学級（1学校あたり12～18学級）を標準とする」となっています。

	1学級	2～3学級	4～6学級	7学級以上	総計
中学校の1学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。	2	165	118	9	294
	0.7%	56.1%	40.1%	3.1%	100.0%

1学級が望ましいと思う一番大きな理由

	一人一人の状況を把握しやすく、きめ細かな指導を受けやすい	意見や感想を発表できる機会が多くなる	運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える	異年齢の学習活動を組みやすい	体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる	異学年間の交流機会が多くなりやすい	地域の協力が得やすく、地域の教育資源を生かした教育活動がしやすい	家庭や地域の環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携しやすい	その他	総計
1学級が望ましいと思う一番大きな理由をお答えください。	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2

2～3学級が望ましいと思う一番大きな理由

	児童生徒や教員との人間関係に配慮した学級編成ができる	クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけられる	クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる	クラス同士が切磋琢磨する環境を作ることができる	児童生徒の学級を分けることできめ細かな指導ができる	その他	総計
2～3学級が望ましいと思う一番大きな理由をお答えください。	68	37	12	24	21	3	165

（その他）の理由

- 異なる価値観と子どもたちが出会うことが大切であると考えなるべく多くの大人が関われる体制が望ましいと考えます。学年の人数が150程度になるような調整が望ましいのではないかと個人的には思います。
- 生徒数が多すぎると、移動するだけで時間を消費するから。
- 同学年で授業進度や学習形態など、相互に確認しながら進めることができる。

4～6学級が望ましいと思う一番大きな理由

	児童生徒や教員との人間関係に配慮した学級編成ができる	クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけられる	クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる	クラス同士が切磋琢磨する環境を作ることができる	児童生徒の学級を分けることできめ細かな指導ができる	その他	総計
4～6学級が望ましいと思う一番大きな理由をお答えください。	49	25	11	24	9	0	118

7学級以上が望ましいと思う一番大きな理由

	児童生徒や教員との人間関係に配慮した学級編成ができる	クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけられる	クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる	クラス同士が切磋琢磨する環境を作ることができる	児童生徒の学級を分けることできめ細かな指導ができる	その他	総計
7学級以上が望ましいと思う一番大きな理由をお答えください。	2	2	0	3	2	0	9

直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（教職員）

問9：小規模校（11学級以下）の教育活動について
（あなたの考えに近いもの1つを選択）

	そう思わない	あまり思わない	どちらでもない	少し思う	そのとおりと思う	総計
一人一人の状況を把握しやすく、きめ細かな指導を受けやすい	6 2.0%	10 3.4%	59 20.1%	92 31.3%	127 43.2%	294 100.0%
意見や感想を発表できる機会が多くなる	8 2.7%	19 6.5%	58 19.7%	105 35.7%	104 35.4%	294 100.0%
運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える	6 2.0%	14 4.8%	37 12.6%	107 36.4%	130 44.2%	294 100.0%
異年齢での学習活動を組みやすい	11 3.7%	21 7.1%	75 25.5%	96 32.7%	91 31.0%	294 100.0%
体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる	11 3.7%	16 5.4%	69 23.5%	102 34.7%	96 32.7%	294 100.0%
地域の協力が得やすく、地域の教育資源を生かした教育活動がしやすい	12 4.1%	25 8.5%	89 30.3%	93 31.6%	75 25.5%	294 100.0%
クラブ活動や部活動の種類が限定される	26 8.8%	33 11.2%	64 21.8%	129 43.9%	42 14.3%	294 100.0%
運動会・学習発表会等の集団活動・行事の教育効果が下がる	58 19.7%	73 24.8%	88 29.9%	63 21.4%	12 4.1%	294 100.0%
体育科の球技や音楽科の合唱・合奏等の集団活動の実施に制約が生じる	37 12.6%	54 18.4%	67 22.8%	111 37.8%	25 8.5%	294 100.0%
児童生徒の問題行動に全体が影響を受けやすい	46 15.6%	57 19.4%	100 34.0%	68 23.1%	23 7.8%	294 100.0%
クラス替えがなく、多様な考え方に触れる機会が少なくなりやすい	27 9.2%	31 10.5%	55 18.7%	124 42.2%	57 19.4%	294 100.0%
クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない	45 15.3%	56 19.0%	65 22.1%	87 29.6%	41 13.9%	294 100.0%

問10：小規模校（11学級以下）の学校運営について
（あなたの考えに近いもの1つを選択）

	そう思わない	あまり思わない	どちらでもない	少し思う	そのとおりと思う	総計
教職員間の意思疎通、連絡調整が円やすい	11 3.7%	17 5.8%	60 20.4%	107 36.4%	99 33.7%	294 100.0%
教員と児童生徒の関係性を築きやすい	5 1.7%	11 3.7%	74 25.2%	116 39.5%	88 29.9%	294 100.0%
家庭や地域の環境等が把握しやすいため、保護者や地域と連携しやすい	9 3.1%	14 4.8%	80 27.2%	111 37.8%	80 27.2%	294 100.0%
経験年数や専門性、男女比等のバランスのとれた教員配置が困難となる	24 8.2%	44 15.0%	90 30.6%	96 32.7%	40 13.6%	294 100.0%
教職員1人あたりの負担が重くなり教材研究等の時間確保が困難となる	21 7.1%	34 11.6%	62 21.1%	101 34.4%	76 25.9%	294 100.0%
教員と児童生徒の心理的距離が近くなりすぎる	48 16.3%	73 24.8%	110 37.4%	50 17.0%	13 4.4%	294 100.0%

問 11：特に配慮すべきこと

学校の適正な規模や配置の検討にあたり特に配慮すべきことは何ですか

(3つ以内にチェック)

	クラス替えがで きる程度の児童 生徒数の確保	1学級における児 童生徒数の確保	通学（距離・方 法）とその安全 性の確保	学校施設・備品 等の充実	学校と地域のつ ながり	地域住民の意向	地域活動や防災 の拠点としての 役割	その他	総計
回答数	186	121	128	183	66	27	12	6	729

(その他) の記載

- ・教職員の数
- ・人員（教職員）の確保
- ・教員の人数確保
- ・地域の文化、学校の文化を壊さないこと
- ・1学級あたりの人数の適正化を図って欲しいです。問題は学級数ではなく、学級の人数が多かったり、少な
かったりすることです。地域の実情（厳しさ）を踏まえ、20人前後にすべきだと考えます。
- ・こどもたちに関わる教員数の確保、教員同士のノウハウの共有検討のシステム

問 12：学校に期待されるもの

今後、学校に期待される役割や機能のうち特に重要なものは何ですか

(3つ以内にチェック)

	児童生徒が快 適に学べる環 境	地域の文化・ スポーツの活 動拠点	地域の防災拠 点	地域住民の活 動・交流拠点	児童生徒の放 課後の居場 所・活動場所	子育て支援の 拠点	高齢者福祉の 拠点	生涯学習活動 の拠点	その他	総計
回答数	274	60	52	53	74	56	6	53	3	631

(その他) の記載

- ・児童生徒の心の支援、居場所づくり
- ・防犯対策 インターホンや防犯ベルなど
- ・学校を拠点とした「児童の成長」「保護者の豊かな生活」「教職員の働きがい」

直方市学校規模適正化基本指針
検討に係るアンケート

(保護者、
児童生徒)

◎アンケートの概要

アンケートの主な目的

直方市のこどものために、直方市にとってちょうど良い学校規模を検討するために、保護者及び児童生徒の教育環境に関する意識や考え方を把握し、直方市学校規模適正化基本指針の検討のために基礎資料として使用する。

学校規模やクラス規模の異なる学校に通う児童生徒やその保護者によって、意見に差異が生じるか、またどのような差異が生じるか、分析を行う。

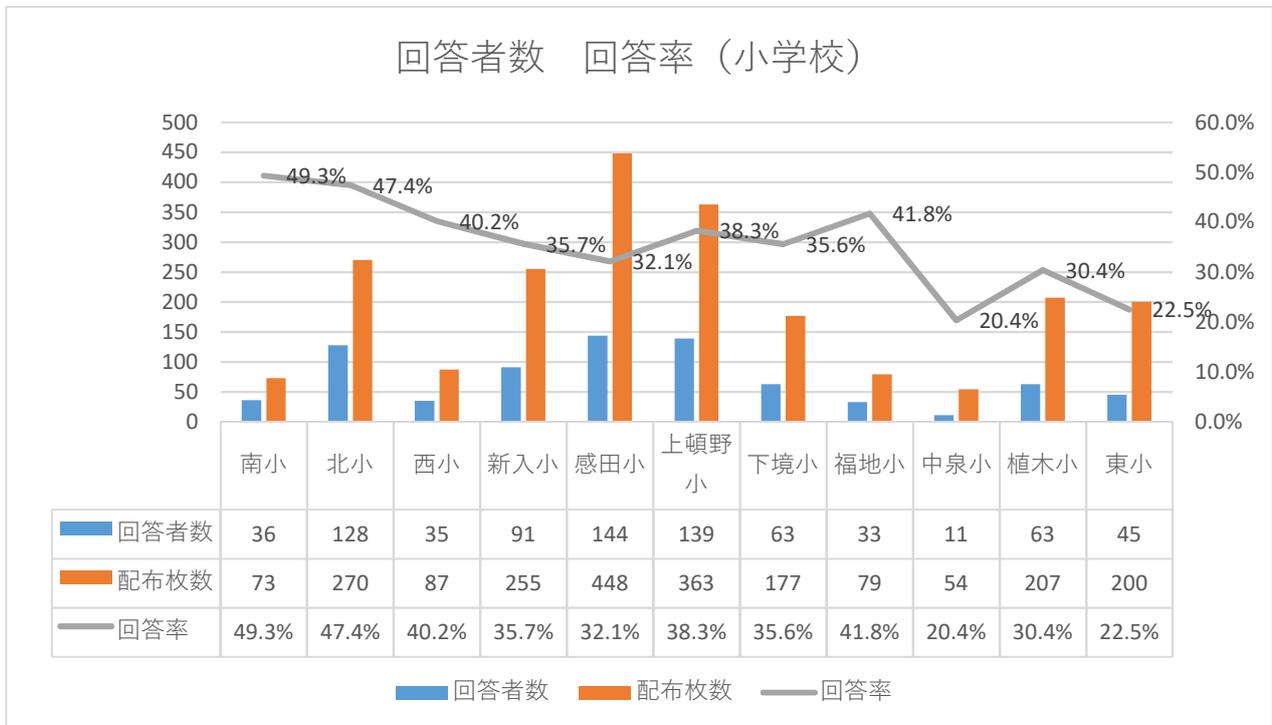
保護者・児童生徒アンケート調査

- | | |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 実施時期 | 令和6年2月9日から令和6年2月24日 |
| (2) 対象 | 市立小中学校の保護者、児童生徒 |
| (3) 案内文書配布枚数 | 小学校・・・2, 213世帯
中学校・・・1, 372世帯
合計：3, 585世帯 |
| (3) 回答数 | 小学校・・・788件／2,213世帯：35.61%
中学校・・・345件／1,372世帯：25.15%
合計：1,133件／3,585世帯：31.6% |

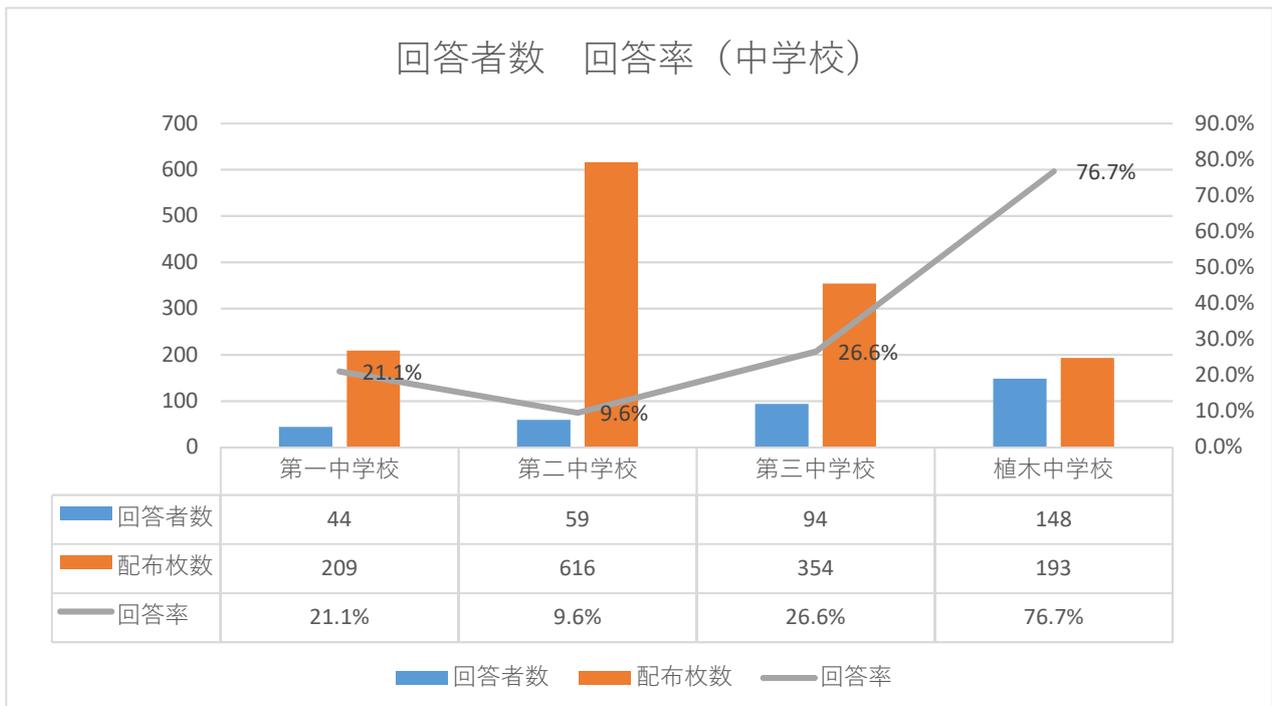
1.お子様のこと

お子様の通っている学校を教えてください。

(小学校)



(中学校)



直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（保護者、児童生徒）

1.お子様のこと

小学生以外のお子様はおられますか？

(小学生の保護者の回答)

小学生以外のお子様はおられますか？	
いない	255
小学校入学前の子がいる	285
小学校入学前の子がいる、中学校を卒業した子がいる	5
小学校入学前の子がいる、中学生の子がいる	11
小学校入学前の子がいる、中学生の子がいる 中学校を卒業した子がいる	4
中学校を卒業した子がいる	60
中学生の子がいる	133
中学生の子がいる、中学校を卒業した子がいる	35
総計	788

中学生以外のお子様はおられますか？

(中学生の保護者の回答)

中学生以外のお子様はおられますか？	
いない	75
小学校入学前の子がいる	10
小学校入学前の子がいる、小学生の子がいる	12
小学校入学前の子がいる、小学生の子がいる 中学校を卒業した子がいる	4
小学校入学前の子がいる、中学校を卒業した子がいる	8
小学生の子がいる	85
小学生の子がいる、中学校を卒業した子がいる	25
中学校を卒業した子がいる	126
総計	345

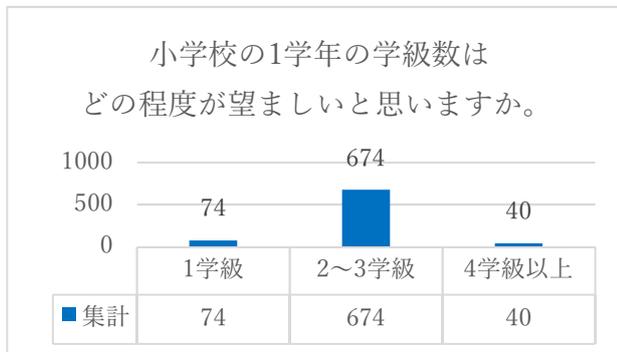
2.お住まいの地域

お住まいの地域を教えてください。

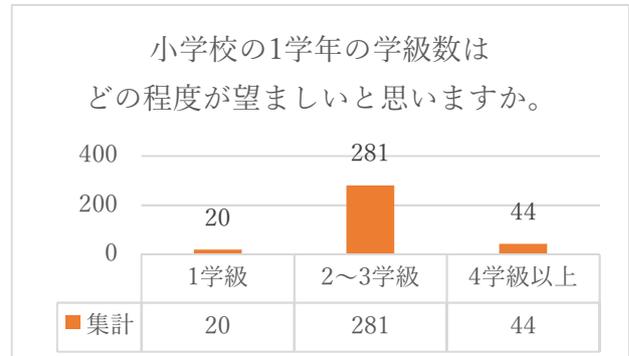
	小学校	中学校	合計
赤地	8	5	13
植木	61	20	81
永満寺	11	5	16
上境	20	11	31
上新入	41	15	56
上頓野	59	21	80
感田	125	50	175
下境	51	21	72
下新入	34	16	50
神正町	5	5	10
新知町	4	2	6
新町	12	3	15
須崎町	11	2	13
知古	51	10	61
津田町	4	0	4
殿町	7	0	7
頓野	121	54	175
中泉	12	10	22
直方	68	39	107
畑	3	0	3
日吉町	4	5	9
古町	7	3	10
丸山町	1	0	1
溝堀	6	4	10
山部	35	20	55
湯野原	26	19	45
その他(市外)	1	5	6
合計	788	345	1133

3.小学校の学校規模のこと（保護者の意見）

（小学生の保護者の回答）

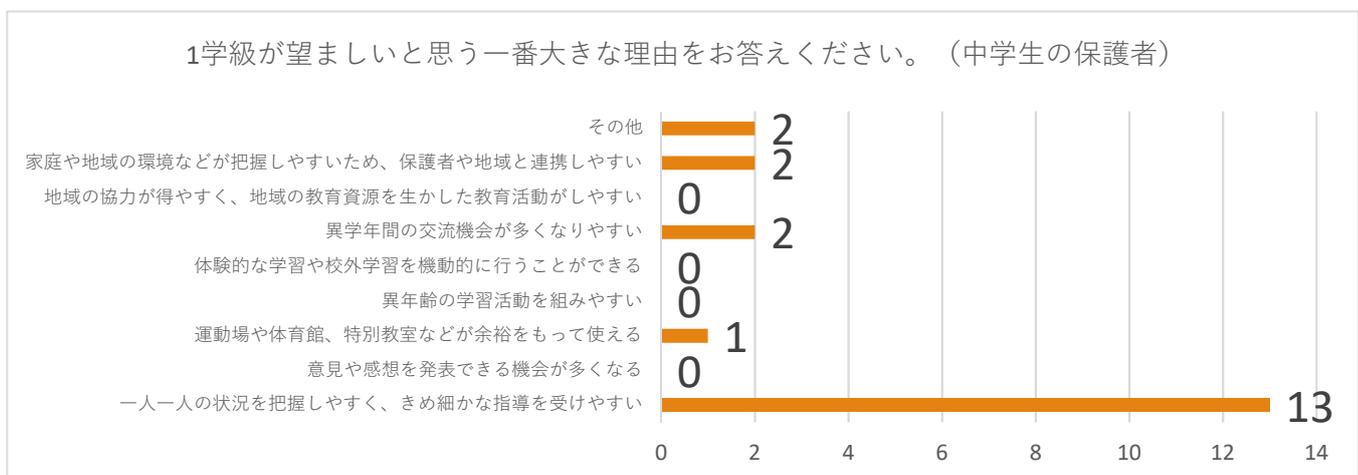
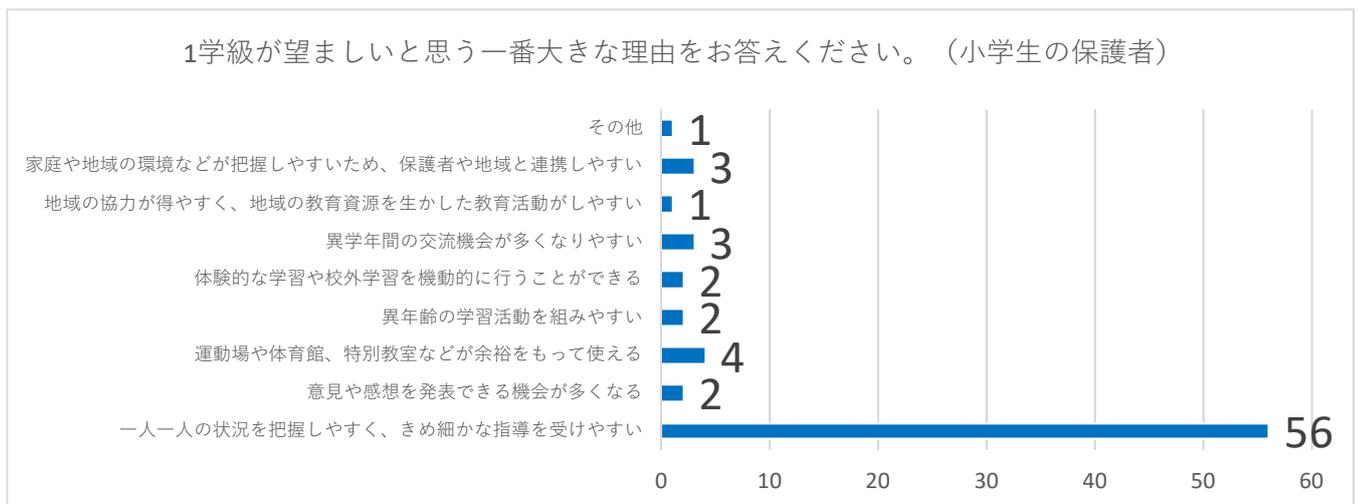


（中学生の保護者の回答）



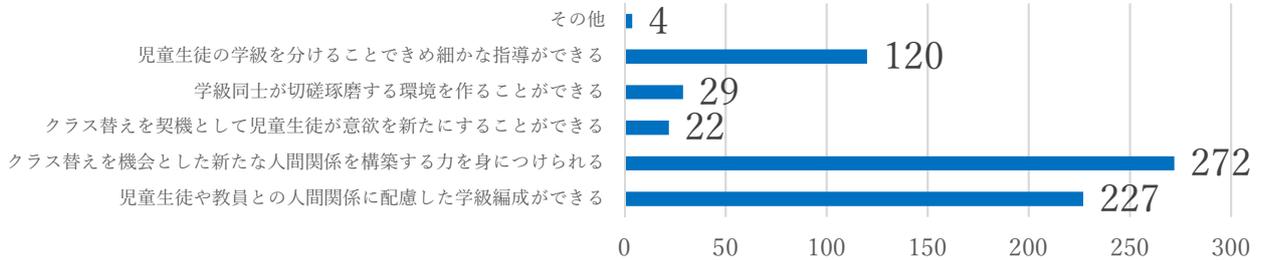
全体の傾向として、直方市の小中学生の保護者は、小学校の1学年の学級数は2～3学級が望ましいと考えています。

小学校の1学年は1学級が望ましいと回答した小学生の保護者74名のうち54名は、現在1学年1学級の学校（南小・西小・福地小・中泉小）に通っている保護者でした。（7頁参照）



2～3学級が望ましいと思う一番大きな理由をお答えください。

(小学生の保護者)



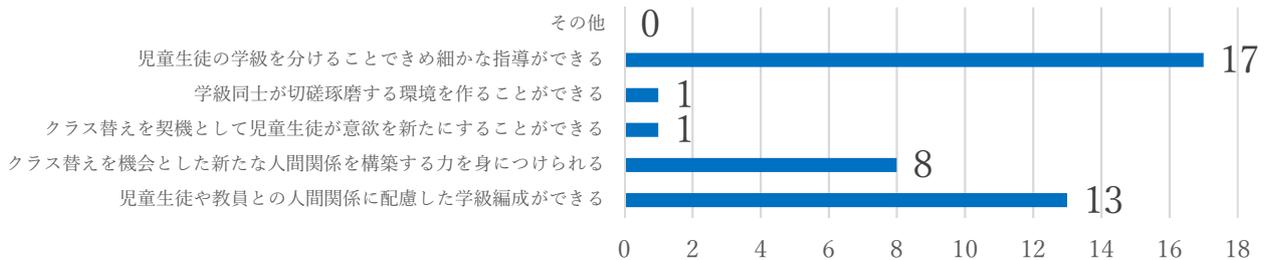
2～3学級が望ましいと思う一番大きな理由をお答えください。

(中学生の保護者)



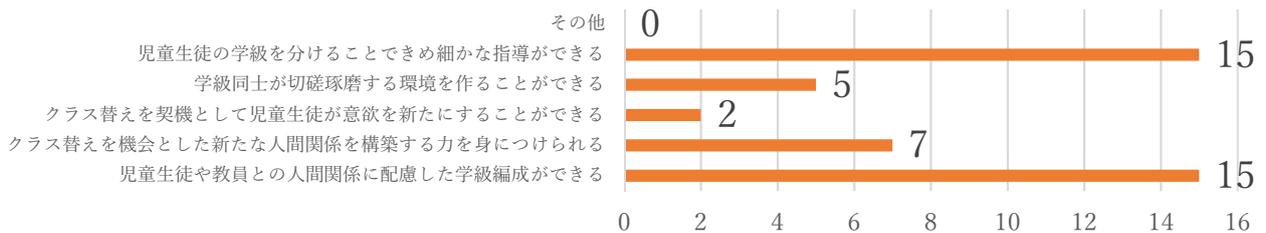
4学級以上が望ましいと思う一番大きな理由をお答えください。

(小学生の保護者)



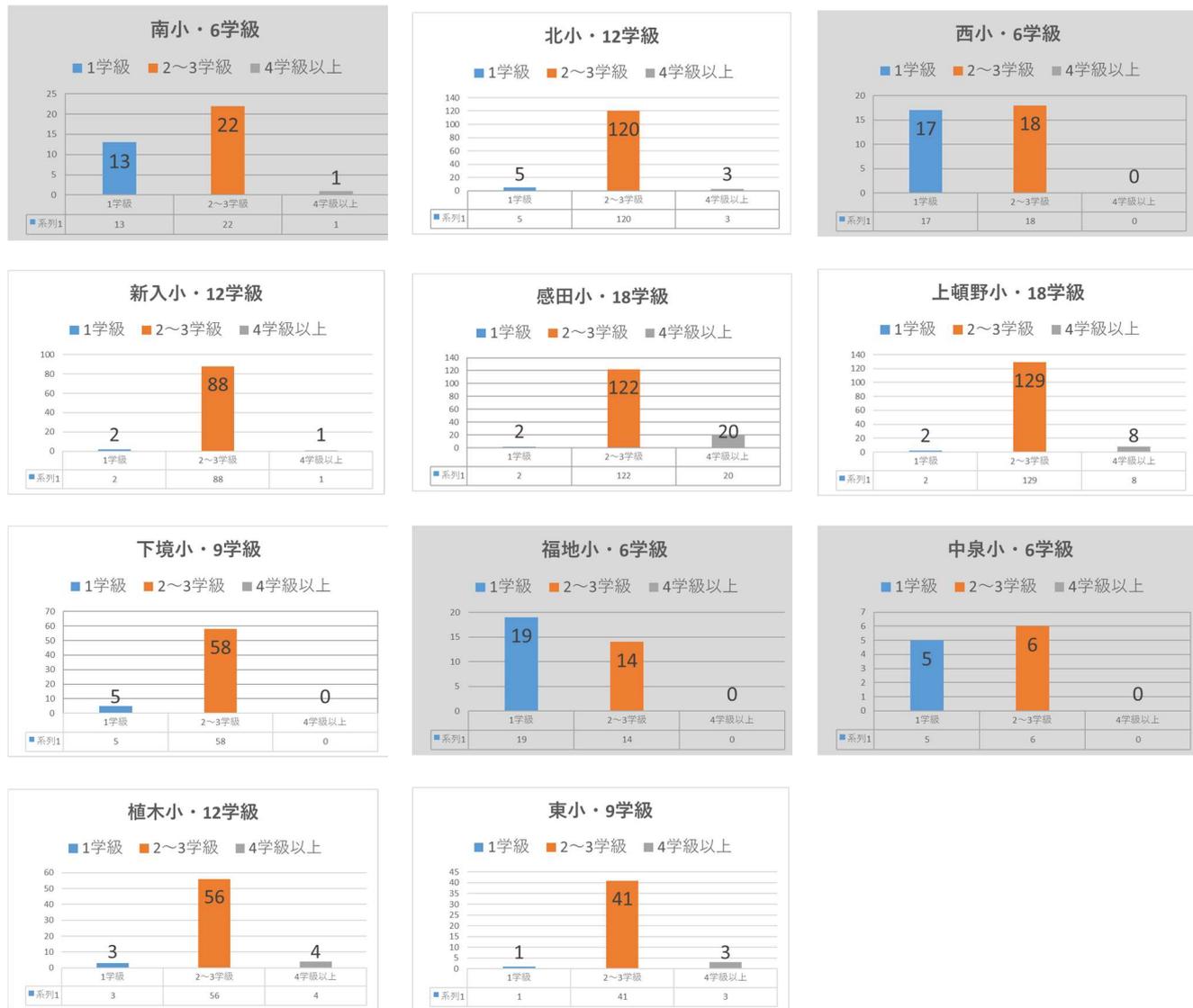
4学級以上が望ましいと思う一番大きな理由をお答えください。

(中学生の保護者)



3.小学校の学校規模のこと（保護者の意見） ※小学校毎（小学生の保護者の回答）

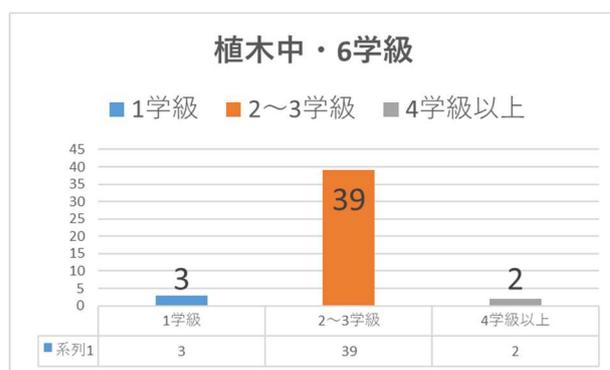
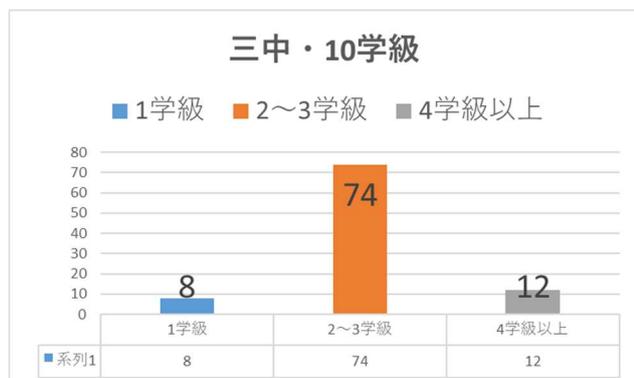
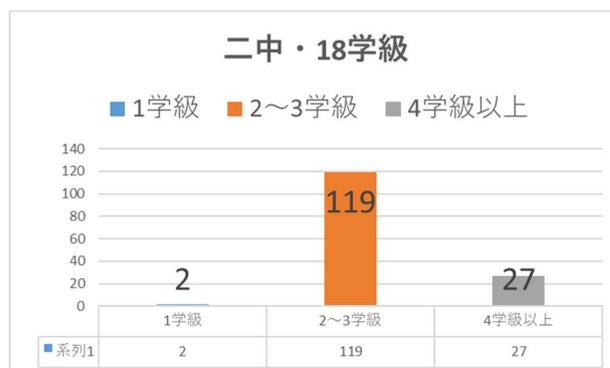
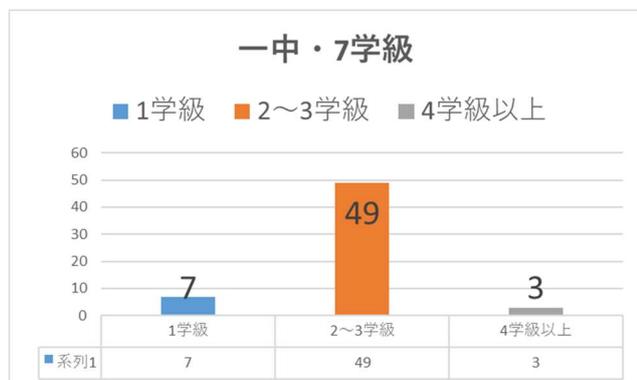
小学校の1学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。



現在、各学年1学級の小学校（南小、西小、福地小、中泉小）では、「1学年1学級が良い」という回答が目立ちますが、それ以外の小学校では、「1学年2～3学級が良い」という回答が圧倒的に多くなっています。

3.小学校の学校規模のこと（保護者の意見） ※中学校毎（中学生の保護者の回答）

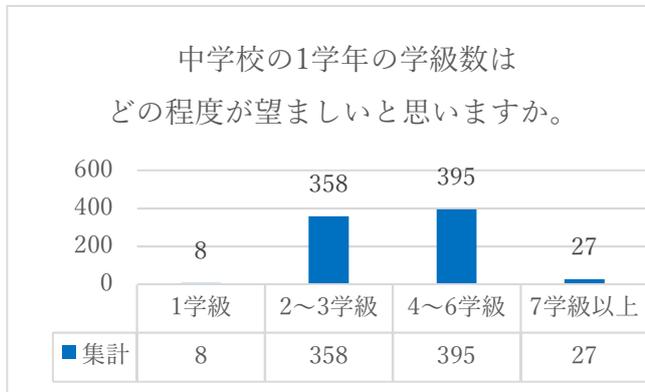
小学校の1学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。



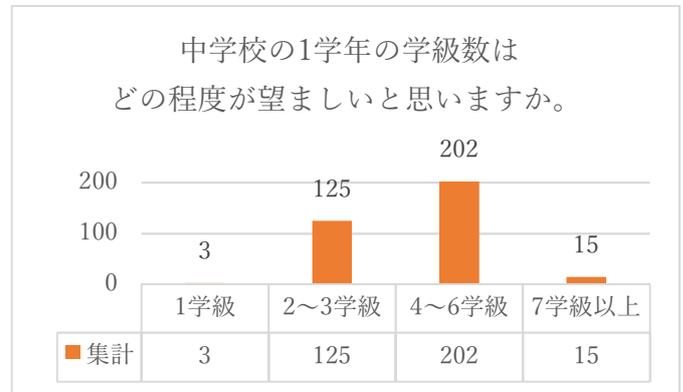
現在の学級数が多い学校（二中→三中）の保護者に、4 学級以上が望ましいと思う保護者が多い傾向が見られます。

4.中学校の学校規模のこと（保護者の意見）

（小学生の保護者の回答）



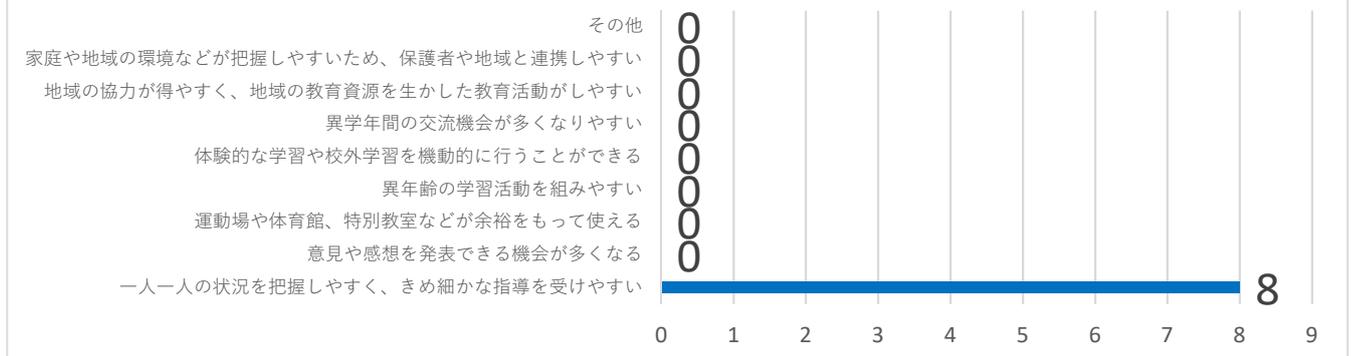
（中学生の保護者の回答）



中学校の1学年の学級数について、全体的に、小学校よりも規模が大きい4~6学級を望む保護者が多いことが分かります。特に、中学生の保護者においてはその傾向が強くみられます。

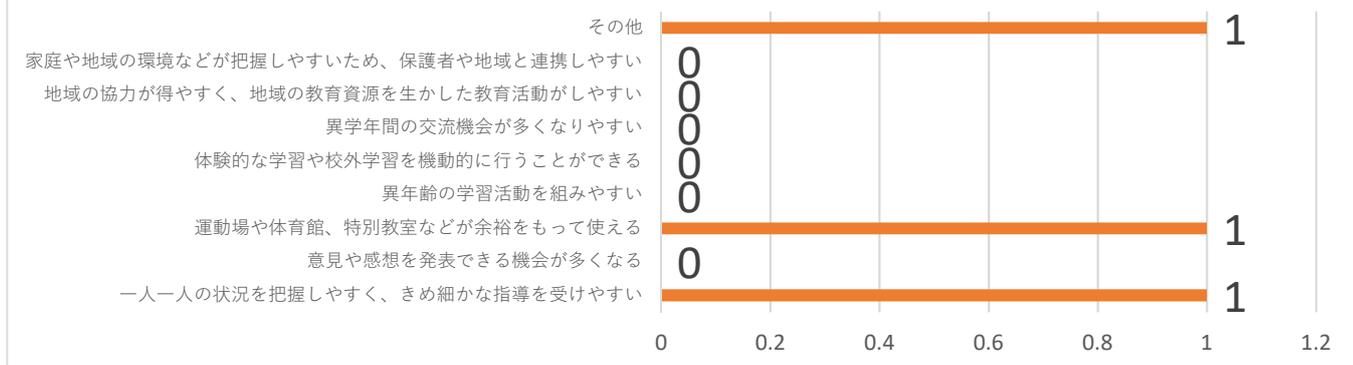
（中学校）1学級が望ましいと思う一番大きな理由をお答えください。

（小学生の保護者）



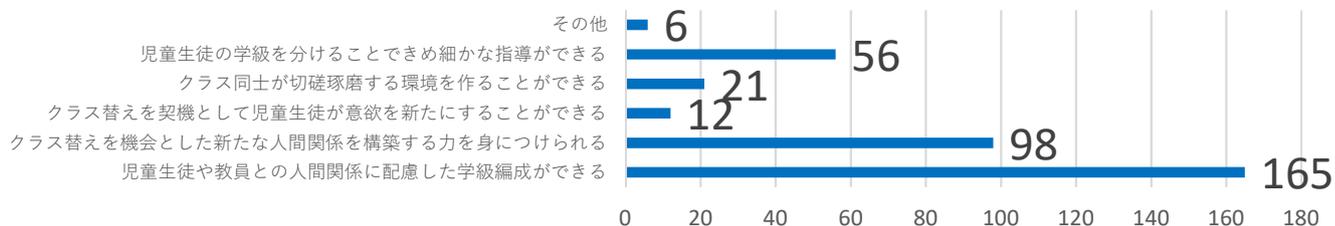
（中学校）1学級が望ましいと思う一番大きな理由をお答えください。

（中学生の保護者）



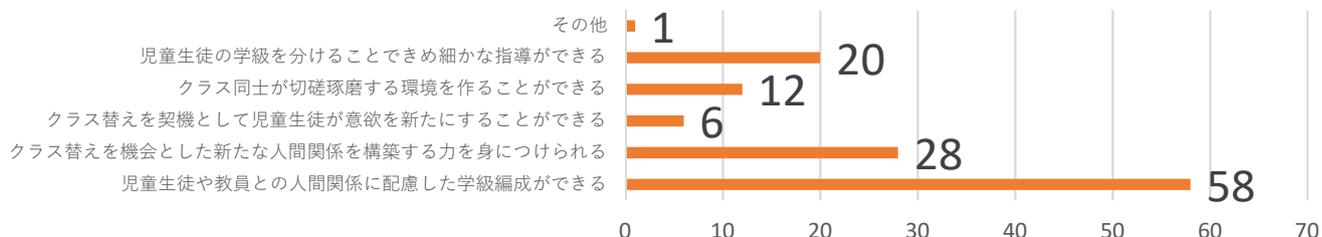
(中学校) 2～3学級が望ましいと思う一番大きな理由をお答えください。

(小学生の保護者)



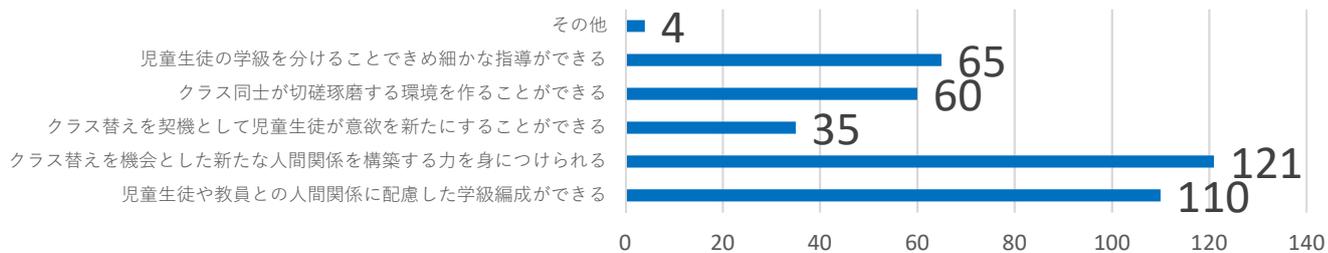
(中学校) 2～3学級が望ましいと思う一番大きな理由をお答えください。

(中学生の保護者)



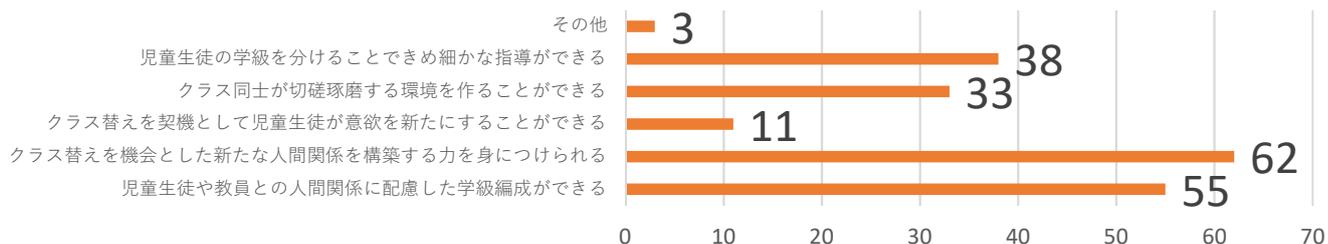
(中学校) 4～6学級が望ましいと思う一番大きな理由をお答えください。

(小学生の保護者)



(中学校) 4～6学級が望ましいと思う一番大きな理由をお答えください。

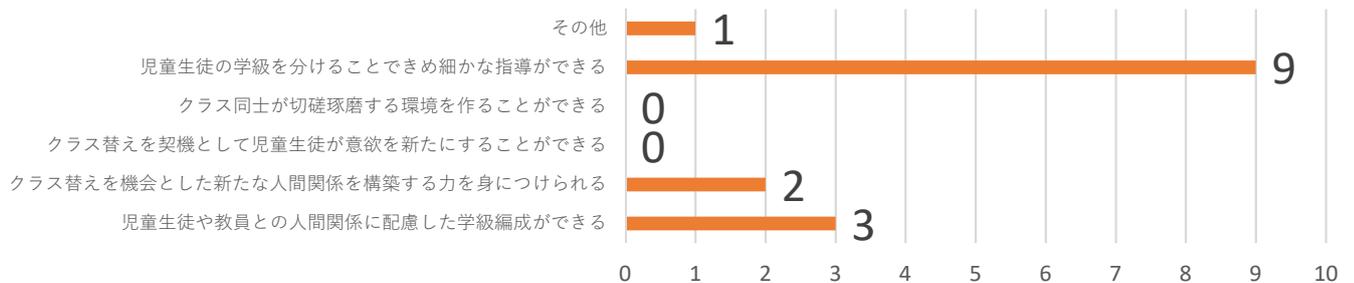
(中学生の保護者)



(中学校) 7学級以上が望ましいと思う一番大きな理由をお答えください。
(小学生の保護者)



(中学校) 7学級以上が望ましいと思う一番大きな理由をお答えください。
(中学生の保護者)



中学校の1学年の学級数は2~3学級が望ましいと考える保護者が重視する点は、小学生の保護者・中学生の保護者ともに、次のとおりの順番となっています。

- ①児童生徒や教員との人間関係に配慮した学級編成ができる
- ②クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけられる
- ③児童生徒の学級を分けることできめ細やかな指導ができる

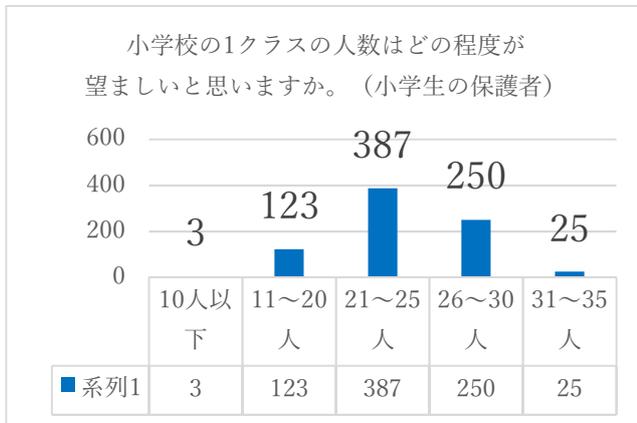
中学校の1学年の学級数は4学級以上が望ましいと考える保護者が重視する点は小学生の保護者・中学生の保護者ともに、次のとおりの順番でした。

- ①クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけられる
- ②児童生徒や教員との人間関係に配慮した学級編成ができる
- ③児童生徒の学級を分けることできめ細やかな指導ができる

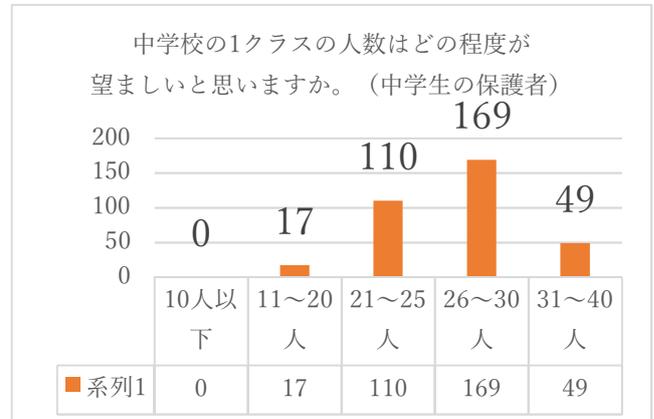
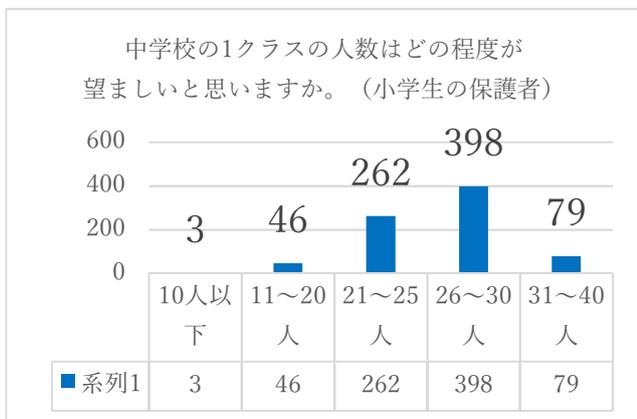
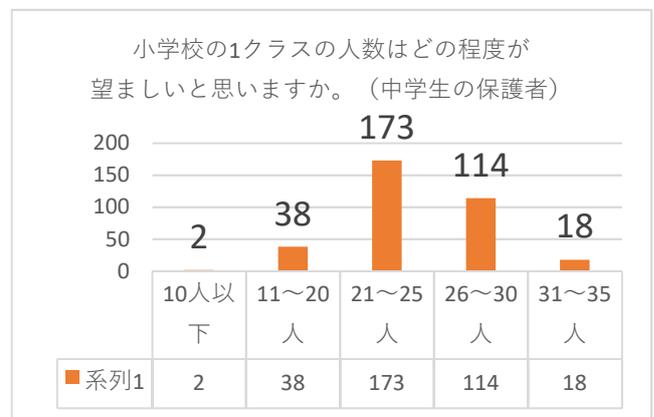
中学校の1学年の学級数は7学級以上が望ましいと考える保護者は、小学生の保護者・中学生の保護者ともに「児童生徒の学級を分けることできめ細やかな指導ができる」ことを期待する傾向がみられます。

5.クラスの規模のこと（保護者の意見）

（小学生の保護者の回答）



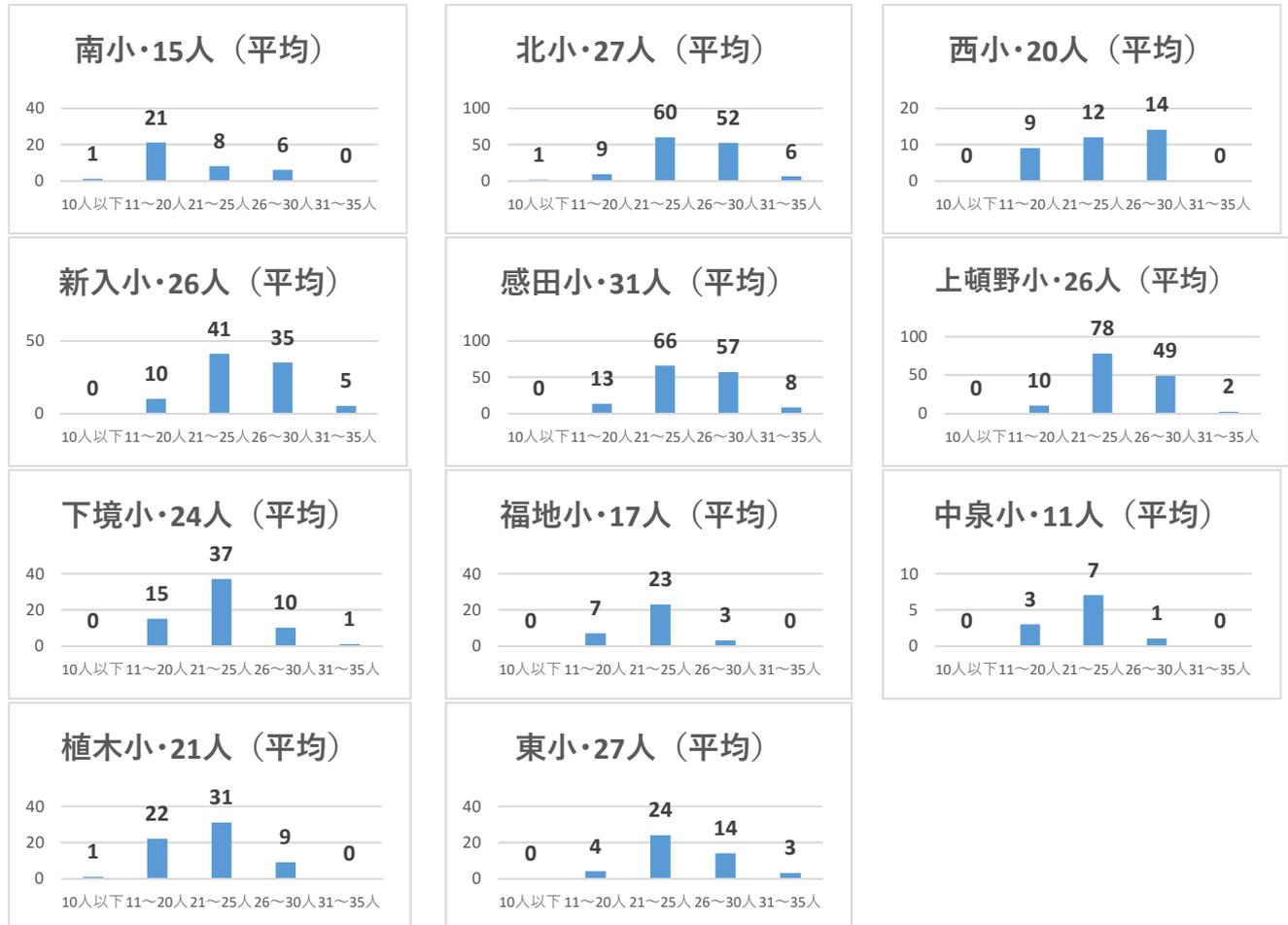
（中学生の保護者の回答）



小学生の保護者、中学生の保護者ともに、1クラスの人数は、小学校より中学校の方が多いことを望む保護者が多いようです。

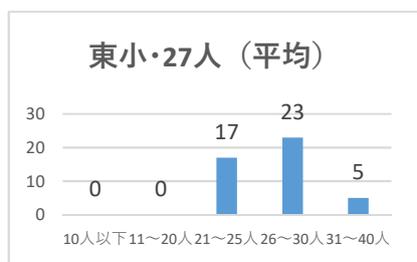
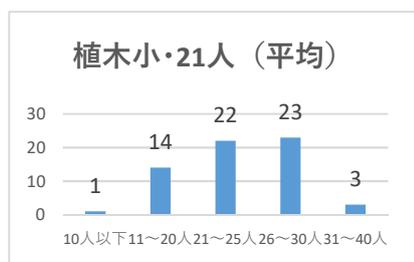
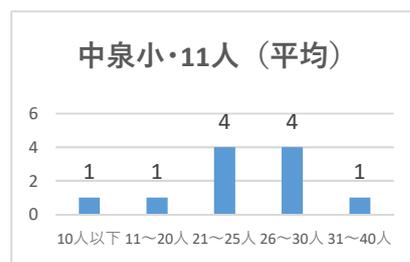
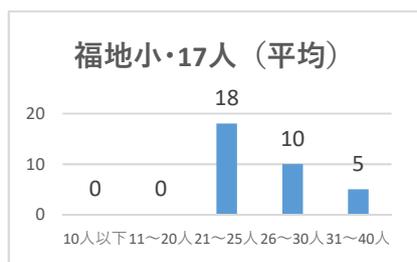
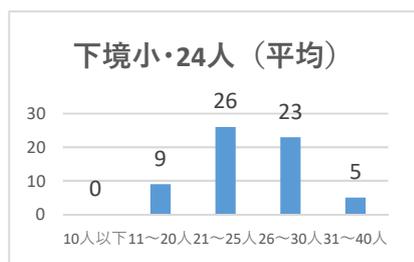
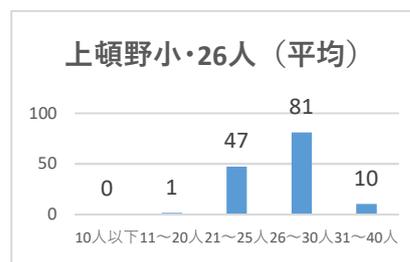
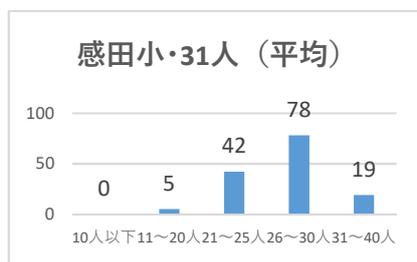
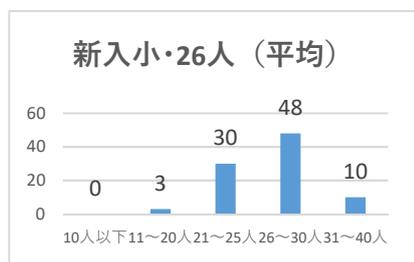
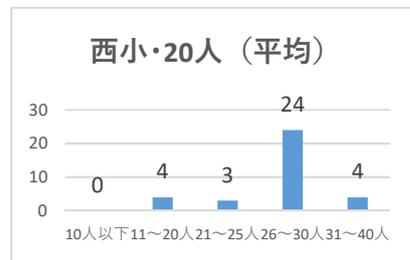
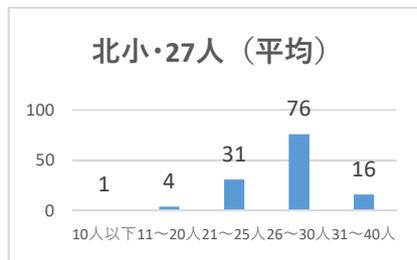
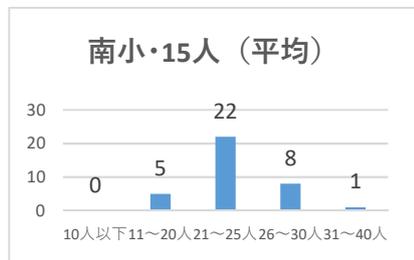
5.クラスの規模のこと（保護者の意見） ※小学校毎（小学生の保護者の回答）

小学校の1クラスの人数はどの程度が望ましいと思いますか。



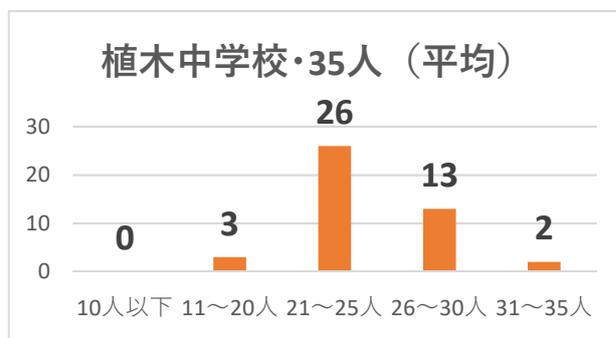
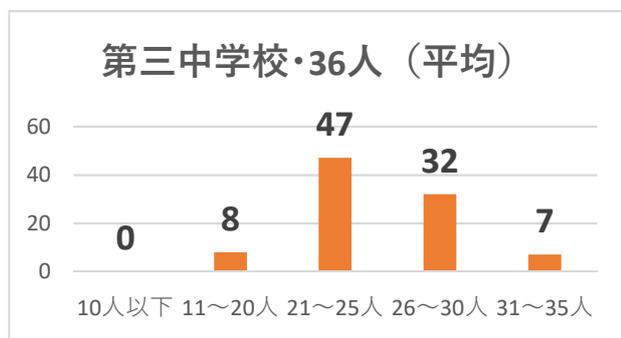
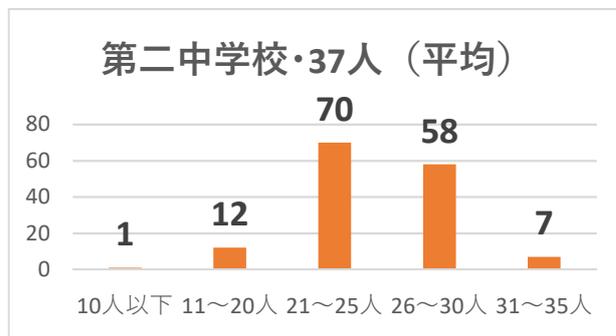
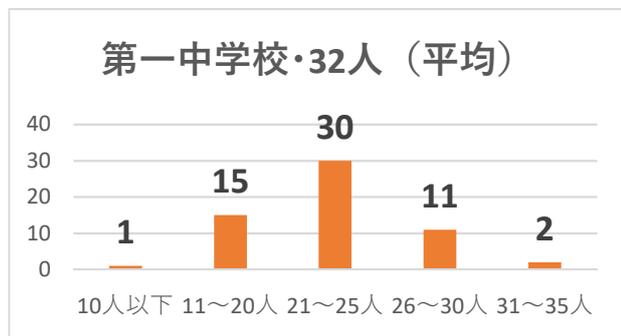
5.クラスの規模のこと（保護者の意見） ※小学校毎（小学生の保護者の回答）

中学校の1クラスの人数はどの程度が望ましいと思いますか。



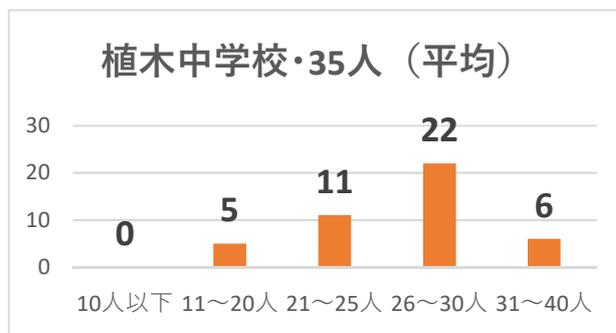
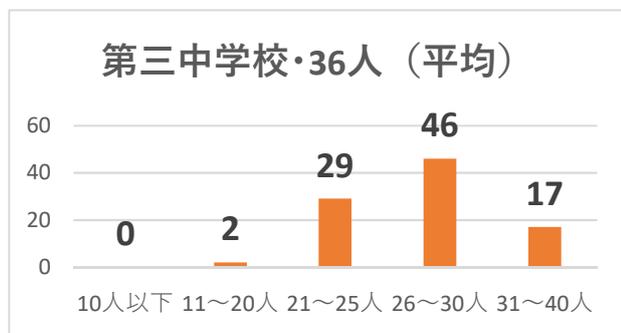
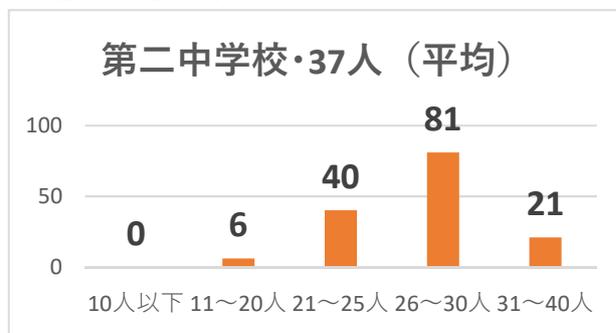
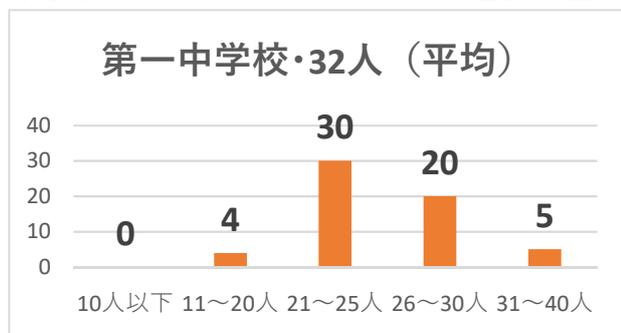
5.クラスの規模のこと（保護者の意見） ※中学校毎（中学生の保護者の回答）

小学校の1クラスの人数はどの程度が望ましいと思いますか。



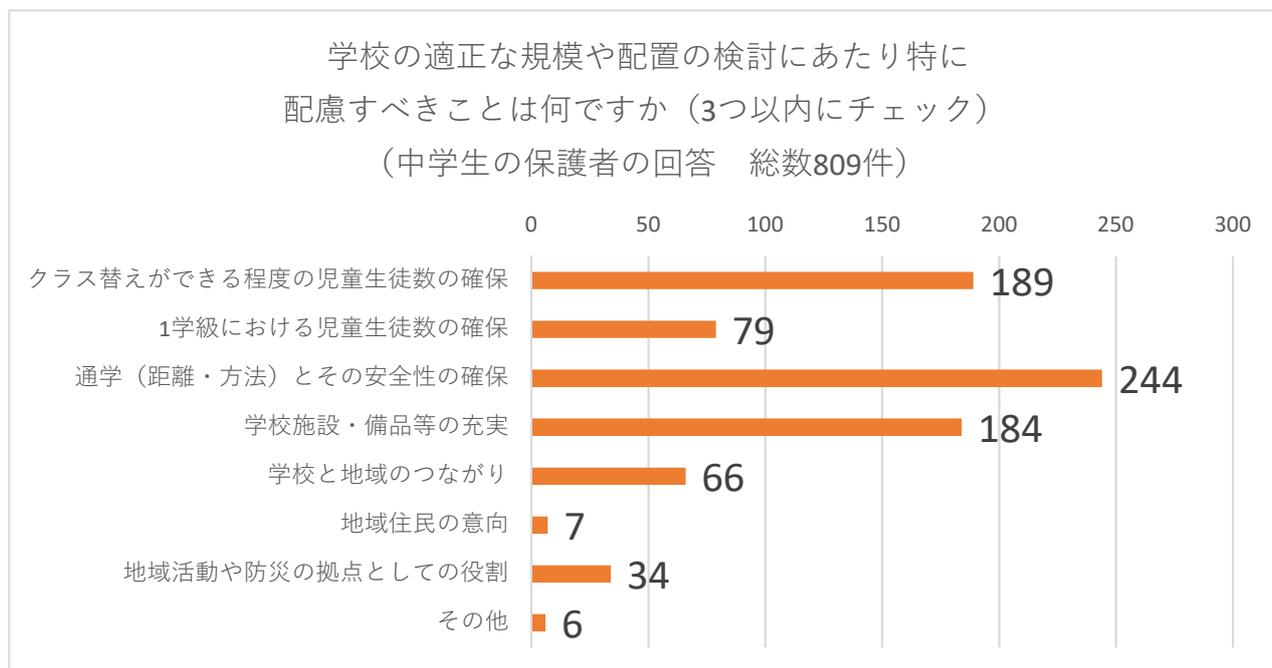
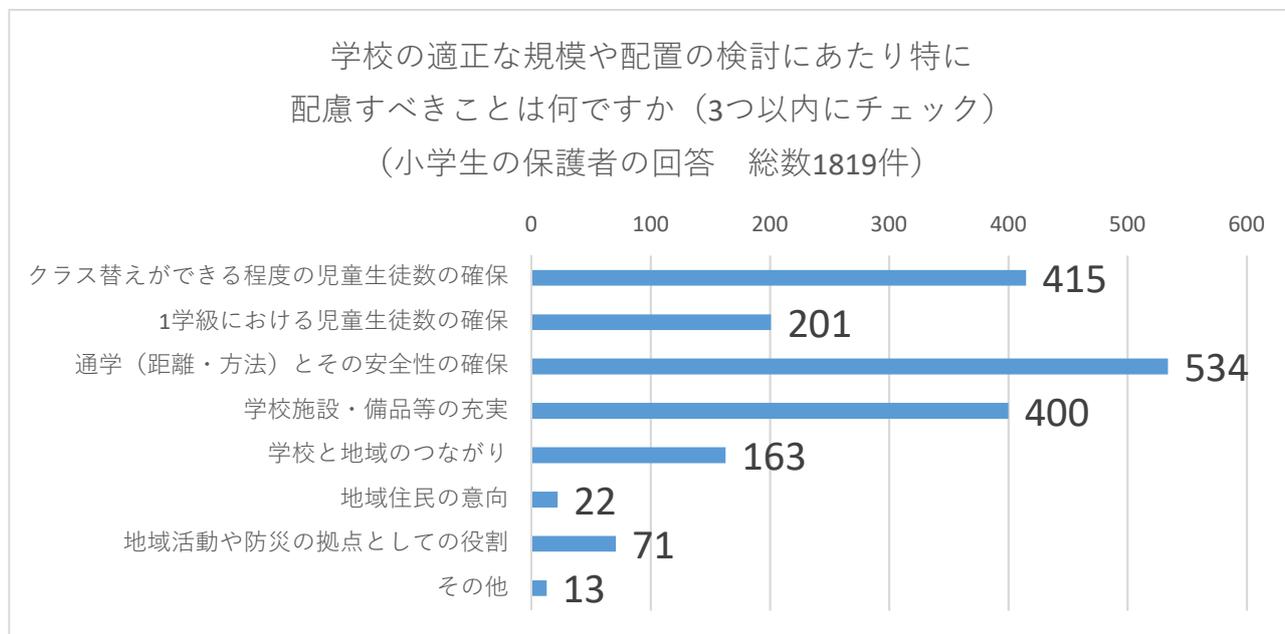
5.クラスの規模のこと（保護者の意見） ※中学校毎（中学生の保護者の回答）

中学校の1クラスの人数はどの程度が望ましいと思いますか。



6.特に配慮すべきこと（保護者の意見）

学校の適正な規模や配置の検討にあたり特に配慮すべきことは何ですか
（3つ以内にチェック）

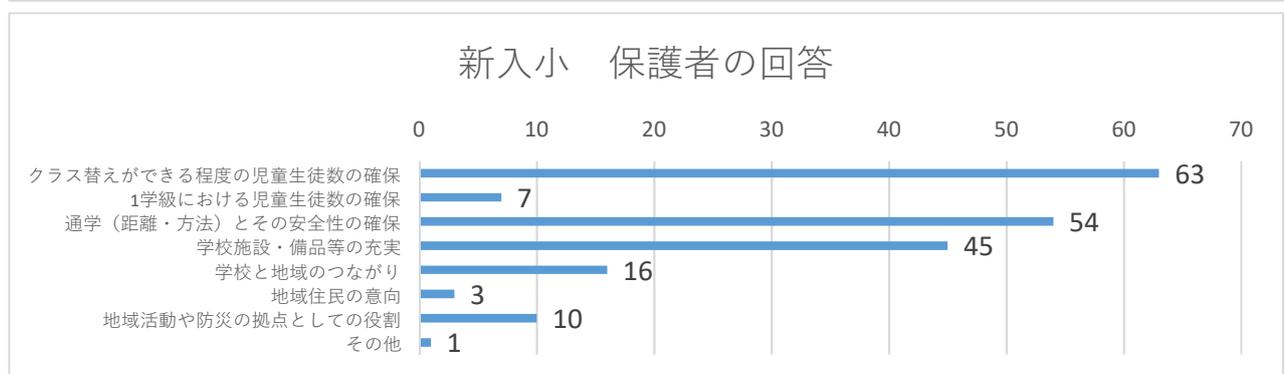
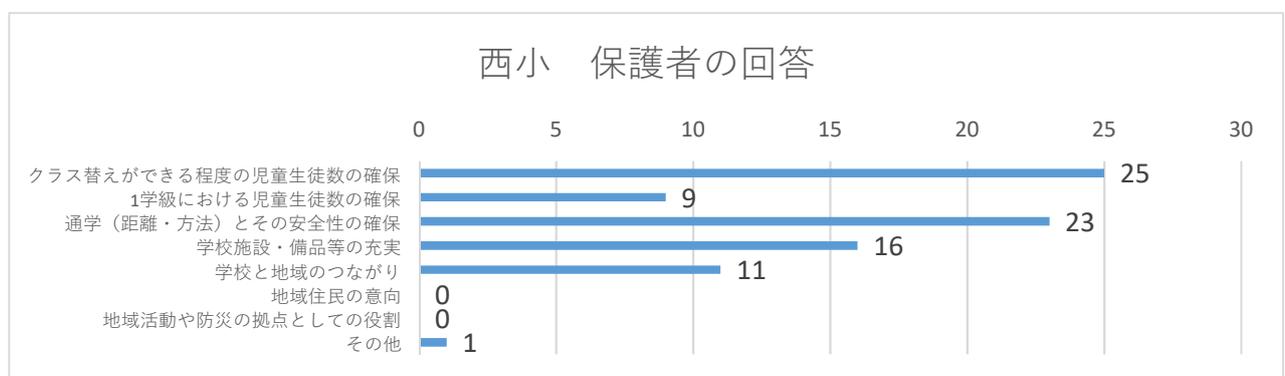
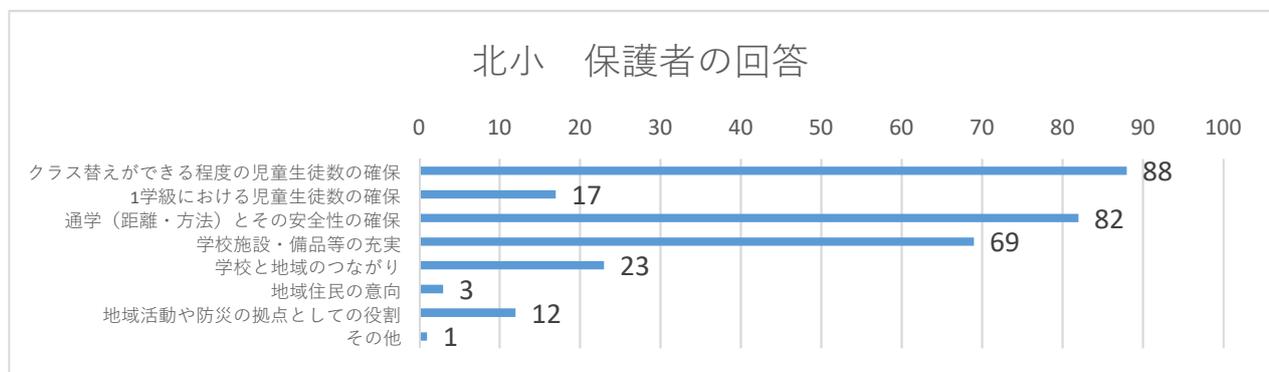
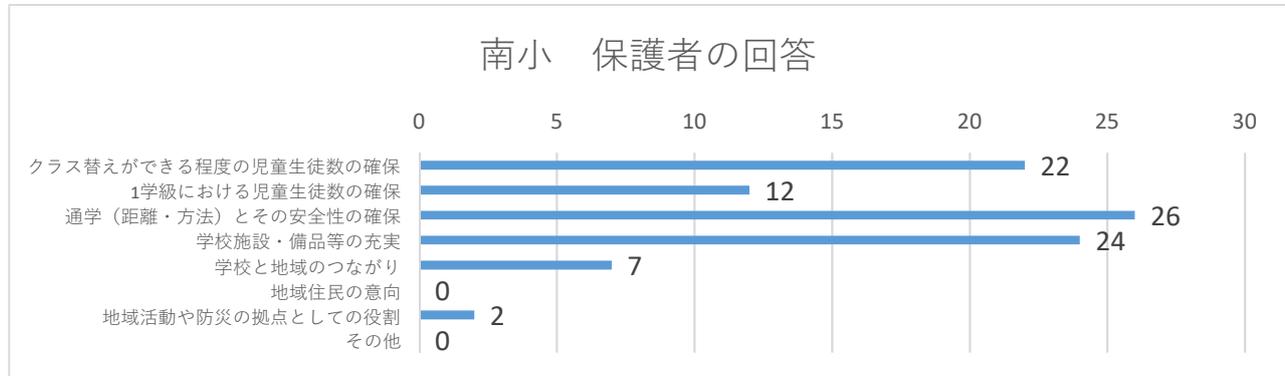


小学校の保護者、中学校の保護者ともに、回答の多い項目の上位3件は、「クラス替えができる程度の児童生徒数の確保」「通学（距離・方法）とその安全性の確保」「学校施設・備品等の充実」でした。

小学生の保護者・中学生の保護者ともに、「通学（距離・方法）とその安全性の確保」を重視する保護者が最も多いという結果となりました。

6.特に配慮すべきこと（保護者の意見）（小学生の保護者の回答）

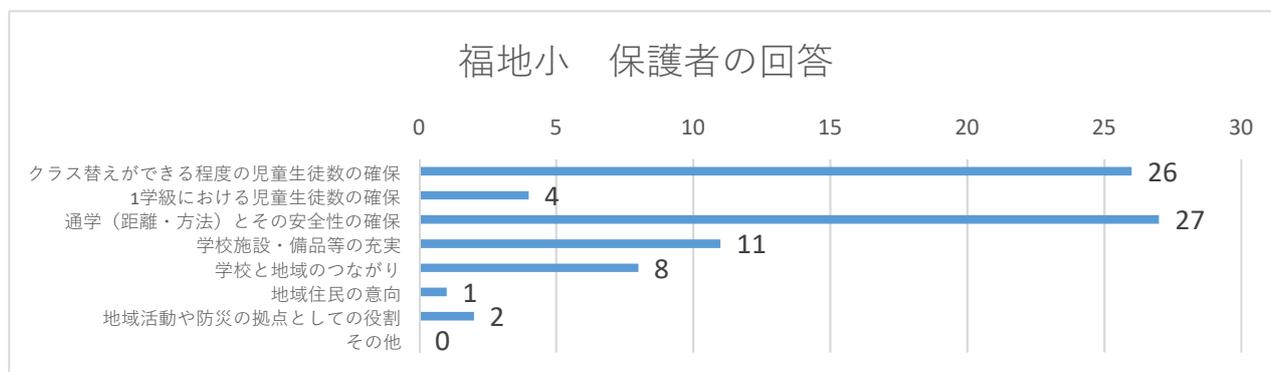
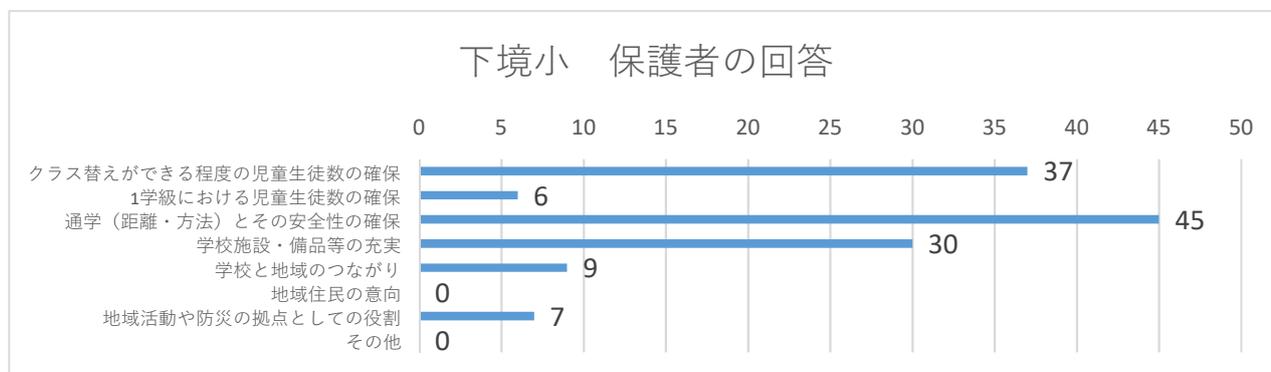
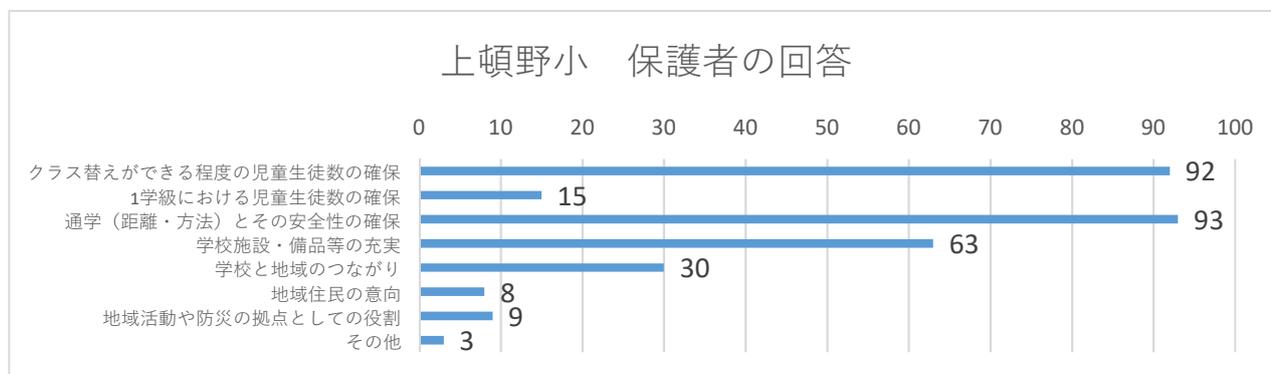
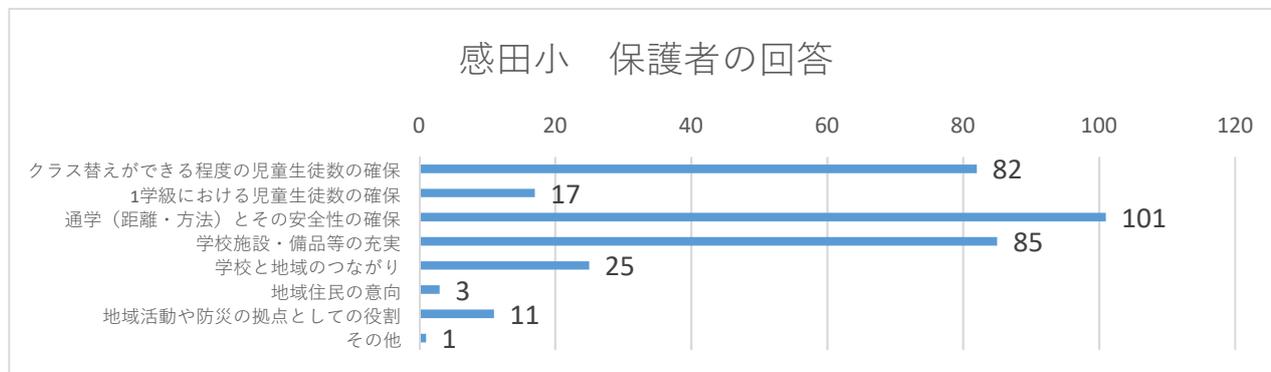
学校の適正な規模や配置の検討にあたり特に配慮すべきことは何ですか
（3つ以内にチェック）



直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（保護者、児童生徒）

6.特に配慮すべきこと（保護者の意見）（小学生の保護者の回答）

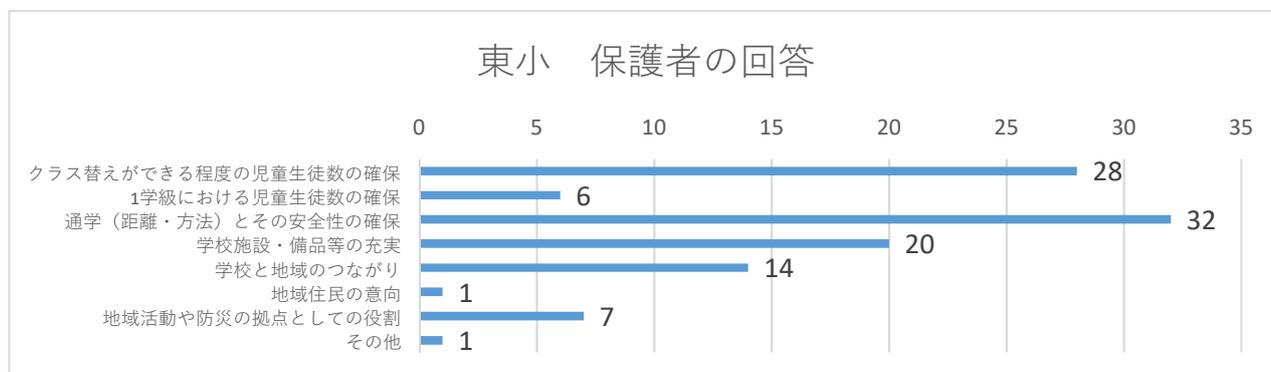
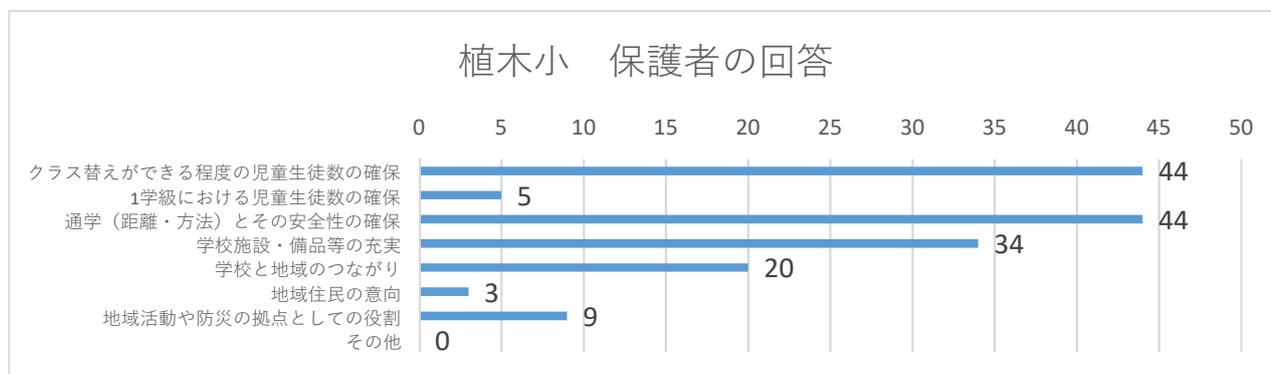
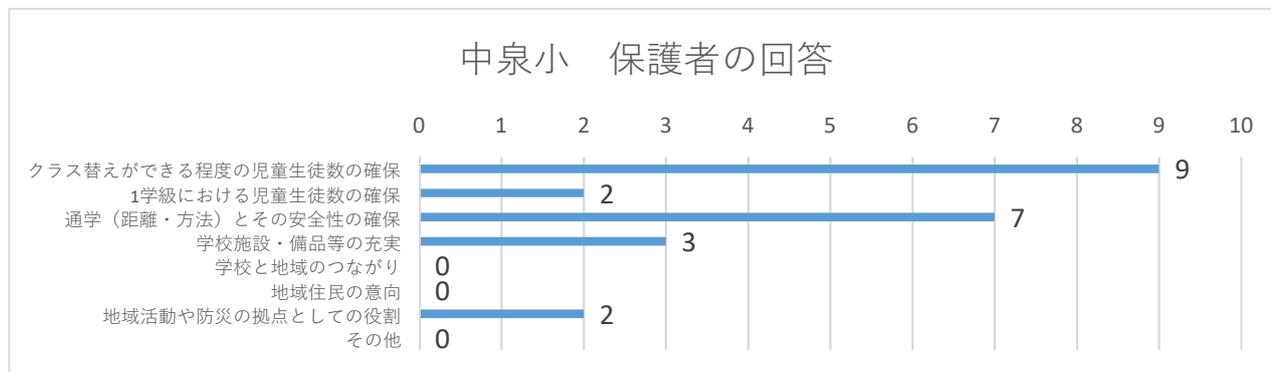
学校の適正な規模や配置の検討にあたり特に配慮すべきことは何ですか
（3つ以内にチェック）



直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（保護者、児童生徒）

6.特に配慮すべきこと（保護者の意見）（小学生の保護者の回答）

学校の適正な規模や配置の検討にあたり特に配慮すべきことは何ですか
（3つ以内にチェック）

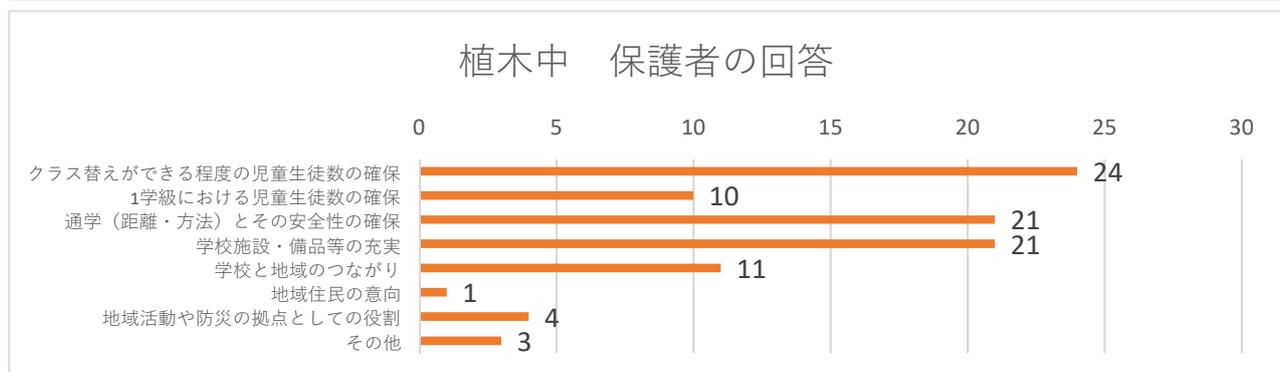
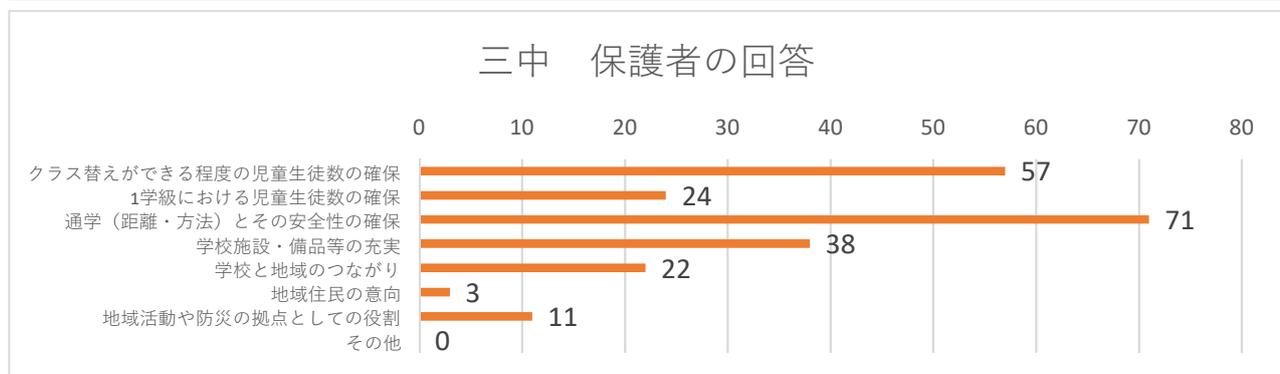
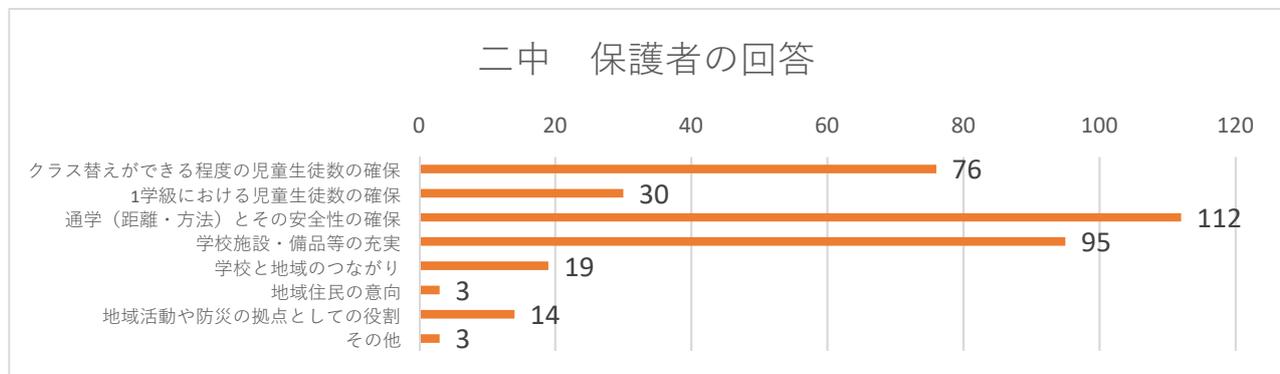
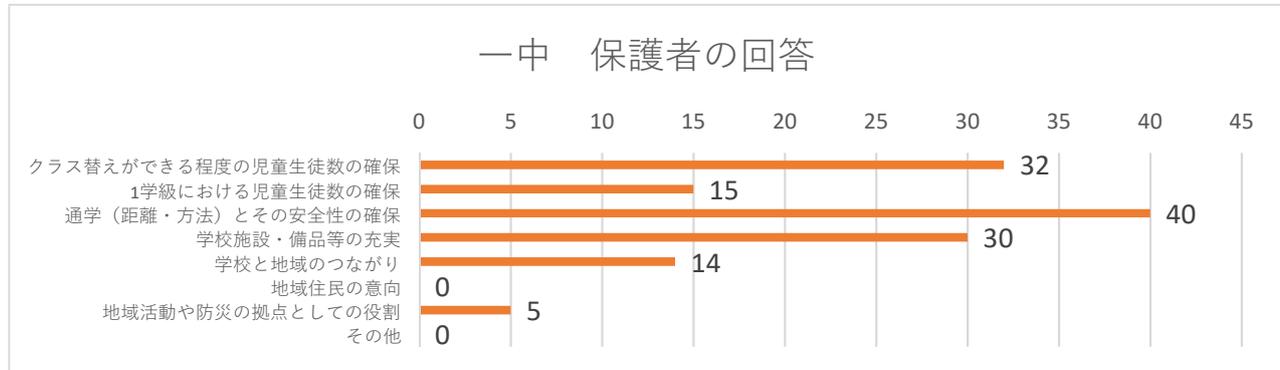


学校の適正な規模や配置の検討にあたり特に配慮すべきことについて、いずれの小学校においても、保護者の回答上位3件は、次のとおりでした。

- ・クラス替えができる程度の児童生徒の確保
- ・通学（距離・方法）とその安全性の確保
- ・学校施設・備品等の充実

6.特に配慮すべきこと（保護者の意見）（中学生の保護者の回答）

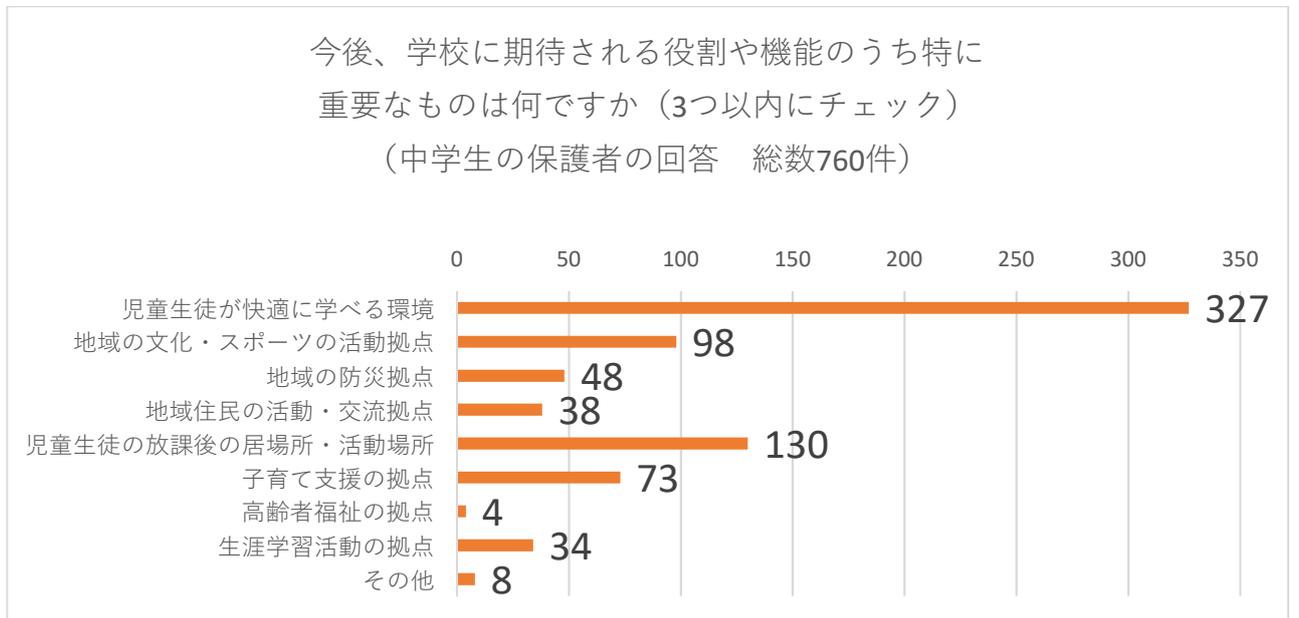
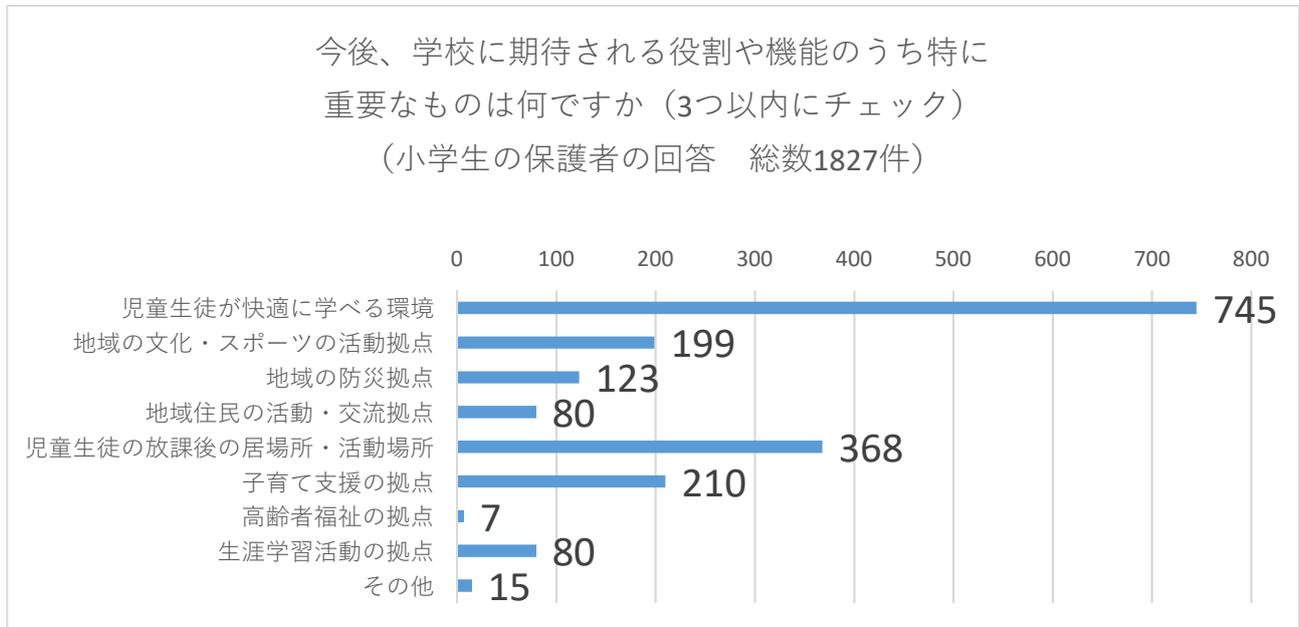
学校の適正な規模や配置の検討にあたり特に配慮すべきことは何ですか
（3つ以内にチェック）



直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（保護者、児童生徒）

7.学校に期待されるもの（保護者の意見）（小学生の保護者の回答）

今後、学校に期待される役割や機能のうち特に重要なものは何ですか（3つ以内にチェック）

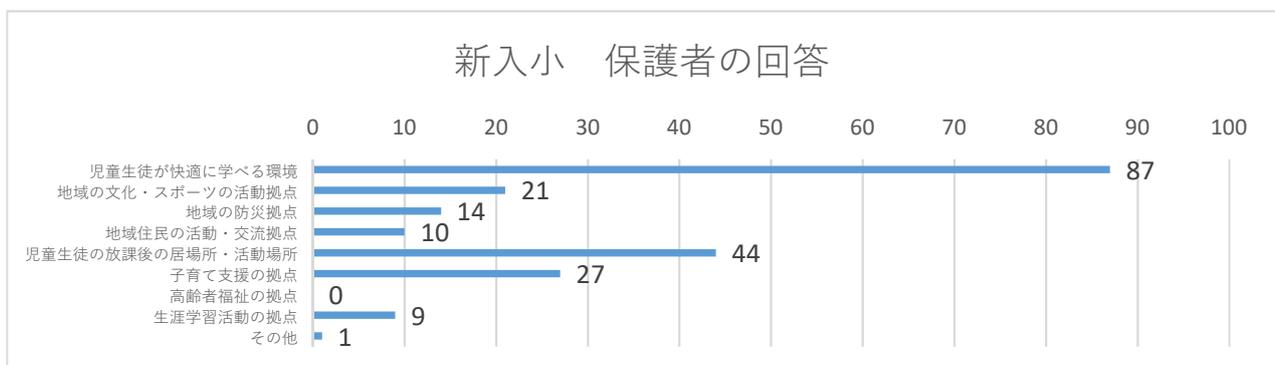
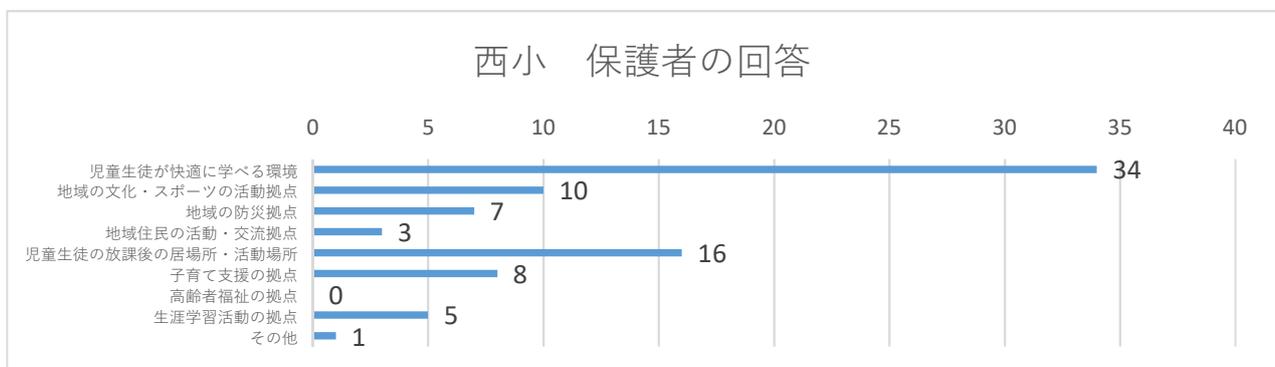
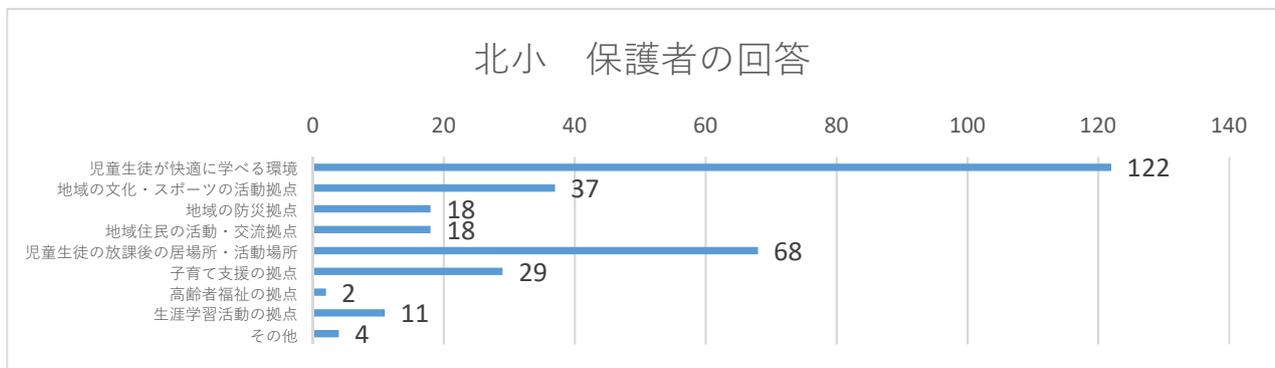
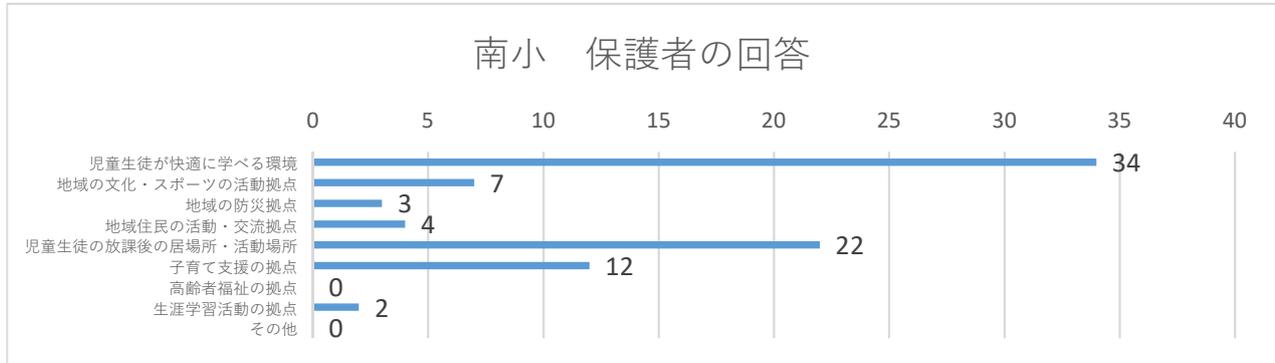


小学校の保護者、中学校の保護者ともに、ほとんどの保護者（約95%）が、「児童生徒が快適に学べる環境」が特に重要と考えています。

小学生の保護者・中学生の保護者ともに、また各学校別の回答においても、今後学校に期待される役割や機能のうち特に重要なものについて2番目に多い回答は、「児童生徒の放課後の居場所・活動場所」でした。

7.学校に期待されること（保護者の意見）（小学生の保護者の回答）

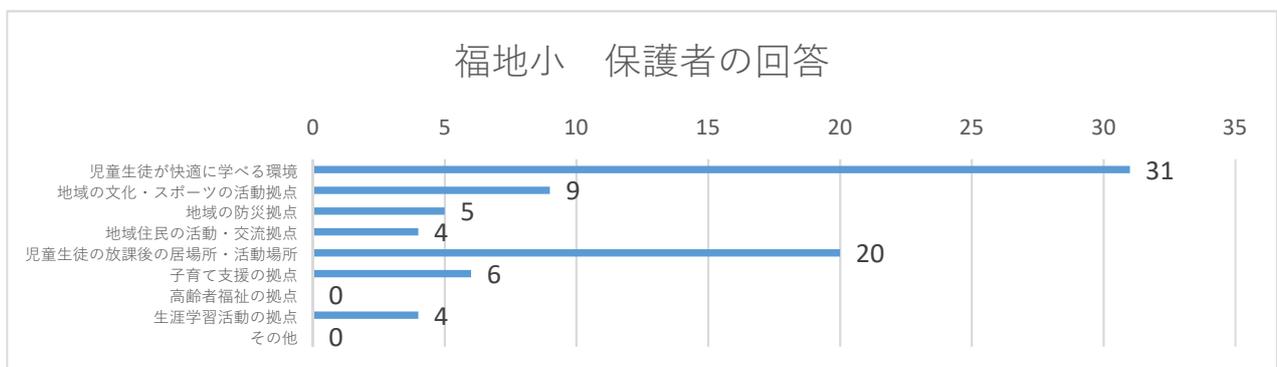
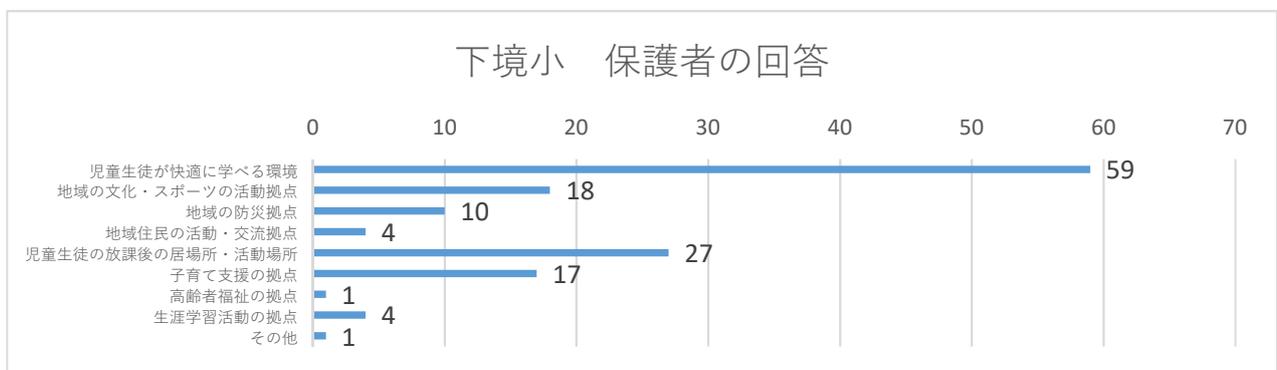
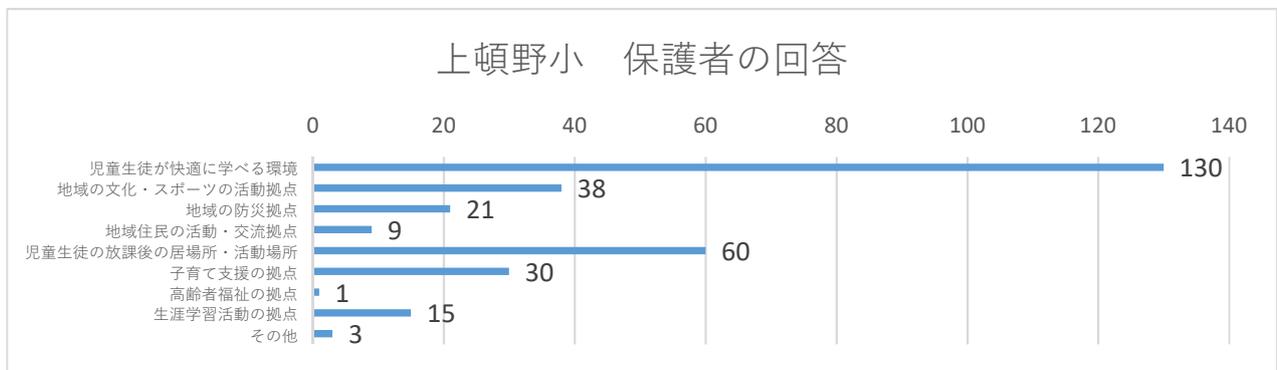
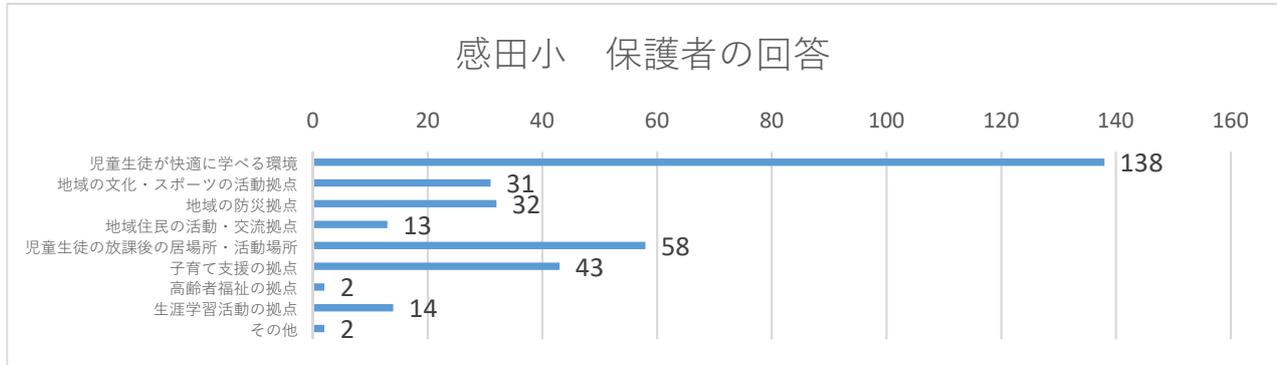
今後、学校に期待される役割や機能のうち特に重要なものは何ですか
（3つ以内にチェック）



直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（保護者、児童生徒）

7.学校に期待されること（保護者の意見）（小学生の保護者の回答）

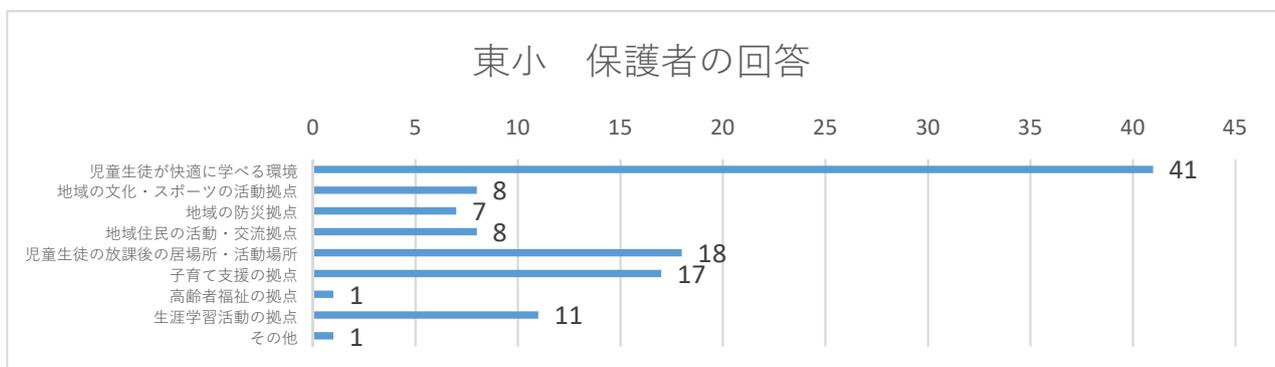
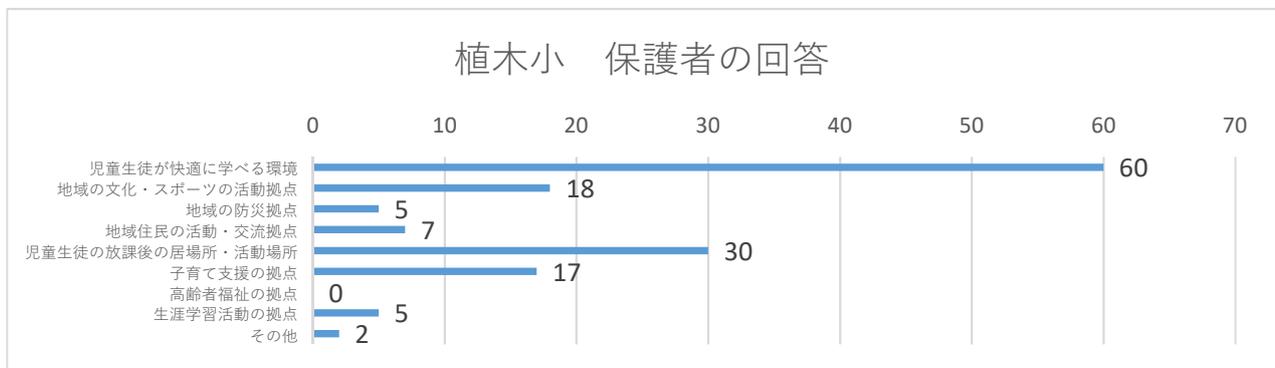
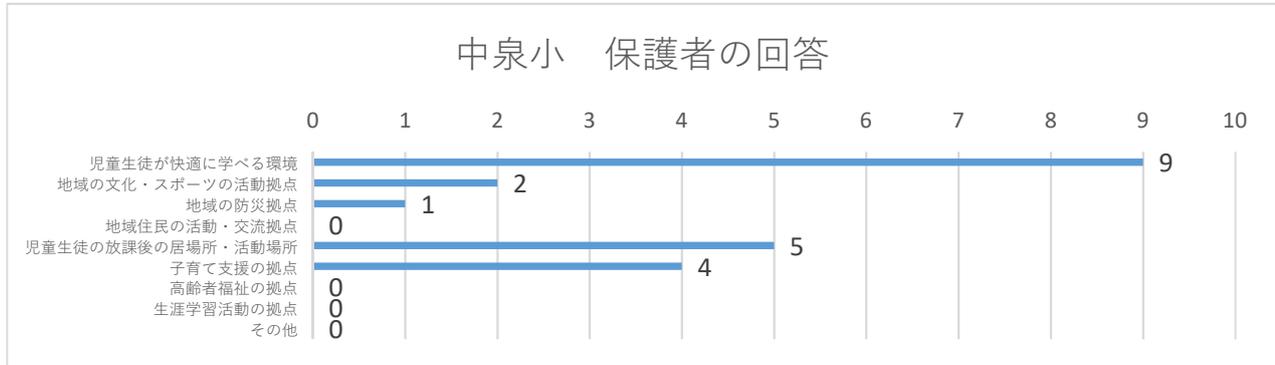
今後、学校に期待される役割や機能のうち特に重要なものは何ですか
（3つ以内にチェック）



直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（保護者、児童生徒）

7.学校に期待されること（保護者の意見）（小学生の保護者の回答）

今後、学校に期待される役割や機能のうち特に重要なものは何ですか
（3つ以内にチェック）



今後学校に期待される役割や機能のうち特に重要なものについて、小学校毎の保護者の回答の上位2件は、いずれの小学校も「児童生徒が快適に学べる環境」「児童生徒の放課後の居場所・活動場所」でした。3番目に多い回答は、次のように分かれています。

「子育て支援の拠点」と回答した保護者が3番目に多い学校

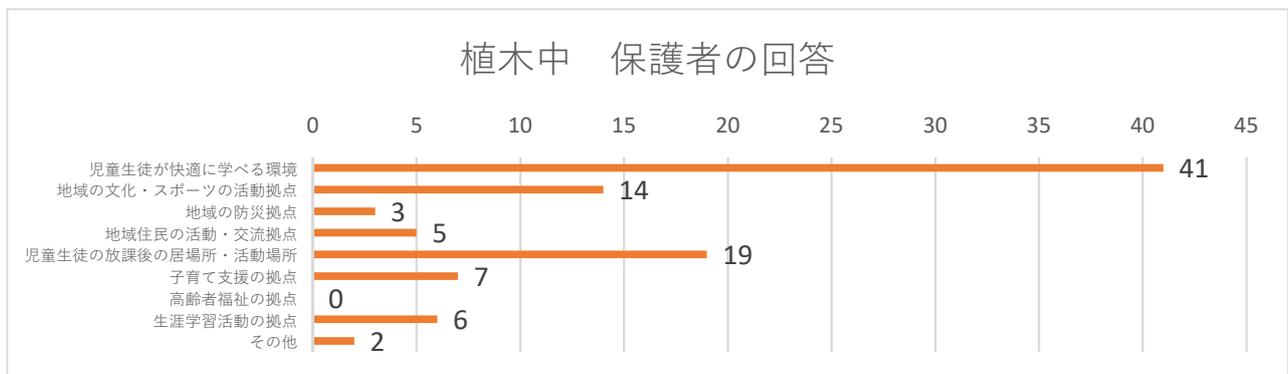
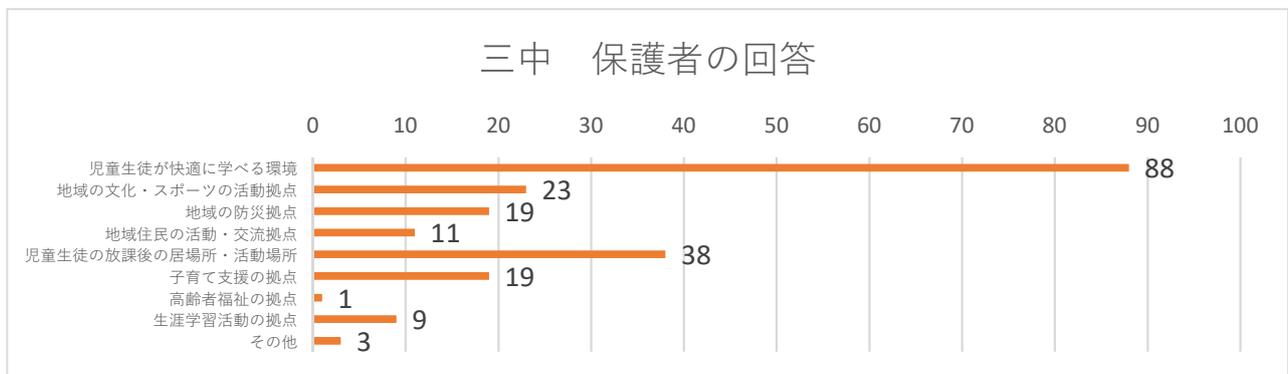
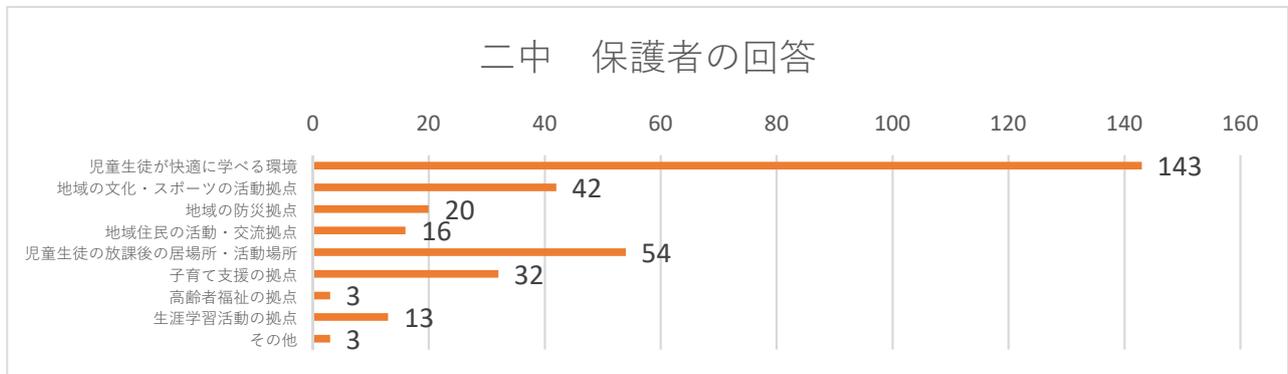
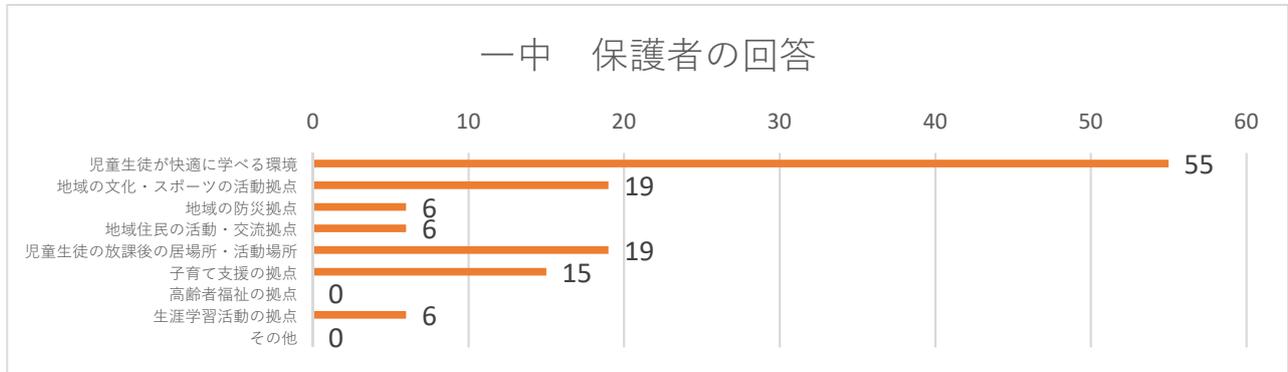
南小、新入小、感田小、中泉小、東小

「地域の文化・スポーツの活動拠点」と回答した保護者が3番目に多い学校

北小、西小、上頓野小、下境小、福地小、植木小

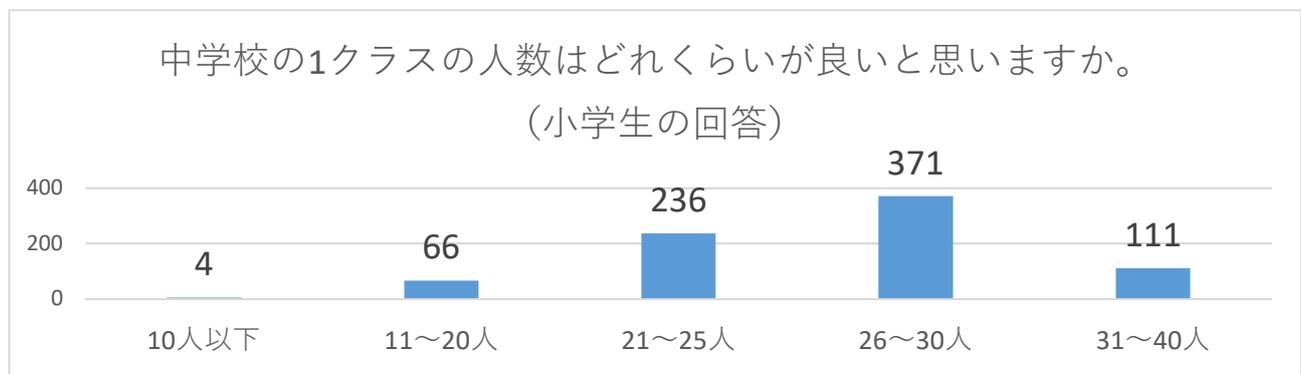
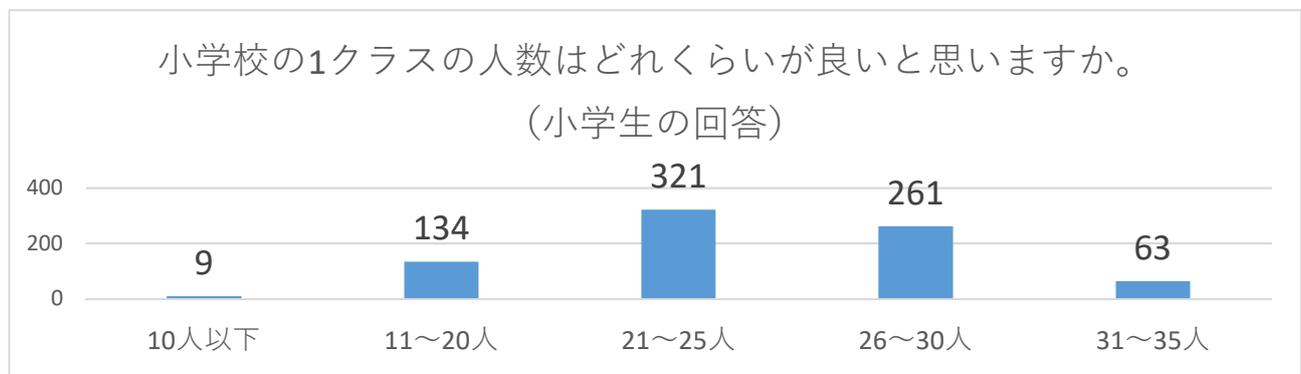
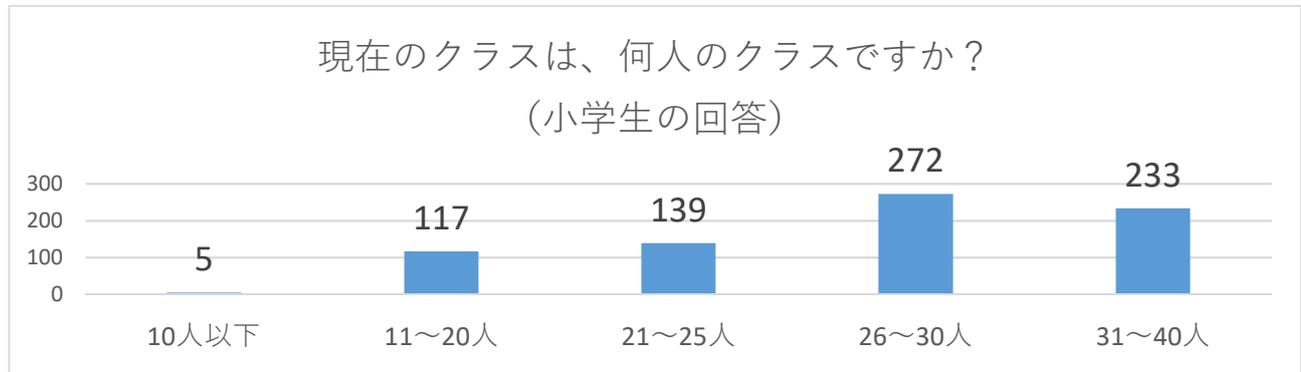
7.学校に期待されること（保護者の意見）（中学生の保護者の回答）

今後、学校に期待される役割や機能のうち特に重要なものは何ですか
（3つ以内にチェック）

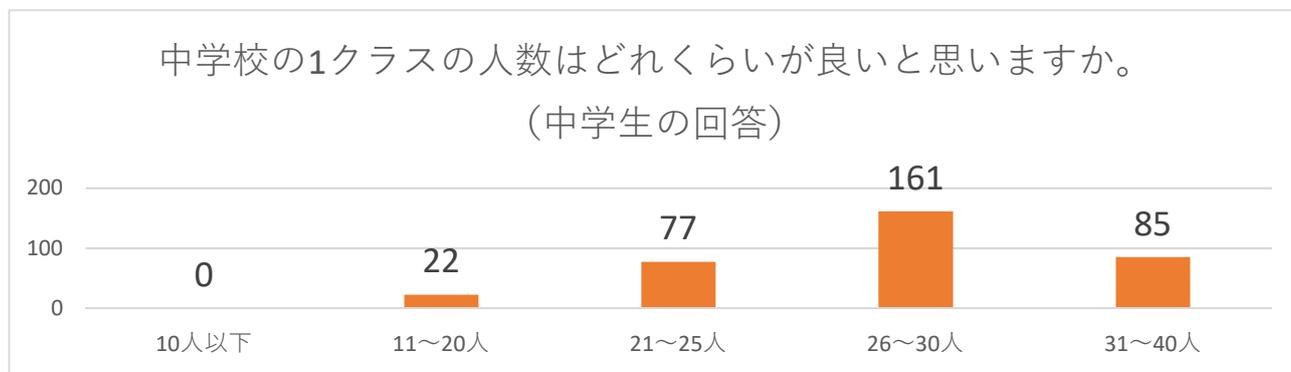
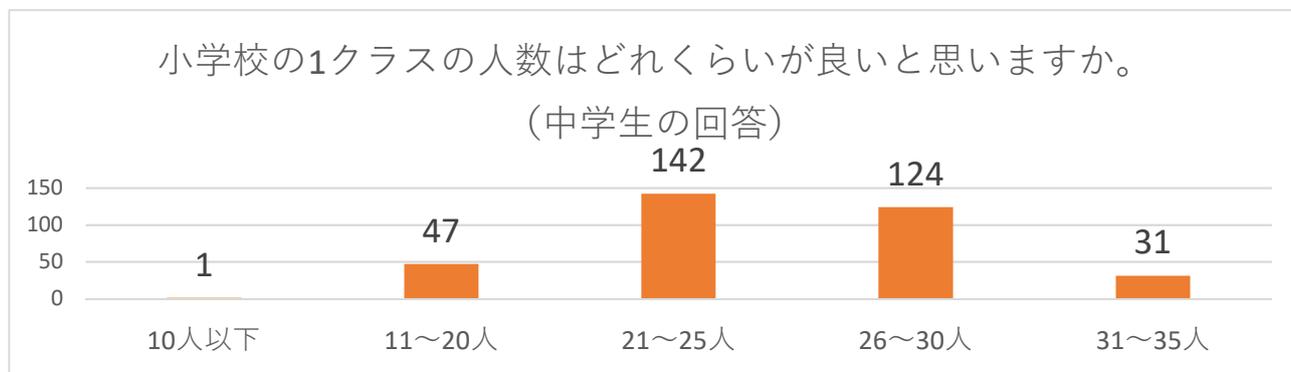


直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（保護者、児童生徒）

8.お子様のご意見を聞かせてください（児童生徒の意見）（小学生の回答）



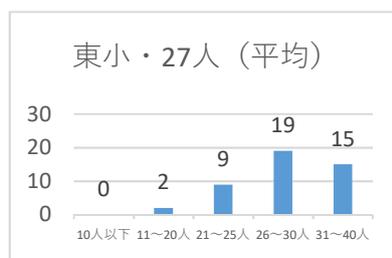
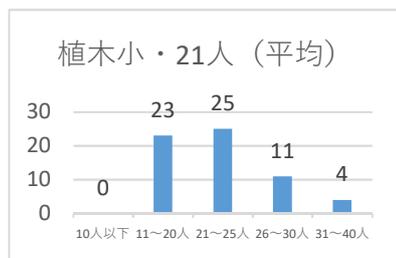
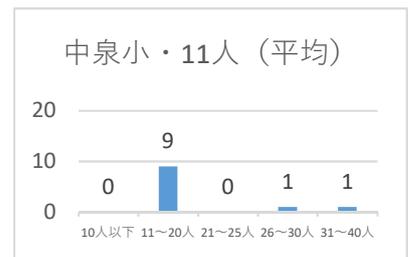
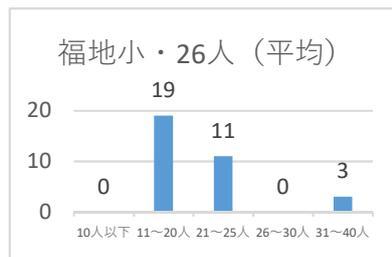
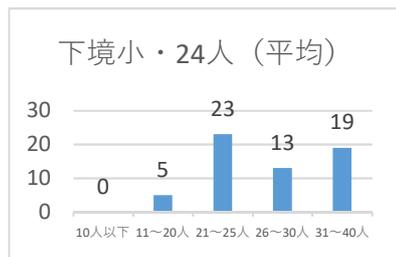
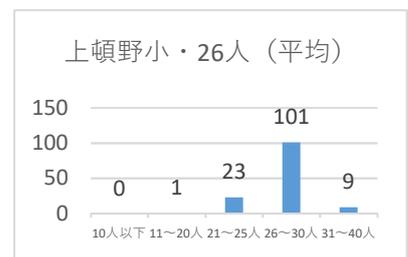
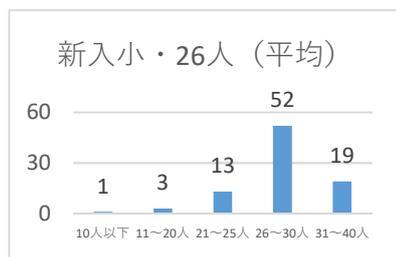
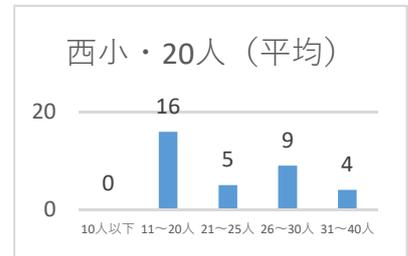
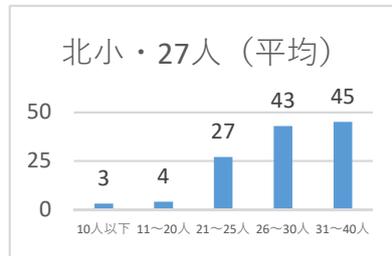
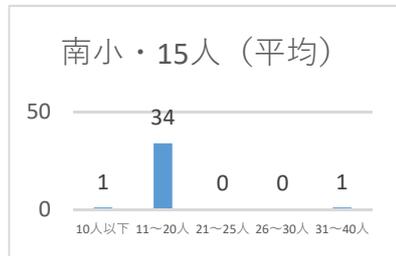
8.お子様のご意見を聞かせてください（児童生徒の意見）（中学生の回答）



小学生・中学生ともに、小学校よりも中学校の方が、1クラスの人数が多い方が良いと思っている傾向がみられます。

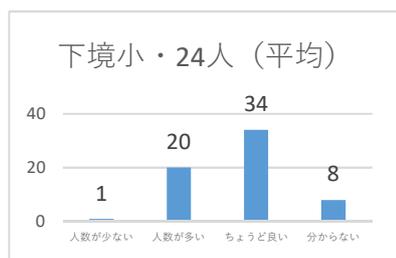
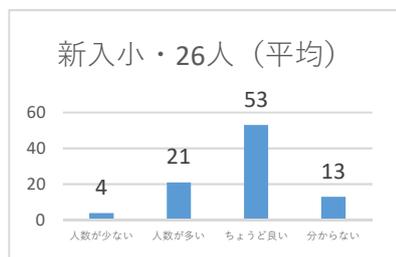
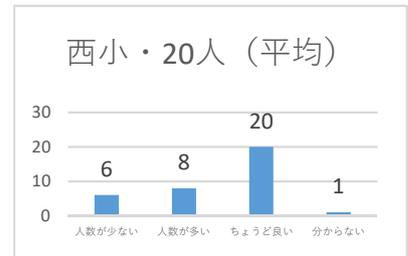
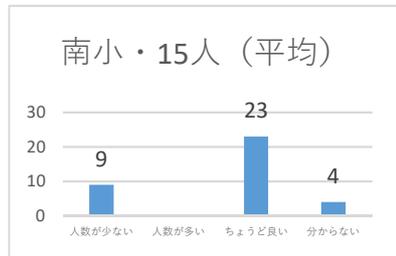
8.お子様のご意見を聞かせてください（児童生徒の意見）（小学生の回答）

現在のクラスは、何人のクラスですか？



8.お子様のご意見を聞かせてください（児童生徒の意見）（小学生の回答）

現在のクラスの人数について、どう思っていますか。



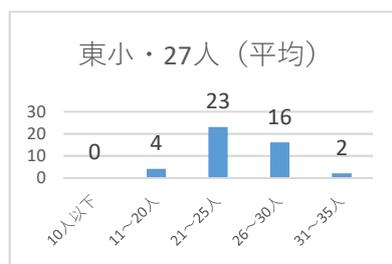
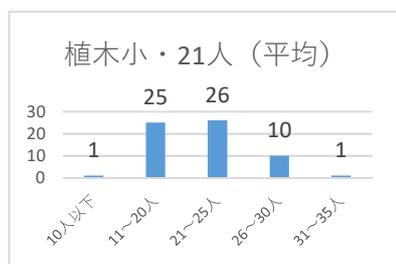
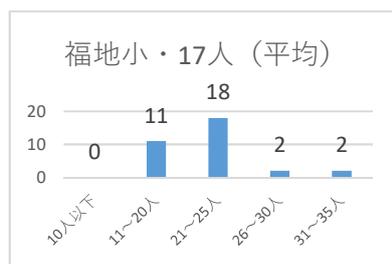
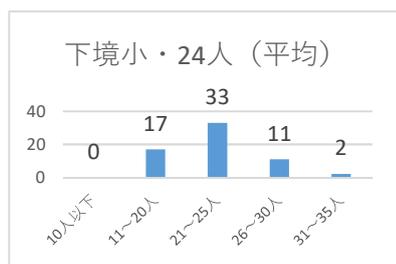
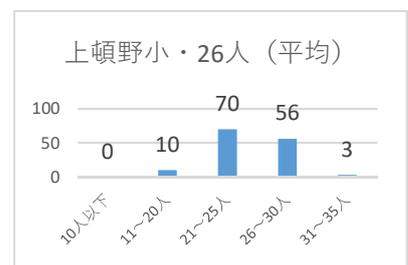
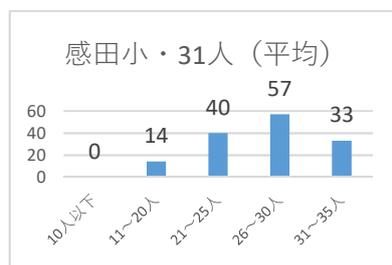
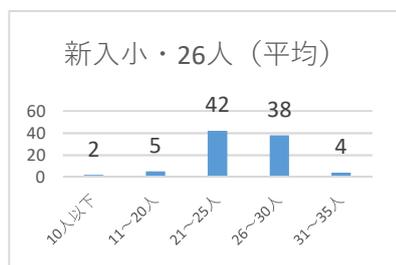
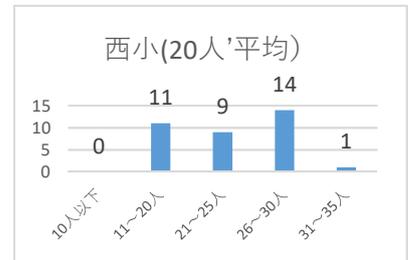
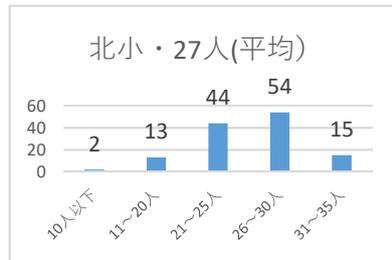
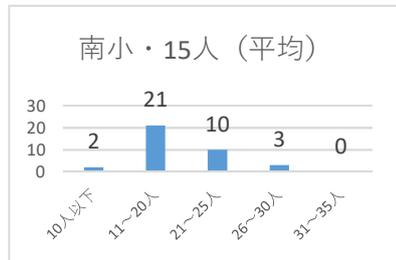
全体的に、現在のクラスの人数は「ちょうど良い」と感じている児童が多い傾向が見られます。

北小、感田小、新入小、上頓野小、下境小、東小においては、「人数が多い」と感じている児童が一定数います。

南小、福地小、中泉小においては、「人数が少ない」と感じている児童が一定数みられます。

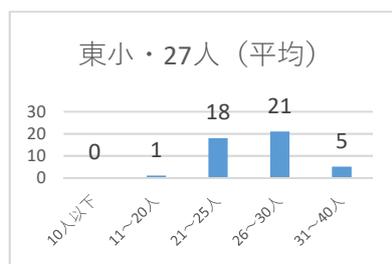
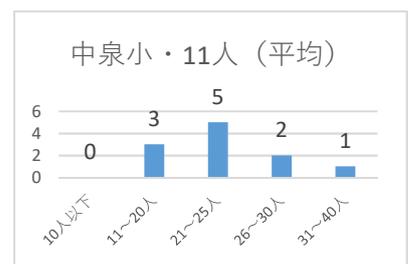
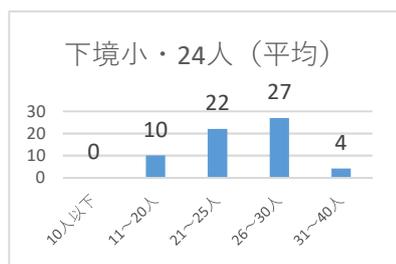
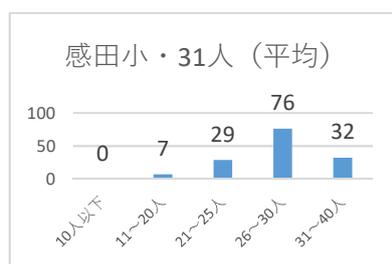
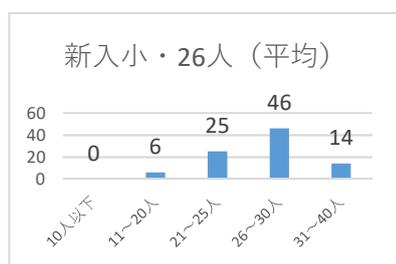
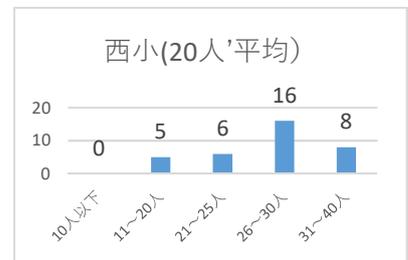
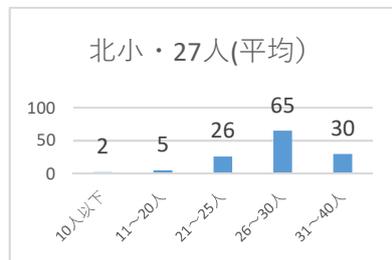
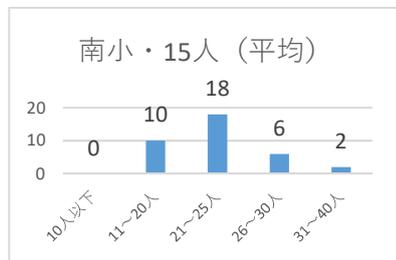
8.お子様のご意見を聞かせてください（児童生徒の意見）（小学生の回答）

小学校の1クラスの人数はどれくらいが良いと思いますか。



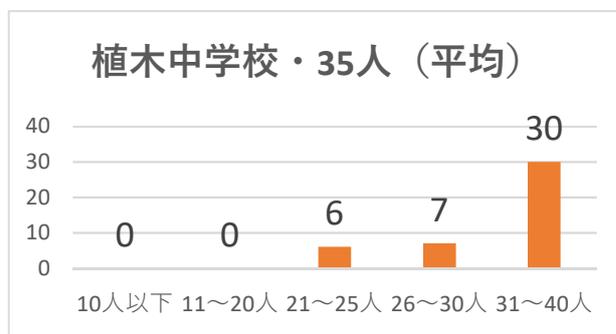
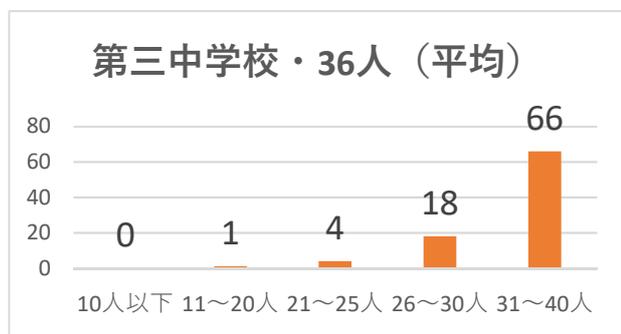
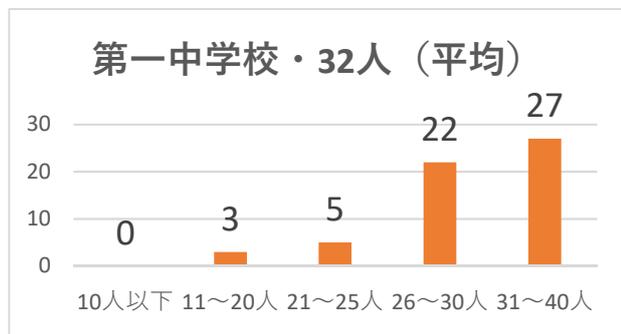
8.お子様のご意見を聞かせてください（児童生徒の意見）（小学生の回答）

中学校の1クラスの人数はどれくらいが良いと思いますか。



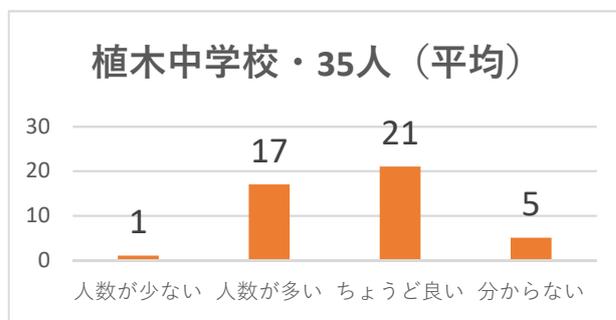
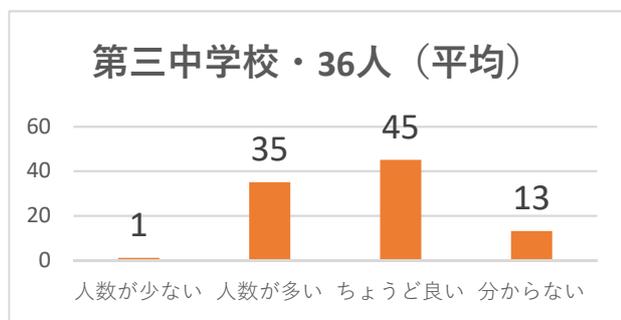
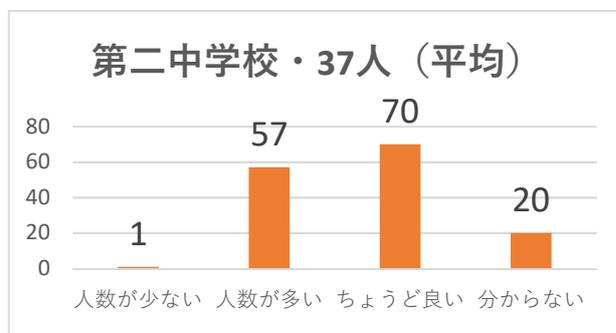
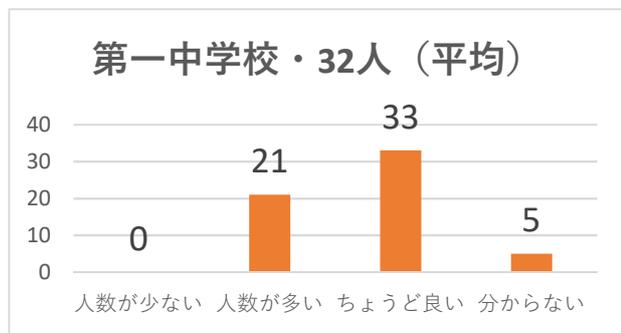
8. お子様のご意見を聞かせてください（児童生徒の意見） （中学生の回答）

現在のクラスは、何人のクラスですか？



8. お子様のご意見を聞かせてください（児童生徒の意見） （中学生の回答）

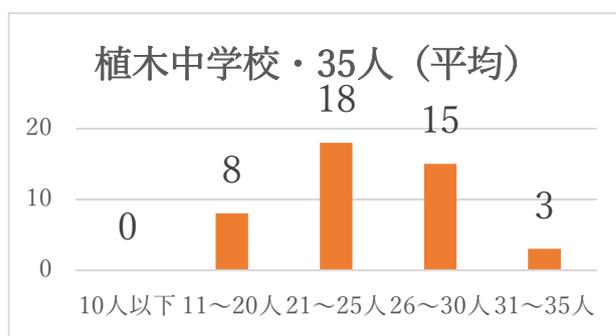
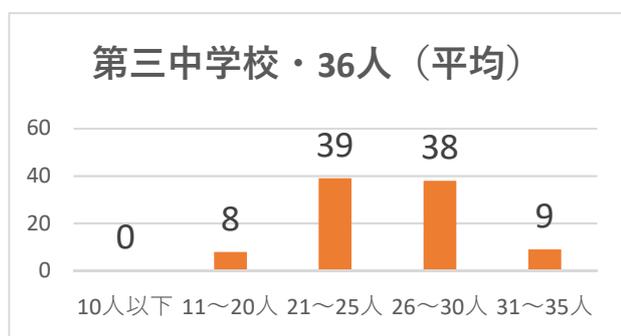
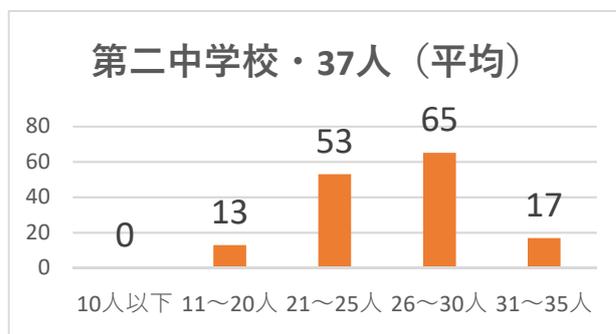
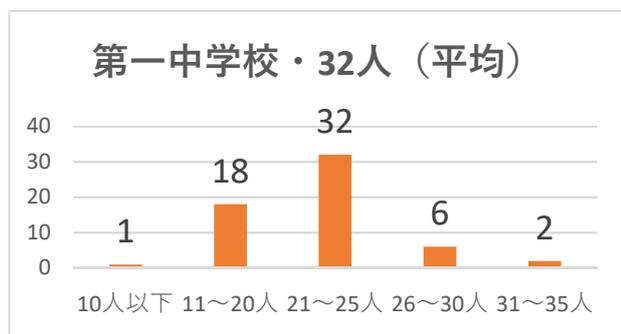
現在のクラスの人数について、どう思っていますか。



全体的に、現在のクラスの人数は「ちょうど良い」と感じている児童が多い傾向が見られますが、各中学校において「人数が多い」と感じている生徒が一定数みられます。

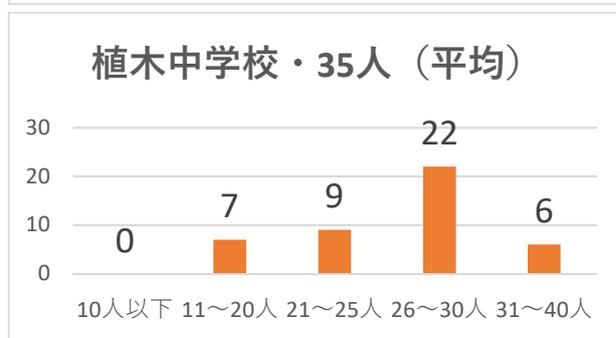
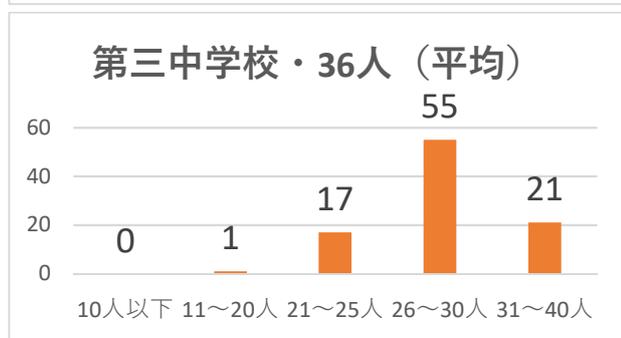
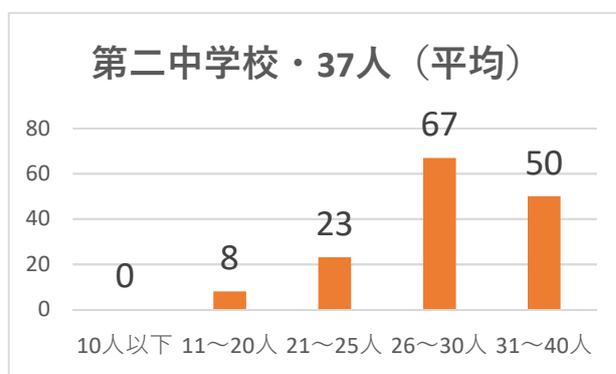
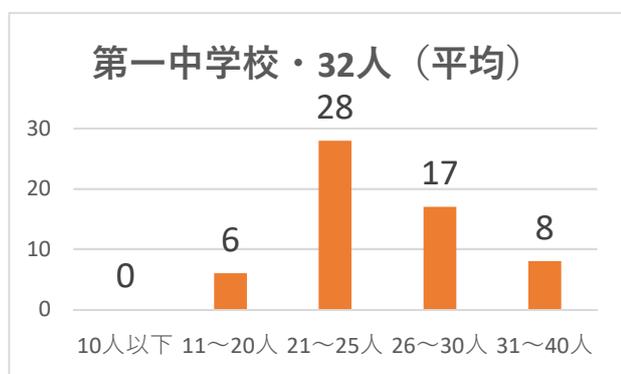
8. お子様のご意見を聞かせてください（児童生徒の意見） （中学生の回答）

小学校の1クラスの人数はどれくらいが良いと思いますか？



8. お子様のご意見を聞かせてください（児童生徒の意見） （中学生の回答）

中学校の1クラスの人数はどれくらいが良いと思いますか。



8.お子様のご意見を聞かせてください（児童生徒の意見）

現在、通学にどのくらい時間がかかっていますか？

（小学生の回答）



現在の通学距離について、どのように感じていますか？

（小学生の回答）



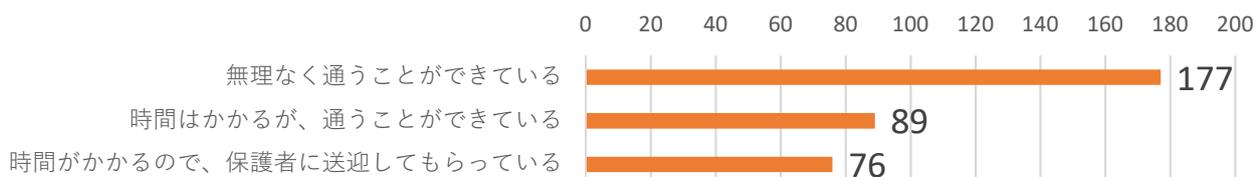
現在、通学にどのくらい時間がかかっていますか？

（中学生の回答）



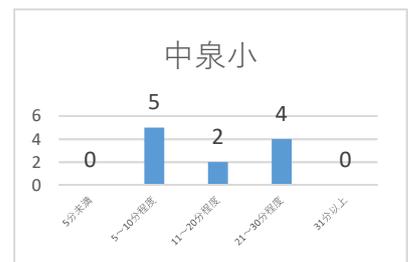
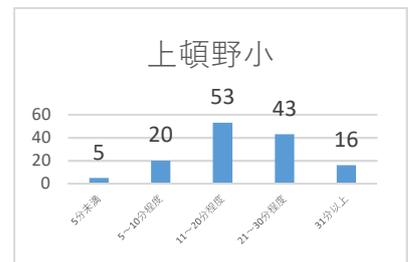
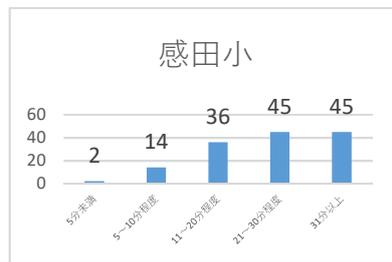
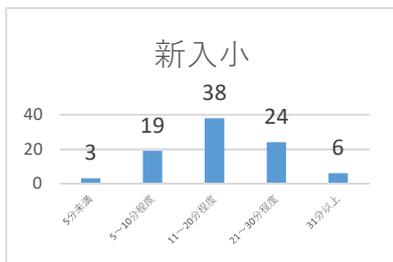
現在の通学距離について、どのように感じていますか？

（中学生の回答）



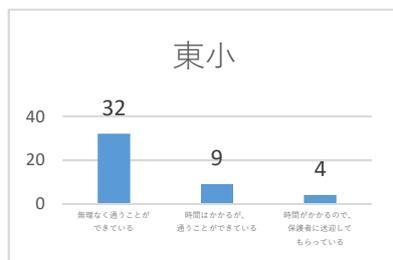
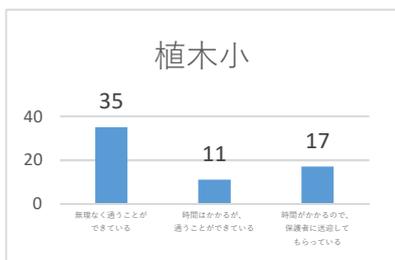
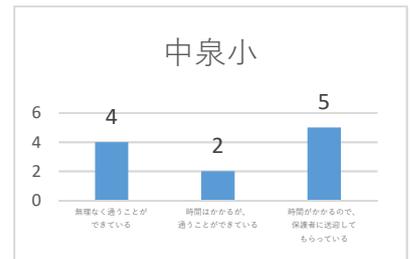
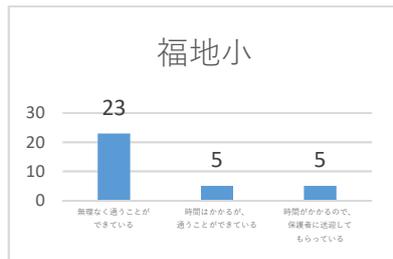
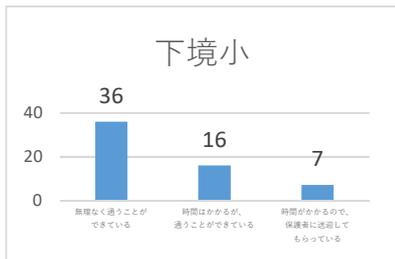
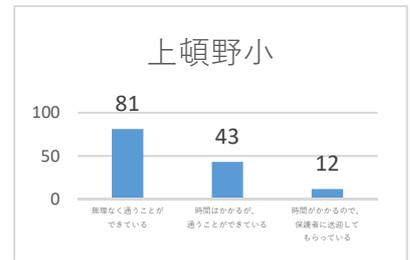
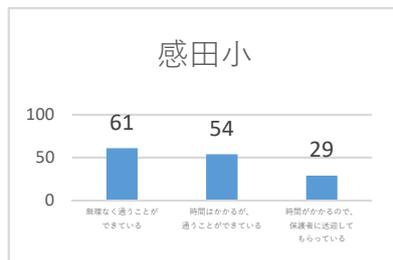
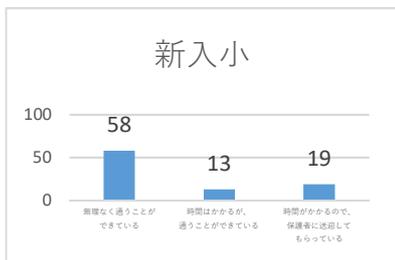
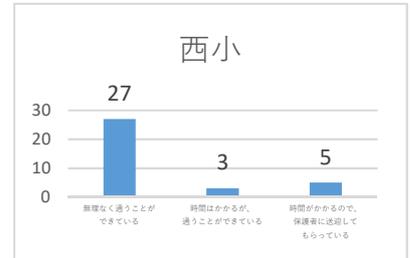
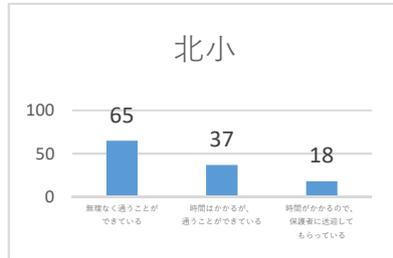
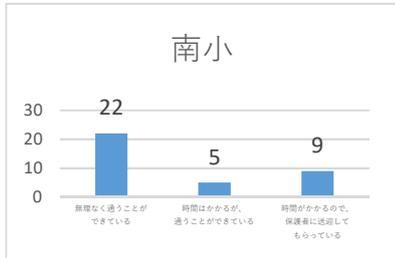
8.お子様のご意見を聞かせてください（児童生徒の意見）（小学生の回答）

現在、通学にどのくらい時間がかかっていますか？



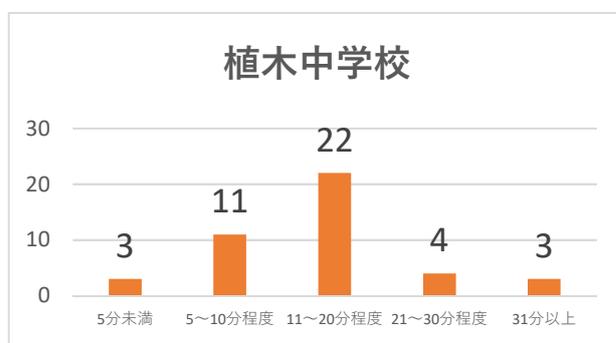
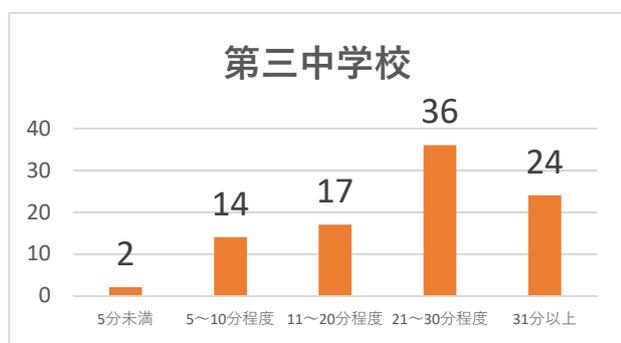
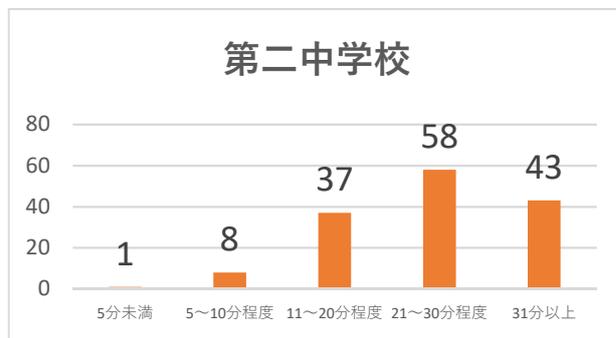
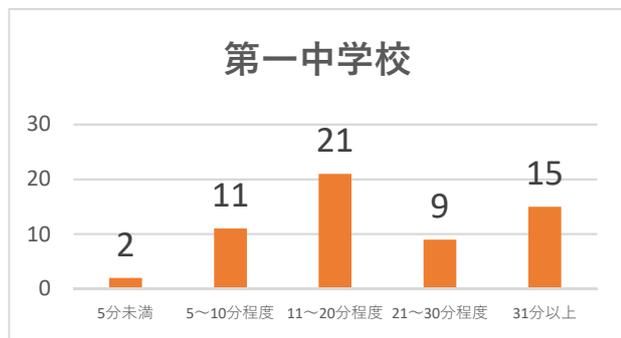
8.お子様のご意見を聞かせてください（児童生徒の意見）（小学生の回答）

現在の通学距離について、どのように感じていますか？



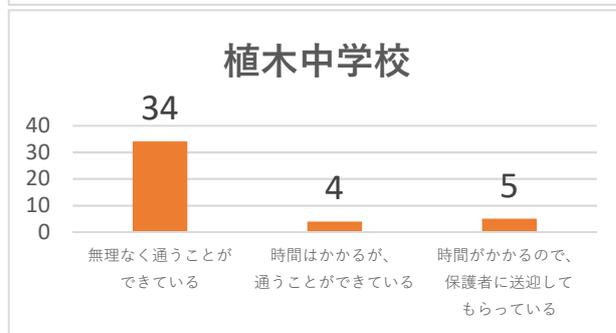
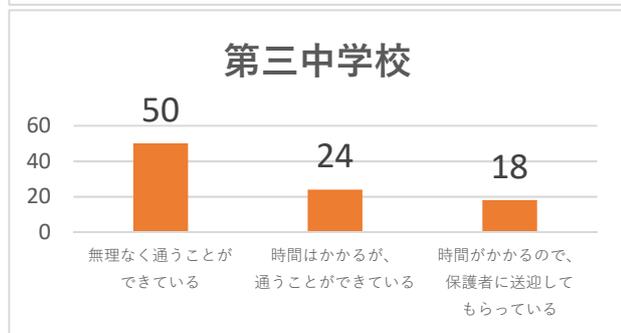
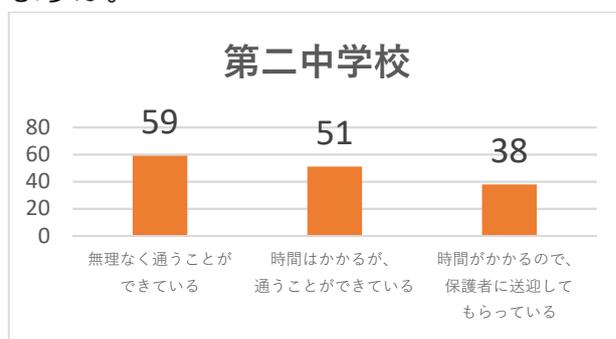
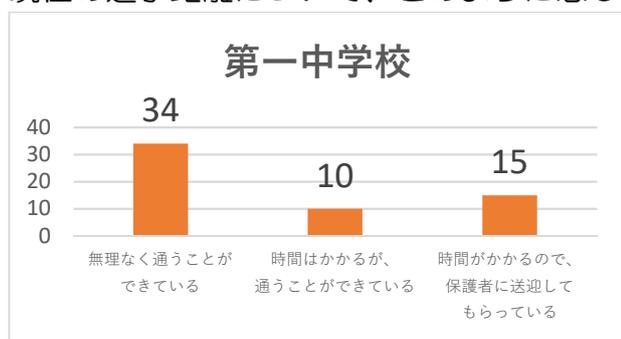
8. お子様のご意見を聞かせてください（児童生徒の意見） （中学生の回答）

現在、通学にどのくらいの時間がかかっていますか？



8. お子様のご意見を聞かせてください（児童生徒の意見） （中学生の回答）

現在の通学距離について、どのように感じていますか。



直方市保育体制強化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

直方市保育体制強化事業補助金交付要綱（平成31年直方市告示第108号）の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。）を」の次に「保育に係る周辺業務に」を、「活用」の次に「し、保育士の負担を軽減」を加え、「もって」を削り、「する」の次に「とともに、児童の園外活動時や特に見守りが必要な時間帯の安全管理を図る」を加える。

第2条中「次の」の次に「周辺」を加え、「をいう」を「とする」に改め、同条第1号中「遊具」の次に「等」を加え、同条第4号中「その他保育士の負担軽減に資する」を「外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 児童の園外活動時の見守り等の業務

(6) その他保育士の負担軽減に資する業務

第6条中「保育支援者の」を削り、同条を第8条とし、第5条を第7条とする。

第4条第1号中「平成26年4月1日以降、新たに保育所等に保育支援者を配置したこと。」を「保育支援者やスポット支援員は、平成26年4月1日以降、新たに保育所等に配置された者とする。」に改め、同条第2号中「保育所等は、保育支援者を配置した月における保育士及び保育士以外の者（保育支援者を含む。）の数と、前年同月における当該保育所等の保育士及び保育士以外の者（保育支援者を含まない。）の数を比較し、その結果、保育士・保育士以外それぞれにおいて同数以上であること。」を「保育支援者を配置する保育所等は、市町村に対し、実施計画書を提出するものとする。」に改め、同号ただし書を削り、同号に後段として次のように加える。

実施計画書には、本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者の配置を除く。）を記載すること。

第4条を第6条とする。

第3条中「保育支援者」を「第2条から第4条のいずれかの業務を行うもの」に改め、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（園外活動時の見守り等）

第3条 本業務は、保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市町村が認められた者が散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の

確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行うものとする。

- 2 本業務を行う者は、以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - (1) 市町村が認めた交通安全に関する講習会等を修了した者
 - (2) 安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者
- 3 本業務を行う場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年6月21日）に留意して実施すること。
(スポット支援員)

第4条 スポット支援員は、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯にスポット支援者を配置し、安全な保育体制の強化を行うものとする。

- 2 第2条の事業と合わせて実施する場合は、同条で配置した保育支援者とは別に配置すること。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

直方市保育体制強化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則(平成3年直方市規則第6号)の規定に基づき、直方市保育体制強化事業補助金に関し必要な事項を定めることにより、地域の多様な人材(以下「保育支援者」という。)を<u>保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減</u>することによって、保育の体制を強化し、<u>保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時や特に見守りが必要な時間帯の安全管理を図る</u>ことを目的とする。</p> <p>(保育支援者)</p> <p>第2条 保育支援者は、保育士の資格を有しない者で、次の<u>周辺業務を行うものとする</u>。</p> <p>(1) 保育設備、遊ぶ場所及び遊具等の消毒・清掃業務</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) <u>外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳業務</u></p> <p>(5) <u>児童の園外活動時の見守り等の業務</u></p> <p>(6) <u>その他保育士の負担軽減に資する業務</u></p> <p>(園外活動時の見守り等)</p> <p>第3条 <u>本業務は、保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者が散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行うものとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則(平成3年直方市規則第6号)の規定に基づき、直方市保育体制強化事業補助金に関し必要な事項を定めることにより、地域の多様な人材(以下「保育支援者」という。)を_____活用_____することによって、保育の体制を強化し、<u>もって</u>保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する_____ことを目的とする。</p> <p>(保育支援者)</p> <p>第2条 保育支援者は、保育士の資格を有しない者で、次の____業務を行うもの<u>をいう</u>。</p> <p>(1) 保育設備、遊ぶ場所及び遊具__の消毒・清掃業務</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) <u>その他保育士の負担軽減に資する</u>_____業務</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

2 本業務を行う者は、以下のいずれかの要件を満たすこと。

(1) 市町村が認めた交通安全に関する講習会等を修了した者

(2) 安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者

3 本業務を行う場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日)に留意して実施すること。

(スポット支援員)

第4条 スポット支援員は、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯にスポット支援者を配置し、安全な保育体制の強化を行うものとする。

2 第2条の事業と合わせて実施する場合は、同条で配置した保育支援者とは別に配置すること。

(補助対象事業)

第5条 補助金を交付する対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)は、直方市内の保育所又は認定こども園(以下「保育所等」という。)が、第2条から第4条のいずれかの業務を行うものを配置し、保育の体制を強化する事業(以下「保育体制強化事業」という。)とする。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付を受けることができるものは、保育体制強化事業を実施する保育所等で、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 保育支援者やスポット支援員は、平成26年4月1日以降、新たに保育所等に配置された者とする。

(2) 保育支援者を配置する保育所等は、市町村に対し、実施計画書を提出するものとする。

(新設)

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)は、直方市内の保育所又は認定こども園(以下「保育所等」という。)が、保育支援者__を配置し、保育の体制を強化する事業(以下「保育体制強化事業」という。)とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるものは、保育体制強化事業を実施する保育所等で、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 平成26年4月1日以降、新たに保育所等に保育支援者を配置した。

(2) 保育所等は、保育支援者を配置した月における保育士及び保育士以外の者(保育支援者を含む。)の数と、前年同月にお

実施計画書には、本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組(保育支援者の配置を除く。)を記載すること。

(3) 省略

(補助金の額)

第7条 省略

(補助対象経費)

第8条 補助金の対象となる経費は、保育体制強化事業に要した_____
_____人件費とする。

附 則

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

ける当該保育所等の保育士及び保育士以外の者(保育支援者
を含まない。)の数を比較し、その結果、保育士・保育士以外
それぞれにおいて同数以上であること。

ただし、前年同月の実績がない保育所等は、保育支援者を配置した月と保育所
開所月を比較すること。

(3) 省略

(補助金の額)

第5条 省略

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費は、保育体制強化事業に要した保
育支援者の人件費とする。

附 則

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。